令和5年6月20日付け 監査公表第3号 (神戸市公報第3813号)の別紙

# 監査の結果に基づき講じた措置等 目 次

令和4年度財務定期監査(2)	1
行財政局(税務部)、環境局、経済観光局、水道局、	
行財政局(内部統制、市役所改革関連)	
令和4年度包括外部監査5	4
社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について	
令和4年度財政援助団体等監査(2)7	8
一般財団法人神戸観光局、神戸コンベンションコンソーシアム	
神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体、須磨ヨットハーバー運営共同事業体	
令和4年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2)9	3
建設局、建築住宅局、神戸新交通㈱	
令和2年度財務定期監査(2)10	0
建設局、内部統制	
令和3年度財務定期監査(1)10	5
建築住宅局、消防局	
令和3年度財務定期監査(2)11	1
企画調整局、都市局、交通局	
令和2年度包括外部監査12	1
水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに	
一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について	
令和3年度包括外部監査	24
教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給負	乏
会の出納その他の事務の執行について	
令和2年度財政援助団体等監査(1)13	9
社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体	
令和3年度財政援助団体等監査14	1
一般財団法人神戸住環境公社(旧一般財団法人神戸すまいまちづくり公社)	

# ○指 摘 事 項

#### (1) 契約に関する事務

ア 特定調達契約における契約結果の公告を行うべきもの

下記の契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される特定調達契約にあたるため、随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に同政令第12条及び神戸市契約規則第27条の12に定める公告を行うべきところ、行っていなかった。

	件 名	金 額	契約期間
(ア)	路線価付設業務	152 166 200 H	R3. 4. 1
	委託	153, 166, 200 円	∼R6. 3. 31
(1)	固定資産税評価図	01 150 000 11	R3. 4. 1
	異動更新業務	81, 158, 000 円	∼R4. 3. 31
(ウ)	登記事項等の機械		R3. 4. 1
	的取り込みに係る	35, 760, 120 円	∼R4. 3. 31
	課税システム改修		

#### (固定資産税課)

	件 名	金額	契約期間
(工)	軽自動車税関係		R4. 2. 25
	手続きの電子化に		∼R4. 9. 30
	伴う軽自動車税	34,000,000 円	
	JNKS対応に	01,000,000   1	
	係るシステム改修		
	業務委託		

(収納管理課)

政令、規則に定める公告を行うべきである。

# 契約結果の公告が行われていなかった原因は、事務担当者や承認者、決裁者の特定調達契約における契約結果の公告手続き及びマニュアル等による事務手続きの確認不足によるものである。今回の事例を組織内で共有するとともに、特定調達契約に該当する契約金額と適用基準額について十分に注意し、適正な事務手続きに努めるよう指導を

措置内容

さらに、担当者による点検、係長、課 長による決裁を徹底し、適正な事務手 続きを行うよう指導を継続する。

行った。

イ 契約約款を遵守するべきもの

委託契約、及びその他請負契約において、契 いて、契約の相手方から業務責任者の 約の相手方から契約の履行に係る責任者(以下 通知を受けていなかった原因は、事務 「業務責任者」という。)の通知を受けていない 担当者や承認者、決裁者の契約約款の 事例が、抽出した契約の中で多数あった。 内容及び業務責任者通知の提出につい

(市民税課、法人税務課、固定資産税課、 収税課、収納管理課)

神戸市では、神戸市契約規則や神戸市における実際の契約類型を踏まえ、適切な契約当事者間等の具体的な権利義務関係を定めた契約約

委託契約、及びその他請負契約において、契約の相手方から業務責任者の通知を受けていなかった原因は、事務担当者や承認者、決裁者の契約約款の内容及び業務責任者通知の提出についての確認不足によるものである。今回の事例を組織内で共有するとともに、職員が契約約款の内容を遵守することはもちろん、契約の相手方にも契約約款の遵守を指示するよう指導を行っ

措置済

措置状況

·和4年度 財務定期監査(監査対象:行財政局税務部)			
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況	
款を使用して契約している。 委託契約約款第 14 条、及び製造その他請負 契約約款第 19 条において、契約の相手方は神 戸市に対し業務責任者を選任し、その氏名、連 絡先その他の必要な事項を書面により通知し なければならないとされている。委託契約、及 び製造その他請負契約の契約約款の解説及び 補足(令和 3 年 4 月 1 日改正)には、「適正な 仕事の履行と請負人の独立性を確保するため、 業務責任者を選任する。」と示されている。 契約約款は契約内容を構成するものであり、 契約約款の規定は遵守するべきである。 また、契約の相手方にも、契約約款を遵守す るよう指示するべきである。	た。 さらに、担当者による点検、係長、課長による決裁を徹底し、適正な事務手続きを行うよう指導を継続する。		
ウ 契約決裁に契約保証金の納付を免除する理由を記載するべきもの 委託契約において、委託契約約款第3条に基づく契約保証金が免除されている事例があった。契約決裁に免除する旨が記載されず、また、その判断の根拠資料も保存されていなかった。 (法人税務課、固定資産税課、収納管理課)神戸市契約規則第25条は、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。また、委託契約に関する解説及び記載例(令和3年4月1日~)の委託契約書頭書記載例は、「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する(免除理由の付記は不要)。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと判断され、契約保証金の納付を免除する理由があるのであれば、契約決裁に	委託契約において、契約保証金の免除を行っても関わらず、契約の表別を表別の表別を記載、また根拠資料の活力を記載、また根拠資事務担にできている。 では、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本のでは、大田の本の本の本のでは、大田の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本	措置済	

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
根拠資料がある場合は当該資料を保存するべ		
きである。		
エ 前金払をした契約において納品検査を適正	前金払で支払いを行っていた本契約	措置済
に行うべきもの	において、納品完了後の納品検査が行	
開錠不能金庫の合鍵作成等の専決契約にお	えていなかった原因は、事務担当者や	
いて、前金払で支払をしなければ契約しがたい	検査員の前金払いの際の納品検査につ	
買入れとして前金払していたが、納品完了後、	いての認識不足によるものである。	
納品検査を行っていなかった。 (収税課)	本契約における納品物(合鍵等)の納	
納品検査については、契約の履行の確保とし	品確認を再度行い、適正に納品されて	
て、地方自治法第234の2第1号で「工事若し	いることを確認した。	
くは製造その他についての請負契約又は物件	さらに、検査員、立会人による点検を	
の買入れその他の契約を締結した場合」におい	徹底し、神戸市契約事務手続規程に沿	
ては、「契約の適正な履行を確保するため又は	った適正な事務手続きを行うよう指導	
その受ける給付の完了を確認」するため必要な	を継続する。	
検査をしなければならないとされ、検査の方法		
が地方自治法施行令第 167 条の 15 に規定され		
ている。		
また、神戸市契約事務手続規程第30条で「検		
査員は、完成検査を行った結果、合格と認めた		
ときは、速やかに、前条の規定により提出させ		
た履行届に検査合格年月日その他の必要事項		
を記載し、並びに検査員及び立会人が記名押印		
した検査合格報告書を作成するものとし、並び		
に主管課長は、作成された書類を主管課におい		
て保存するものとする。」としている。		
前金払をした場合においても、納品完了後、		
徴取した納品書(履行届)に基づき、納品検査		
を行うべきである。		
(2) 財産管理に関する事務		
ア 常時保管現金(つり銭資金)を適正に管理す	新長田合同庁舎 2 階市税の窓口で使	措置済
るべきもの	用しているつり銭資金のうち、予備の	
新長田合同庁舎市税の窓口では、市税に関す	資金について、日々の始業時・終業時の	
る証明書の発行・閲覧手数料、及び市税の徴収	確認ができていなかった。また、予備の	
用のつり銭資金の交付を受け、交付額の半分を	資金を保管する金庫については、勤務	
つり銭として使用し、残りの現金は予備の資金	時間中、金庫の鍵が施錠されていない	

# 令和4年度 財務定期監査(監査対象:行財政局税務部) 監査結果の概要 措置内容 措置状況 として金庫内に保管していたが、うち予備の資 状態であった。 現在は予備の資金についても毎日確 金について、日々の始業時、終業時の確認を行 っていなかった。 認し、確認結果を「つり銭資金確認表」 また、勤務時間中、予備の資金を保管してい に記録するようにしている。また、金庫 る金庫の鍵は施錠されていなかった。 については勤務時間中も常に施錠し、 (市民税課) 必要な時に職員が複数で開閉すること 保管現金については、現金取扱事務の手引 を徹底している。 (公金編)で「毎朝保管現金に異常がないか確 認するとともに、随時、保管金品を点検してく ださい。」等の注意事項が定められており、現金 等管理マニュアルにおいても、現金取扱時のチ エックとして「つり銭資金、交際費、還付のた めの準備金等、常時必要となる事務経費として 交付を受けた前渡金(常時保管現金)について は、毎日、原則として始業時・終業時に、複数 の職員による残高検算を行うこと。」とされて いる。 金庫の管理については、現金取扱事務の手引 (公金編) で、必要な時以外はダイヤルとロッ クの二重施錠をすること、鍵の管理は課長、係 長等が行うなど責任者及び取扱者を特定し、勤 務時間外は鍵を持ち帰るなど厳重に管理する ことが定められている。現金等管理マニュアル においても、「現金等の管理においては、勤務時 間内外を問わず1人で預金通帳から現金を引き 出したり、保管現金や郵便切手類等を取り出す ことができないしくみが必要です。」と記載さ れている。 事故の発生防止のため、つり銭の予備の資金 についても毎日点検を行うとともに、金庫は勤 務時間内外を問わず施錠のうえ、適正に管理す るべきである。 イ 郵便切手類を適正に管理するべきもの 新長田合同庁舎 2 階の市税の窓口に 措置済 自家用車で新長田合同庁舎市税の窓口に来 | おいて交付している駐車券について、 庁された方に交付する無料駐車券について、神 交付、記録が不明な状況であったほか、

所属長による毎年度3回以上の残高確 認、直近上位の上司による年1回のチ

戸市物品会計規則で定める物品管理簿(消耗品

管理簿)にて、使用日ごとの交付枚数、残高を

措置内容

措置状況

記録していたが、担当者の押印がなく誰が交付、記録したか不明な状況であった。また、令和3年9月27日から実査当日の令和4年12月2日まで、物品管理者決裁の押印がなく、物品管理簿と現物の残数の確認を受けていなかった。加えて、所属長による毎年度3回以上の残高確認、及び直近上位の上司による年1回のチェックを受けていなかった。なお、自主監査においては当該項目が対象から漏れていた。

(市民税課)

現金等管理マニュアル 3. 現金取扱時のチェ ックでは、「郵便切手類は、物品会計規則第8条 に基づき、受領又は交付の都度、物品管理者(所 属長)が物品管理員(係長級又は担当職員)に 指示して物品管理簿に記載させなければなら ないことになっているので、適正に処理するこ と。」とされている。また、同マニュアル4.保 管現金・郵便切手類の定期的なチェックでは、 定期的な点検のルール化を求めており、所属長 は少なくとも毎年度3回、保管現金の残額・預 金通帳の残高を確認し、不適切な収入・支出が ないかどうか自らチェックすること、また、郵 便切手類の残数と郵便切手類管理簿上の残数 が一致しているかどうかを実際に数えてチェ ックすること、及び所属長の直近上位の上司 が、少なくとも年1回、自主監査実施時に合わ せて、自ら保管現金・郵便切手類等についての 上記チェックを行い、仕組みどおり適正に処理 されているか検証することとされている。

事故の未然防止のため、受領又は交付の都度 の確認を行うとともに、定期的なチェックを適 正に行うべきである。また、自主監査を行う際 には、所管する事務全体を把握のうえ、漏れな く実施するべきである。 ェックを受けていない状況にあった。 また、自主監査項目からも漏れていた。 現在は使用日毎に交付・記録した担 当者が押印し、物品管理者による管理 等と現物の残数の確認を受けるととも に、所属長による毎年度3回以上の残 高確認、及び直近上位の上司による年 1回のチェックを実施している。また、 自主監査を行う際には、所管する事務 全体を把握のうえ、漏れなく実施する。

令和4年度 財務定期監查(監查対象:行財政局税務部)

7和4年度 財務定期監査(監査対象:行財政局柷務部) 			
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況	
(3) その他の事務			
ア 事務移管に伴う文書の移管を適正に行うべ	令和 3 年度にふるさと納税に関する	措置済	
きもの	事務が企画調整局つなぐラボに移管さ		
ふるさと納税に関する事務は、令和3年度に、	れる際に文書の移管を行ったが、出納		
行財政局税務部税制企画課から企画調整局つ	整理期間中の支出事務等にかかる一部		
なぐラボ (現参画推進課) に移管されているが、	の文書について移管を失念していたこ		
文書管理・電子決裁システムにおいて、令和3	とが原因である。		
年度の文書の一部が税制企画課の簿冊に保存	対象文書については、速やかに移管		
されたままとなっていた。 (税制企画課)	を完了した。		
同システムによる公文書の事務処理につい	また、今後事務移管が生じる場合に		
ては、毎年度、行財政局担当課長(総務・文書	は、文書管理・電子決裁システムにおい		
改革担当)より発出される「年度当初における	て移管すべき文書の漏れがないよう、		
公文書事務について (通知)」の中で、業務が移	全文書検索の実施を徹底することを所		
管された場合の対応等について記載されてい	属内で周知した。		
る。			
文書移管しなければ、移管先の部署で当該文			
書を閲覧することができないため、速やかに移			
管するべきである。			

	措 置 内 容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
(1) 支出に関する事務		
ア 適正な時期に施行決議をするべきもの	施設予約も支出負担行為であり、適	措置済
令和3年11月11日に地域の分別資源化に関	正な時期に施行決議を行う必要があ	
する活動団体の集会を開催するため、令和2年	ることについて令和5年2月9日に	
11月2日に会場施設の利用予約をしていたが、	担当者に周知徹底を図った。さらに令	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	和5年3月20日に所属内職員全員に	
により令和3年7月1日に当該行事の中止を決	対しメールで指摘内容及び対応につ	
議し、あわせて会場の利用中止申出書の提出と	いて共有し、同様の手続き漏れが発生	
キャンセル料 26,300 円の支出にかかる決議を	しないよう周知徹底した。	
受けて、7月14日にキャンセル料を支出した。		
ところが、利用予約した時点では、当該行事		
開催にかかる施行決議が行われておらず、令和		
3 年度に入ってからも行事開催の施行決議も会		
場利用経費の支出負担行為も行われていなか		
った。 (業務課)		
地方自治法第 232 条の 3 は「普通地方公共団		
体の支出の原因となるべき契約その他の行為		
(これを支出負担行為という。) は、法令又は予		
算の定めるところに従い、これをしなければな		
らない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂		
第 13 版〕は、「支出事務は、施行決議(予算の		
使用決定) に始まり、支出負担行為、支出決議、		
支出命令の審査及び支払といった一連の行為		
によって完結する」と説明している。		
所属によると、会場の利用予約の際は口頭で		
の決裁のみで予約に必要な書類を提出してい		
たとのことである。また、令和3年度に入って		
からも、今回の申込みによる使用料、また、キ		
ャンセル料がいくらになるのかについては、明		
確にしておらず、適正に施行決議及び会場利用		
経費の支出負担行為(予算の使用決定)がなさ		
れていたとは言えない。		
適正な時期に施行決議をするべきである。		
イ 遅滞なく支出するべきもの		
下記のとおり支出が遅延していた下記の事		
例があった。		

## 措置内容

### 措置状況

# (ア) 前払金の支出が遅延した事例

#### <事例>

件名	契約金額	前払金額	交付申請 ・請求日	交付通知	請求書 受理日	支払日
長田事業所外壁改修工事	30,580千円	12,000千円	R4. 1. 13	R4. 1. 13	R4. 1. 13	R4. 1. 31

(施設課)

公共工事の前払金に関する事務処理要綱第8条第4項では、「前払金の支払は、請求を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。」と規定されており、さらに、工事請負契約約款第32条第3項においては、「請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。」とある。

特別の事情がない限り、契約の相手方から請求のあった日から 14 日以内に支出するべきである。

支出の事務処理の遅れが防げなかったのは、前払金の請求を受けたことを担当者しか把握できない体制であったことが要因であることから、前払金などを請求する場合は、課内共用メールに送付するよう事業者に依頼し、請求行為について課内の複数の職員で情報共有し、支払い手続きの処理状況をチェックできる体制を構築した。

措置済

措置済

# (イ) 完成払分の支出が遅延した事例 <事例>

件名	金額	検査合格日	請求書 受理日	支払日
<ol> <li>ごみクレーンケーブルリール電動機強補修</li> </ol>	1, 903, 000円	R3. 9. 30	R3. 11. 19	R3. 12. 27
② 非常用発電機燃焼器ライナー購入	1,760,000円	R4. 2. 3	R4. 2. 4	R4. 3. 8
③ ピット火災消火設備点検整備	619, 300円	R4. 3. 22	R4. 3. 22	R4. 4.25

# (施設課苅藻島クリーンセンター)

上記の①、③は契約事務手続規程第 13 条の工事請負及び製造請負以外の請負契約(その他請負契約)、②は物品売買(購入)契約であるが、この場合、神戸市契約規則第 40 条第 3 項等の規定により、契約の相手方から完成払分の請求があった場合、その日から 30 日以内に支払わなければならないとされている。また、製造その他請負契約約款第7条においても適法な請求を受理した日から30 日以内に支払うとされている。

クリーンセンターでは、消耗品などの物品購入、施設の点検整備、補修等の支払件数が多い。このような中、支出の遅れが生じることがないよう、令和5年2月6日に遅延内容及び再発防止を文書で所属内に周知、徹底するとともに、支払い遅延が事業者の資金繰りに影響を与える可能性があることについても認識を共有した。

また、請求書受理日および支出命 令書の送付日を入れた執行管理簿を 作成し、支払事務を管理することと した。

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局) 監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
	JH	7日 旦 1八 (九
事業者の資金繰りの悪化に伴う経営への影響な同胞なるない。  「おめの担手すると話すの		
響を回避するために、契約の相手方から請求のあった日から30日以内に支出するべきである。		
めった日から30日以内に文山り3へさである。		
(ウ)契約保証金の返還が遅延した事例	業者から請求書が提出されなかっ	措置済
賃貸借期間が令和3年3月31日に満了した	たため、返還までに日数を要したもの	
自動販売機設置業者から納付され、市で保管し	であることから、一定期間を経過して	
ていた契約保証金 19,764 円について、賃料及	も請求書の提出がない場合は、請求書	
び賃貸借期間にかかる電気料金が4月30日に	の提出について督促するように改善	
すべて納付されたことを 5 月 17 日に確認した	することとし、同様の事例が生じない	
うえ、当該契約保証金を返還するための請求書	よう令和5年3月7日に所属内で、この地方の供店は下屋屋が大井にて屋	
様式を同設置業者あて送付した。しかし、請求	の対応の徹底を所属長発文書にて周	
書が提出されないまま6か月以上が経過した結果、契約保証金の返還が完了するまでに日数を	知した。	
来、矢が休祉並の返逐が元」するよくに自然を要した。		
返還金請求書様式の送付 R3. 5.17		
(再送付 R3.12.8) 請求書の日付 R3.12.1		
明水音の口刊 R3.12. 1 (受理日 R3.12.17)		
支払日 R3.12.28		
10.11.10		
(兵庫事業所)		
同設置業者からの請求書の提出が遅れてい		
るのであれば、速やかに提出するよう依頼する		
などして、遅滞なく返還するべきである。		I II. IIII Ada
ウ 資金前渡(常時保管)を早期に行うべきもの	年度替わりにあたって、事前に前渡	措置済
公用車で外出した際に使用する有料駐車場	金の支出手続きを進めていなかった	
使用料として、毎月 4,000 円を資金前渡(常時保管)して執行していた事業所において、4 月	ため生じたものである。   令和5年度の前渡金については、令	
分の前渡金の精算報告書を確認したところ、4	和4年度中に前倒しして事務手続き	
月7日に使用した駐車料金200円について資金	神争中度中に前倒しして事務手続き	
前渡が間に合わず職員が立て替えたうえ、4月	金し、立て替えが生じることがないよ	
9日に受領した当月分の前渡金から立て替えた	うにした。	
駐車場使用料相当額を支出し、そのまま精算し	·	
ていた事例があった。 (兵庫事業所)		
神戸市会計規則第 45 条第 1 項第 14 号の規定		
により、市長の指定する事務所又は事業所にお		
いて常時必要とする1箇月以内の経費を資金前		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		1
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
渡することができる。しかし、上記4月7日の		
駐車場使用料 200 円については、前渡金整理簿		
及び精算報告書で4月7日使用の旨を、前渡金		
整理簿で4月9日支払の旨を、それぞれ記載し		
ている。しかし、当該支払は資金前渡して支払		
ったものとは言えない。		
「年度替わりに伴う会計事務の取扱いにつ		
いて(通知)(令和4年2月28日会会第1388		
号)【8】年度をまたがる支出関係文書の取扱」		
では、新年度の起案では業務に支障をきたすお		
それがある場合の旧年度に新年度の支出書類		
を作成する場合の取扱いが説明されており、そ		
の(例2)に4月1日付で支払う前渡金支出に		
ついて、旧年度中に支出負担行為決議、支出決		
議を取得する場合の取扱いが説明されている。		
年度替わりにおける資金前渡(常時保管)の		
精算と補充については、翌年度4月1日に出金		
できるよう前年度より準備を進め、前渡金を保		
管する空白期間が生じないよう努めるべきで		
ある。		
エ 前渡金の精算事務を適正に行うべきもの	前渡金の精算事務について通知文・	措置済
安全運転管理者等講習の受講料にかかる前	マニュアル等を十分に確認したうえ	
渡金の精算事務において、用務終了日を、受講	で処理を行うこととし、具体的には以	
料を支払った日ではなく受講日としており、ま	下の方法により対応することとした。	
た、用務終了後5日以内に精算登録を行ってい	前渡金支出業務の際、複数人で実施	
ない事例があった。	の確認ができるよう原則、支出事務を	
<事例> 安全運転管理者等講習(令和4年3月23日) 受講料9,000円(2名分)	行う担当者とは別の担当者が現金の	
·前渡金受領(振込)日 令和4年3月8日	収受と支払い(納付等)を実施し、帰	
・受講料支払日(兵庫県収入証紙購入) 3月10日(本来の用務終了日)	庁後、係長級(副所長)へ領収書を引	
・用務終了日(精算報告書の記載:受講日) 3月23日	き渡す。	
・精算年月日 3月30日	係長級(副所長) は領収書を受け取	
(北事業所)	り、検収した後、支出事務を行う担当	
財務会計事務の手引き(第 13 版)(4.2.2 資	者に領収書を引き渡し、5日以内に精	
金前渡(前渡金払)(7)前渡金の精算)では、用	算処理するように直接指示をする。	
務終了日については、「実際の用務が終了した		
日ではなく、前渡金(現金)の用務が終了した		
日をいう。」とされていることから用務終了日		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
は3月10日と考えられる。		
前渡金については、神戸市会計規則第 48 条		
第1項の規定により、用務終了後5日以内に支		
払精算書を作成し、直近の上司に提出しなけれ		
ばならないこととされている。		
前渡金の精算については、前渡金(現金)の		
用務が終了した日を用務終了日とし、用務終了		
日から5日以内に精算を行うべきである。		
(2) 契約に関する重教		

# (2) 契約に関する事務

ア 契約監理課による経理契約とするべきもの クリーンセンターのクレーンのために設計・ 制作された特殊部品(バケット油圧シリンダ 一) の調達において、合計金額が100万円を超 えるにもかかわらず、行財政局契約監理課によ る経理契約(以下「経理契約」という。)とせず、 同一の事業者 (メーカー代理店) へ複数の発注 を同日に行う所長専決による契約をしていた。 <事例> 港島クリーンセンター発注分(クレーンのバケット油圧シリンダー)

発注物品	金額	見積日	発注日	納入期限	納品日	発注先
灰クレーン油圧シリンダー	602,800円	R3. 4. 13	R3. 4. 13	R3. 9. 30	R3. 9. 16	A社
容プラクレーン油圧シリンダー	787,600円	R3. 4. 13	R3. 4. 13	R3. 9. 30	R3. 9. 16	A社

(港島クリーンセンター)

本件については、同日発注、同日納期限であ ることを考慮すると、2 件合計の発注金額は所 長専決範囲の100万円を超えることから、契約 監理課に要求し、その性質又は目的が競争入札 に適しないものとして特命随意契約とするべ きであったものと考えられる。

発注時に契約の対象とする物品の精査を行 うことを心掛け、随意契約とする場合は契約監 理課と随意契約の協議をしたうえで、可能なも のはまとめて1件の発注として、経理契約とす るべきである。

それぞれ用途と設置場所が異なる 別のクレーンであることから、個別に 発注したものであるが、指摘を踏まえ て、発注時に契約対象の物品を独自の 執行管理簿で精査し、別個の物品調達 であっても、発注日、納期限が近い契 約については、契約監理課とも協議し たうえで発注手続きを行うよう改め た。

また、令和5年3月2日に所属内の 会議を通じて所属職員に対し、今回の 事例に加えて、過去の財務定期監査結 果より類似事例を抽出した資料を配 布し、同様の事象が生じないよう周知 徹底した。

を選択するべきもの

## 監査結果の概要

イ 複数の小修繕随意契約に基づく発注について、必要に応じて経理契約など適正な契約手法

1回の意思決定により1件の契約が行われるべきであるが、意思決定が別々に行われたなどの理由で、所長専決範囲の100万円以内で複数の小修繕随意契約に基づき発注している次のような事例があった。

<事例> クリーンセンターの焼却炉やボイ ラーの修繕において、所長専決で複数の小修 繕随意契約により発注している事例

クリーンセンターの焼却炉やボイラーについては、炉の運転休止中に行う調査点検で発見した不具合について限られた時間内で発注、施工を実施する必要があるため、調査点検で不具合を発見する都度、所長による専決の小修繕随意契約で同じ事業者へ複数の発注を行っている事例が多数あった。

### (事例①)

件名	発注日	納入期限	金額	発注先
2号ボイラー 第一放射室後壁補修	R3. 5. 25	R3. 6. 8	952, 490 円	D社
2号ボイラー Yスタッド補修	R3. 5. 28	R3. 6. 8	980,100円	D社
2号炉 乾燥段フロントシール補修	R3. 5. 31	R3. 6. 20	813,340円	D社
2 号炉 乾燥段左右壁補修	R3. 6. 1	R3. 6. 11	902, 330円	D社
2号炉 アンカーメタル補修	R3. 6. 1	R3. 6. 15	873, 345 円	D社
2号ボイラー 水管保護剤補修	R3. 6. 2	R3. 6. 9	971,300円	D社
2号炉 起動パーナー廻り補修	R3. 6. 2	R3. 6. 11	937, 750 円	D社
2号炉 水冷壁補修	R3. 6. 4	R3. 6. 30	941, 380 円	D社

#### (事例②)

件名	発注日	納入期限	金額	発注先
3号炉 水冷壁補修	R3. 9. 2	R3. 9. 17	984, 940 💾	D社
3号ポイラー 第一放射室溶射部補修	R3. 9. 3	R3. 9. 17	987, 360 円	D社
3号ポイラー 水管プロテクタ補修	R3. 9. 4	R3. 9. 30	576, 840 円	D社
3号ポイラー 第一放射室補修	R3. 9. 6	R3. 9. 15	965, 580 円	D社
3号炉 Yスタッド補修	R3. 9. 8	R3. 9. 17	976, 140 円	D社
3号ポイラー 水管保護材補修	R3. 9. 9	R3. 9. 25	975, 260 円	D社
3号ポイラー記動パーナー廻り部補修	R3. 9. 10	R3. 9. 30	987, 360 PH	Dネt

#### (事例③)

件名	発注日	納入期限	金額	発注先
タービンバイパス減温注水調節弁補修	R3. 10. 5	R4. 3. 30	711,700円	E社
ターピンパイパス用蒸気減圧弁補修	R3. 10. 6	R4. 3. 15	922 900円	ΕĦ

(東クリーンセンター)

## 措置内容

措置状況 ———— 措置済

東クリーンセンターでは、定期点検のため、年間運転計画において炉の休止期間を定めている。この休炉期間中に順次実施する点検で発見された故障や損傷箇所のうち、緊急性が高いものや影響度が高いものは、休炉期間中に修繕を完了できるよう、発見される都度、発注していることから、それぞれ個別の補修ではあるが、発注日等が休炉期間に集中した。

この度の指摘を踏まえ、行財政局契 約監理課と協議した結果、今後は、定 期点検整備の契約の中で発見された 故障や損傷箇所の修繕対応について、 定期点検整備の契約内容に小修繕の 単価契約を含む仕様書に変更した。

令和5年3月23日には所属内の会議を通じて、所属職員に対し、指摘内容及び対応について共有し、周知徹底を図った。

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
本件については、同時期の発注、納期限であ		
ることを考慮すると、合計の発注金額は所長専		
決範囲の100万円を超えることから、本来専決		
契約ではなく、経理契約としたうえで、条件に		
合致する場合は、その性質又は目的が競争入札		
に適しないものとして特命随意契約とするべ		
きであったものと考えられる。		
発注、契約の履行に緊急を要する場合など、		
必要に応じて、契約監理課と随意契約の協議を		
し、必要に応じて経理契約など修繕内容等に応		
じた適正な契約手法とするべきである。		
なお、平成 25 年度の財務定期監査において		
同じ内容の意見を述べている。その意見に対す		
る措置状況報告書において、「発注、契約の履		
行に緊急を要するものは、契約監理課と協議		
し、必要に応じて随意契約など修繕内容等に応		
じた適切な契約手法を選択するよう措置を講		
じた。」と説明があったにもかかわらず改善さ		
れていない。現状を踏まえ、必要に応じて経理		
契約(随意契約)など修繕内容等に応じた適正		
な契約手法を選択するよう、改めて措置するべ		
きである。		
ウ 発注にあたって見積合せを行うべきもの		
(ア) 発注金額 10 万円を超える物品購入におい	指摘の事例は、本体価格が 10 万円	措置済
て、見積合せを行わず発注していた事例	未満であったため、見積り合わせが不	
発注金額10万円を超える物品購入において、	要と判断し、そのまま発注したもので	
見積合せを行わず発注していた事例があった。	ある。これは見積書徴取に関する認識	
<事例>	の誤りから生じたものであり、所属内	
洗濯用品(衣類乾燥機及びスタンド各2台(組立費含む))	で、改めて見積書徴取に関する基準を	
総額(税込)106,040円	確認し、今後の発注においては、当基	
(令和4年3月4日発注、3月16日納入)	準を遵守するよう令和5年3月7日	
(兵庫事業所)	に所属長発文書にて周知徹底した。	
随意契約における見積書徴取に関する基準		
第2条において、「随意契約を行う場合は、2人		
以上の者から見積書を徴取しなければならな		
い。」とされている。一方、同条において、「た		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
だし、以下のいずれかに該当する場合は、契約 しようとする者からのみの見積書によること ができる。」とあり、その第 1 号で「総額(税 込)が 10 万円未満の契約をする場合」があげら れているが、当該発注は、これに該当しない。 2 者以上から見積書を徴取し見積合せを行う べきである。		
(イ) 発注金額の合計が10万円を超える複数の同一事業にかかる発注について、見積合せを行わず同じ事業者に発注していた事例  発注金額の合計が10万円を超える各2件の同一事業にかかる同日の発注について、見積合せを行わず、ともに同じ事業者に発注していた事例があった。    本名   金額   見積日   発注日   料入期限   料品日   発注先   「外部給電・神戸モデル」   99.825円   R3.10.7   R3.10.14   R3.11.2   R3.10.27   B社     排助金のリーフレット   「外部総電・神戸モデル」   18.700円   R3.10.7   R3.10.14   R3.11.2   R3.10.27   B社	(事例①について) それぞれ用途・内容が異なる別の資料であることから、個別に発注したものであるが、同時期に発注するものがあり、まとめて発注することで効率的な事務執行に繋がるものについては、1件の発注としてまとめ、見積合せを実施することを令和5年3月9日に事務担当者に口頭で周知するとともに、令和5年3月31日には関係職員にメールで、今回の指摘事項と再発防止を周知徹底した。	措置済
(環境創造課) <事例②>    株名   金額   見積日   報注日   納入瀬根   株品日   報注集   株品工事   199.550 円   R3.3.26   R3.3.31   R3.3.31   R3.3.31   C社   (パーテーション取付)   内装工事   (パーテーション取付)   (垂水事業所)   (垂水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (重水事業所)   (大ラインド設置作業)   (東水事業所)   (東水東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	(事例②について) 同様に、それぞれ場所も異なる別の 工事であることから、個別に発注した ものであるが、同時期に発注するもの があり、まとめて発注することで効率 的な事務執行に繋がるものについて は、1件の発注としてまとめ、見積合 せを実施することについて令和5年 3月8日に口頭で所属内に周知徹底 した。	措置済

れている。

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
この規定に基づき、上記事例①②の各2件の		
発注は、ともに1者のみの見積書の提出により		
発注していたが、この2件については、見積書		
の作成日のほか、発注日、納期限が同日で、現		
に同日に納品(履行)されており、実質的に同		
一の契約とする意思決定であったと考えられ		
る。		
発注時に必要な数量の精査を行うことを心		
掛け、可能なものはまとめて1件の発注として、		
2 者以上から見積書を徴取し見積合せを行うべ		
きである。		
エ 納品検査等を適正に行うべきもの		
(ア) 発注にあたり発注書を使用せず、納品日が	令和5年3月9日に事務担当者に	措置済
記載されていない納品書(納品書兼請求書)に	発注書を作成のうえ交付することは	
より納品検査を実施していた事例	発注手続きの基本であること、納品書	
11月 27日・28日に開催されたイベント出展	への必要事項の明記を業者に指導す	
時に使用する物品を借用する際、発注書を作成	ることを口頭で周知するとともに、令	
せずに発注していた。	和5年3月31日には関係職員にメー	
また、納品書は、12月22日に借用先から納	ルで、今回の指摘事項及び正しい事務	
品書兼請求書として提出され、納品日が記載さ	手続きを周知徹底した。	
れていなかったが、補正を求めておらず、納期		
限や納品日の記載が明確でないまま、納品検査		
を実施していた。		
<事例> 納品書兼請求書(物品レンタル)		
2021年12月8日付け(12月22日受理)		
件名 兵庫カーライフフェスタ 2021 備品関係 品番・品名 37 インテ液量モニターセット一式 91,000 円 消費税 9,100 円 合計 100,100 円		
(環境創造課)		
契約手続規程第26条第2項には、「専決契約		
のうち次に掲げるものについては、契約の発注		
は、物品購入等発注書(様式第25号の2)又は		
消耗品調達システムにより行うものとする。た		
だし、物品購入等発注書又は消耗品調達システ		
ムによる発注が困難であると認められる契約		
及び地方公営企業法の財務規定等を適用する		
事業に係る契約については、この限りでない。」		
とあり、その第3号に、「歳出予算に係る節の区		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
分が使用料及び賃借料であるもの(歳出予算の細節の区分が一般使用料等又は自動車借上料であるものに限る。)」とあることから、専決契約のうち一般使用料にかかる契約の発注は、発注書による発注が困難であるものを除き物品購入等発注書又は消耗品調達システムにより行うものとされている。 契約手続規程第31条には、「専決契約により物品購入契約及び物品賃借契約を締結した場合において供給人が物品を納入したときは、納品書(様式は問わないが、次に掲げる事項その他の必要な事項を記載したものに限る。)を提出させるものとする。」とあり、その第2号に納入年月日が定められていることから、納品書には納品年月日を記載する必要がある。 発注にあたっては、発注書により発注を行うべきである。また、納品検査にあたっては、適正な納品書の提出を求めるべきである。		
(イ)納品(履行)検査を契約業務履行完了後に実施していなかった事例 ソフトウェアの運用保守業務において、開発業者と年度ごとに覚書を締結し、覚書締結後に費用の全額を支出している。令和4年度の運用保守業務では、令和4年4月1日に締結した覚書で以下のように記載していた。 <事例> 覚書記載事項(運用保守業務)  1.週展守業務 (1)開発性構ま定める機能等を満たして、スキルを保守し運用すること。(2)システムの機能・性様・操作等に関する間合せ、及び問題解決 (3)システム障害発生時の切り分け (4)その他、内容定義書5のサービスレベル構像のとおり 2.週限時期間令和4年4月1日から令和5年3月31日 3.費用 300,00円 内族: 25,000円×12か月×消費税10%=330,000円 本党書締結後、翌月末までに支払  本業務の支払にあたり、当該開発業者から令和4年6月27日に提出された納品書(履行届)に基づき、同日に納品(履行)検査を行い、6月28日に受理した請求書に基づいて、7月13日に一般支払により経費330,000円を全額支出し	指摘を受けて、令和5年3月14日に運用保守事業者と協議し、令和5年度の運用保守業務においては、履行完了後に、納品検査を行ったうえで、支払い手続きを行うこととした。	措置済

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措置 內容	措置状況
ていた。 (業務課)		
上記の納品(履行)検査は、業務内容から見		
るかぎり、覚書に記載された令和4年度の運用		
保守期間中に行われたものであり、契約業務履		
行完了後に実施されたものでないものと考え		
られる。		
本件の運用保守業務経費が、神戸市会計規則		
第 51 条第 3 号に規定された「前金で支払をし		
なければ、契約しがたい請負、買入れ又は借入		
れに要する経費」に該当する場合は、前金払と		
して支払うことができるが、この場合も契約業		
務履行完了後の履行確認は必要である。		
納品(履行)検査は、出来高検査の場合を除		
き、契約業務履行完了後に実施するべきであ		
る。		
(3) 財産管理に関する事務		
ア 管理する債権を財産に関する調書に記載す	契約当初より敷金の計上漏れがあ	措置済
るべきもの	ったものであり、令和5年3月29日	
環境省派遣職員滯在用住宅賃貸契約(令和 5	付け「令和4年度決算事務と出納閉鎖	
年3月31日まで)により賃借している住宅に	期の会計事務について (依頼)」にお	
ついては、契約当初に敷金として賃料の1か月	いて、当該敷金を債権として計上し	
相当にあたる 123,000 円を納付 (平成 21 年 3	た。	
月) しているが、令和3年度決算における財産		
に関する調書には、当該敷金を債権として記載		
していなかった。 (環境創造課)		
令和3年度決算にかかる会計室通知「令和3		
年度決算事務と出納閉鎖期の会計事務につい		
て(依頼)」(令和4年3月29日会会第1543号)		
においても、注意事項として「財産に関する調		
書の『3.債権』は、金銭の給付を目的とする地		
方公共団体の債権すべてを記載する必要があ		
ります。当該年度の歳入に係る債権以外の債権		
はすべて記載してください。」と記載している。		
住宅賃借時に支払った敷金については、財産		
に関する調書に債権として記載するべきであ		
る。		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
イ 請負業者の職員の通勤にかかる駐車許可を適正に行うべきもの     業務課は、一括して契約している事業所清掃等業務の請負業者職員の通勤のため、請負業者からの申請に基づき、西事業所の1台分を含む各事業所等における駐車場使用について、一括して請負業者に対して行政財産の目的外使用許可をしたうえで、請負業者に目的外使用許可とした。     しかし、業務課が請負業者に目的外使用許可していた記しから、西事業所の1台分については、行政財産ではなく、個人から賃借した土地を使用させていた。 (業務課) 行政財産を駐車場として使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項及び神戸市公有財産規則第24条第2号の規定による行政財産の目的外使用許可によることになるが、通勤用車両を駐車する場所が賃借地であるときは、行政財産の目的外使用許可をすることができないため、貸付けの手続によることとなる。 駐車する場所が賃借地であるときは、目的外使用許可ではなく、貸付けの手続によるべきである。	請負業者職員の駐車場使用について、賃借地を使用させていた事例が確認されたが、現在は、行政財産である駐車場のみ使用させており、行政財産の目的外使用許可による適正な事務処理を行っている。	措置済
ウ 現金や郵便切手類に関し、定期的点検を行うべきもの 所属で保管する郵便切手類等について、令和3年8月2日のチェックの後は、毎年度3回の所属長による定期的な点検が行われていなかった。 (布施畑環境センター) 現金等管理マニュアルでは、所属長は、少なくとも毎年度3回この定期的なチェックを行い、加えて、所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回チェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証するとともに、検算や点検をいつ・誰が行ったのか記録として残るようにすることとしている。 現金取扱事務の手引(公金編)及び現金等管	令和4年8月30日に実施した自主 監査にあわせて所属長点検及び所属 長の直近上司である副局長点検を実 施していたものの、記録には残してい なかったものである。 上記の点検に加えて、同年12月14 日及び令和5年3月22日にも点検を 実施しており、既にそれぞれ記録の作 成を行っている。	措置済

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		T
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
理マニュアルに基づき、所属長及びその直近上		
位の定期的な検算や点検を行い、その記録を残		
すべきである。		
エ 物品管理者を適正に指定するべきもの	物品管理者の取り扱いの誤った認	措置済
第2類事業所における物品管理簿の物品管理	識から生じたものであったため、改め	
者の押印欄に、所長(課長級)ではなく副所長	て規則、マニュアルを確認し、所長が	
(係長級) が押印していた。	物品管理者として押印するよう改め	
(布施畑環境センター)	た。	
神戸市物品会計規則第 5 条では、「本市に物		
品管理者及び物品管理員を置く」とし、同条第		
2 項において「物品管理者及び物品管理員は、		
別表第1に定める箇所に設置し、物品管理者は、		
その所管に属する使用中の物品を管理するも		
の」とされている。その別表第1において、物		
品管理者となるべき者として第2類事業所では		
「事業所の長」とされている。		
現金等管理マニュアルにおいても、「所属長		
は、一般には課長、課長がいない部署の場合は		
課長に相当する役職者(担当課長、センター長、		
所長等)が該当します。所属長は、会計規則上		
の歳入徴収者、あるいは物品会計規則上の物品		
管理者として、歳入の徴収及び所属の物品の管		
理について様々な責任を負っており、現金等の		
   管理において第一義的な責任者となります。」		
とされている。		
第2類事業所における物品管理簿の物品管理		
者の押印欄には、事業所の長である所長(課長		
級)が押印するべきである。		
<ul><li>○ 意 見</li></ul>		
(1) 請求書等は原則として事業者が標準的に使	押印が不要になったことに伴い、職	措置済
用している様式を使用するとともに、提出のあ	員が発注先・請求者になりすまして自	
った文書の真正性を確認するべきものである	   ら見積書、納品書、請求書を作成でき	
ことについて	るというリスクもあることから、事業	
	者には改めて文書により、事業者が標	
苅藻島クリーンセンターでは、支出命令書に	準的に使用している様式を使用する	
添付していた発注先から提出された納品書・請	よう周知した。	
求書のうち、参考様式「見積書・納品書兼検査	また、所属において、原則、事業者	
調書・請求書」(以下「3点セット」という。)		

による代表者印のない納品書・請求書を多数受 理していた。

令和2年11月25日付企画調整局長、行財政局 長通知「行政手続きスマート化方針およびスマート化手順書について」における「押印の見直 し基準」に基づき、令和3年2月26日に会計室から「請求書における押印等の見直しについて (通知)」、契約監理課から「契約事務における押印等の見直しについて(通知)」がそれぞれ通知され、令和3年4月以降の受理分より請求書等における押印が不要となった。

押印等の見直しに伴い、請求書等のそれぞれの文書の真正性を証明する手段を確保することが重要になったことから、上記会計室通知のQ&Aにおいても、「見積書、納品書・履行届、請求書は業者様式によることが原則となりますが、従来の3点セットの様式にて提出された場合は必要事項が記載されていれば使用していただいて構いません。代表者印の押印は原則不要で、債権者が法人の場合は代表者職・氏名の記載は省略を可とします。ただし、その場合においては正当な債権者からのものであることの確認を各所属において責任をもって行ってください。」との記載がある。

また、上記契約監理課通知でも基本的に次の 方法(かつ、具体的状況に応じて追加資料の入 手や事業者とのやりとりの記録を行い、各所属 にて文書の真正性を確保する。)により所属で 文書の真正性を確認するよう求めている。

- ① 継続的な取引関係がある場合は、必要に応じて、文書に担当者氏名・連絡先の記載を求め、電話等でその文書に関する確認を行い、確認した日時等の記録を保存する。
- ② 新規に取引関係に入る場合は、上記に加 え、ホームページ等により事業者の状況を確 認するほか必要に応じて、法人の登記書類、 個人・法人の印鑑証明書等を入手し、その入

## 措置内容

措置状況

の任意様式で請求書等を提出させる ことを徹底するとともに、事業者から 提出があった請求書等の真正性の確 認を厳正に行うように令和5年2月 6日に文書及び口頭で所属内に周知、 徹底を図った。

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)	T	1
監査結果の概要	措置 内容	措置状況
手過程(郵送受付等)の記録を保存する。		
③ 相手方に業務責任者の設置を求める契約		
においては、契約締結と同時に業務責任者		
(連絡先の電話番号やEメールアドレス等		
も届けてもらう)の提出を受け、その後は業		
務責任者を通じた文書等のやりとりを行う。		
同通知のQ&Aにおいて、3点セットによる		
提出があった場合でも押印は不要である旨の		
ほか、「見積書、納品書・履行届、請求書は原		
則として事業者が標準的に使用している様式		
を使用してください。事業者が標準的な様式が		
ない場合は、市に相談してもらい、その際に3点		
セット(略)について案内をお願いします。」		
との記載があり、また、受領方法については「E		
メールやFAXで受領しても結構です。文書に		
て提出があった場合と同様に文書の真正性の		
確認をお願いします。専決調達事務処理では、		
見積書を発注時にFAXで提出を受けていた		
場合には、支出までには原本の提出を求めてい		
ましたが、今後は原本の提出は求める必要はあ		
りません。」との記載がある。		
契約監理課は、上記通知内容に基づく対応と		
して、見積書、納品書・履行届、請求書は事業		
者様式によることが原則となったことから、専		
決契約に関し、「入札によらない物品購入等に		
おける見積書・納品書/履行届・請求書・請書		
の様式について」(令和3年4月26日行契第368		
号)により、所属長あて、3点セットについて、		
神戸市ホームページでの掲載のとりやめ、 イ		
ントラネット (契約監理課のページ) にて参考		
様式(押印欄を廃止)として掲載する旨を通知		
している。		
同センターでは、3点セットで提出するよう		
事業者に依頼してはいないが、長年納入実績の		
ある事業者が多く、これらの事業者が3点セッ		
トのデータを保管しているため、3点セットに		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:環境局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
よる提出が多くなっているのではないかとの		
ことであった。		
しかし、3点セットによる納品書・請求書につ		
いては、押印が不要になったことに伴い、職員		
が発注先・請求者になりすまして自ら作成する		
ことができるというリスクが生じており、上記		
の真正性の確保がより重要となることを考慮		
しなければならない。		
請求書等については、原則として事業者が標		
準的に使用している様式を使用するよう各事		
業者に周知するとともに、事業者から提出があ		
った文書の真正性の確認を厳正に行われたい。		
(施設課苅藻島クリーンセンター)		

監査結果の概要 措置内容 精型状況  ○指摘事項 (1) 契約に関する事務 ア素託契約における再奏託の手続を適正に行うべきもの 委託契約については、約款で原則として再委 託を禁止としており、再委託をする場合は一括 再委託に該当しないか等を確認するため、事前 の承諾が必要とされている。 委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約 において、再委託承諾申請書にり再委託 を承諾しているが、業務の履行後に委託先 事業者から提出を受けた実績報告書業により再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (保) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する網が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア) についるかの確認をしているかったため、再委託承諾が漏れている事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じなよったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業をとの調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、子定金額を記載させていなかったたのでする。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、子定金額を記載させていなかったため、子定金額を記載させていなかったため、子定金額を記載させていなかったため、子定金額を記載させていなか。  「会社会社会託契約締結前に委託失事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、子定金額を記載させていなか	令和 4 年度 財務定期監査(監査対象:経済観光局) 「		
(1) 契約に関する事務 ア 委託契約における再委託の手続を適正に行うべきもの     委託契約については、約款で原則として再委託を禁止としており、再委託をする場合は一括再委託に該当しないか等を確認するため、事前の承諾が必要とされている。     委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書の様式とついては、令和3年12月17日付行財政局契約監理課長通知の様式を用い、再委託本いて、再委託承諾申請書により再委託を承託しているが、業務の履行後に委託先事業者が合提出を受けた実績報告書兼籍籍書 (以下「報告書」という。)に再委託を成立していない事業者が含まれていた。	監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
ア 委託契約における再委託の手続を適正に行うべきもの 要託契約については、約款で原則として再委託を禁止としており、再委託をする場合は一括再委託に該当しないか等を確認するため、事前の承諾が必要とされている。 委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。 (ア) 農衆集落排水事業他業務に係る委託契約におけて、事委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。) に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業後に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業後に係る委託契約において、再委託承諾申請書店より再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載させる構置を持つた。 第していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業後に係る委託契約において、再委託承諾申請書店より再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央和売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致していなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	○指 摘 事 項		
を託契約については、約款で原則として再委託を禁止としており、再委託を禁止としており、再委託を確認するため、事前の承諾が必要とされている。 委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、元の側側ので変形を表記していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載させる措置を講じた。また、令和5年3月13日の所内会議の場で周知徹底を行った。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾的書書とより再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。(イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(1) 契約に関する事務		
表託契約については、約款で原則として再奏 託を禁止としており、再委託をする場合は一括 再委託に該当しないか等を確認するため、事前 の承諾が必要とされている。 委託契約における再委託の承諾手続に関し て、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約 において、再委託承諾申請書により再委託 を承諾しているが、業務の履行後に委託先 事業者から提出を受けた実績報告書兼特算 書(以下「報告書」という。)に再委託を承 諸していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の購れ等が生 じないようにするべきである。 また、報告書と 再委託承诺の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	ア 委託契約における再委託の手続を適正に行	(ア) 令和4年12月から、委託事業者	措置済
託を禁止としており、再委託をする場合は一括 再委託に該当しないか等を確認するため、事前 の承諾が必要とされている。     委託契約における再委託の承諾手続に関し て、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約 において、再委託承諾申請書により再委託 を承諾しているが、業務の履行後に委託先 事業者から提出を受けた実績報告書兼精算 書 (以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。     (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する掲が設けられていなかった。     (中央即売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生しないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	うべきもの	と月例で実施する連絡調整会議におい	
再委託に該当しないか等を確認するため、事前 の承諾が必要とされている。     委託契約における再委託の承諾手続に関し     て、次のような事例があった。     (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約 において、再委託承諾申請書により再委託 を承諾しているが、業務の履行後に委託先 事業者から提出を受けた実績報告書兼精算 書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。     (農政計画課)     (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。     (中央卸売市場運営本部西部市場)     (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が受致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。ともそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の満れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。     (イ) 下のでは、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	委託契約については、約款で原則として再委	て、手続き漏れの防止を徹底するため、	
の承諾が必要とされている。     委託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。     (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。     (農政計画課)     (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。     (中央卸売市場運営本部西部市場)     (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の満れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。     (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	託を禁止としており、再委託をする場合は一括	再委託状況を確認する措置を講じた。	
変託契約における再委託の承諾手続に関して、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	再委託に該当しないか等を確認するため、事前		
て、次のような事例があった。 (ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。(農政計画課)(イ)西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場)(ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	の承諾が必要とされている。	(イ) 再委託承諾申請書の様式につい	措置済
(ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約 において、再委託承諾申請書により再委託 た。 また、令和5年3月13日の所内会議 を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課)(イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場)(ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	委託契約における再委託の承諾手続に関し	ては、令和3年12月17日付行財政局	
において、再委託承諾申請書により再委託 を承諾しているが、業務の履行後に委託先 事業者から提出を受けた実績報告書兼精算 書(以下「報告書」という。)に再委託を承 諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	て、次のような事例があった。	契約監理課長通知の様式を用い、再委	
を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(ア) 農業集落排水事業他業務に係る委託契約	託先予定金額を記載させる措置を講じ	
を承諾しているが、業務の履行後に委託先事業者から提出を受けた実績報告書兼精算書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	において、再委託承諾申請書により再委託	た。	
書(以下「報告書」という。)に再委託を承諾していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか		また、令和5年3月13日の所内会議	
諸していない事業者が含まれていた。 (農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付か なかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	事業者から提出を受けた実績報告書兼精算	の場で周知徹底を行った。	
(農政計画課) (イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付か なかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	書(以下「報告書」という。)に再委託を承		
(イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に 係る委託契約において、再委託承諾申請書 により再委託を承諾しているが、その申請 書の様式に再委託先予定金額を記載する欄 が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付か なかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	諾していない事業者が含まれていた。		
係る委託契約において、再委託承諾申請書により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(農政計画課)		
により再委託を承諾しているが、その申請書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(イ) 西部市場解体処理設備等保守管理業務に		
書の様式に再委託先予定金額を記載する欄が設けられていなかった。 (中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	係る委託契約において、再委託承諾申請書		
が設けられていなかった。	により再委託を承諾しているが、その申請		
(中央卸売市場運営本部西部市場) (ア)については、報告書と再委託承諾の内容 が一致しているかの確認をしていなかったた め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付か なかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	書の様式に再委託先予定金額を記載する欄		
(ア)については、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	が設けられていなかった。		
が一致しているかの確認をしていなかったため、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(中央卸売市場運営本部西部市場)		
め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付かなかったとのことである。 そもそも委託契約締結前に委託先事業者との調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生じないようにするべきである。また、報告書と再委託承諾の内容が一致しているかの確認を行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を用いていたため、予定金額を記載させていなか	(ア)については、報告書と再委託承諾の内容		
なかったとのことである。     そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。     (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	が一致しているかの確認をしていなかったた		
そもそも委託契約締結前に委託先事業者と の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	め、再委託承諾が漏れている事業者に気が付か		
の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生 じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	なかったとのことである。		
じないようにするべきである。また、報告書と 再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	そもそも委託契約締結前に委託先事業者と		
再委託承諾の内容が一致しているかの確認を 行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	の調整を十分に行い、再委託承諾の漏れ等が生		
行うべきである。 (イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	じないようにするべきである。また、報告書と		
(イ)については、任意の様式による申請書を 用いていたため、予定金額を記載させていなか	再委託承諾の内容が一致しているかの確認を		
用いていたため、予定金額を記載させていなか	行うべきである。		
	(イ)については、任意の様式による申請書を		
	用いていたため、予定金額を記載させていなか		
ったとのことである。	ったとのことである。		
行財政局契約監理課が示している再委託承	行財政局契約監理課が示している再委託承		
諾申請書の様式には、再委託先予定金額を記載	諾申請書の様式には、再委託先予定金額を記載		
する欄が設けられている。再委託承諾にあたっ	する欄が設けられている。再委託承諾にあたっ		

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
て、再委託先の状況把握等のためにも予定金額 の確認は必要である。 再委託承諾申請書の様式について、再委託先 予定金額を記載させるように改め、再委託先の 状況を把握するべきである。		
【 委託契約書の仕様書に有償で提供する機械器具等を明示するべきもの 委託契約約款第 18 条第 1 項では、委託業務 の履行のために使用する機械器具等は、受託者 の責任と費用により調達しなければならないとされているが、同条第 2 項により、神戸市がその機械器具等を提供する場合、これを原則として有償とするとしている。また、同条第 5 項では、委託業務の履行のために必要であると認める設備等についても有償で提供することができるとし、同条第 6 項では、受託者に提供する機械器具等及び設備等(以下「機械器具等」という。)の品名、数量及び対価等は、仕様書に定めるところによるとされている。	ご指摘のあった4つの施設管理委託 業務において、令和5年度から当該委 託業務で提供する機械器具等を使用す ることが委託業務の履行に必要不可欠 かつ、委託業務の要素であると判断し、 機械器具等の品名・数量を仕様書に明 記して無償提供とする措置を講じた。	措置済

7.44年度 - 財務足期監査(監査対象:経済観芁同) 	<u></u>	1
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
④ 神戸市西部域漁港管理運営業務		
当該使用料の積算方法を確認したところ、平		
成 21 年度の委託契約約款の義務化に合わせ、		
神戸市の設備等を受託者が使用する場合はそ		
の対価を支払わなければならないこととされ		
たため、所管施設の管理委託業務においては、		
当該使用料を一律月 10,000 円とし、当時の消		
費税(税率 5%)を加えた年額 126,000 円に決		
   定したとのことである。		
その後、平成 28 年度に委託事務の適正化に		
関する要綱施行細目が改正され、前述の機械器		
具等の仕様書への明示などについて、委託契約		
約款の見直しが行われており、また、消費税率		
についても改正されているが、当該使用料の見		
直しは行われていない。		
(農水産課)		
委託契約書の仕様書に有償で提供する機械		
器具等を具体的に明示するとともに、その対価		
となる当該使用料について合理的な説明がで		
きるよう積算方法を改め、適正な使用料を徴収		
するべきである。		
(2) 財産管理に関する事務	#=+#-0 스키 #BUZBUO 스타 4	## 医**
ア 有償配布物の在庫管理を適正に行うべきも	神戸市物品会計規則に則り、令和4	措置済
	年4月1日付で「生産品管理簿」を作	
販売する目的で出版する図書は、神戸市物品	成する措置を講じた。	
会計規則第 3 条第 1 項第 5 号の生産品に該当 し、同規則第 8 条及び第 18 条の規定により、	今後は、生産品管理簿の適正な運用	
し、同規則第 0 米及び第 10 米の規定により、   同規則別表第 3 に定める生産品管理簿により管	数のとともに、物品管理者によるに   期的な在庫管理を行うことで、有償配	
理することとされている。	新的な任庫自座を行うことで、有頂配	
埋りることとされている。   有償で販売している写真集「神技(かみわ	/ 1117のソノ旭平日光代子が入る。	
ざ)」(以下「当該写真集」という。)の在庫管理		
について、任意の様式による管理簿で送付先や		
残数の管理を行っており、生産品管理簿で設け		
られている物品管理者の押印欄はなく、担当者		
のみで在庫管理を行っていた。		
(経済政策課)		

令和4年度 財務定期監査(監査対象:経済観光局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
当該写真集は「生産品」として、神戸市物品		
会計規則に基づく生産品管理簿により、在庫管		
理を適正に行うべきである。		
イ プリペイドカードの管理を適正に行うべき	(ア) 当該プリペイドカードについて	措置済
<i>€</i> Ø	は令和5年1月26日付で郵便切手類管	
神戸市物品会計規則第3条第4号に定める郵	理簿に記載し、管理するよう改善の措	
便切手類は、金銭的価値を有していること等に	置を講じた。	
より、盗難や不正使用のリスクが高いことか		
ら、金庫等の施錠ができる場所に保管したうえ	(イ)当該プリペイドカードについて	措置済
で、異動の記録と定期的な点検を行うことで、	は令和5年1月26日付で郵便切手類管	
事故の発生を防止し、万一事故が発生した場合	理簿に記載し、管理するよう改善の措	
でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう	置を講じた。	
にしておくことを求められている。		
その郵便切手類に含まれるプリペイドカー		
ドに関し、次のような事例があった。		
(ア) 叙勲受章者への祝電に対する返礼として		
受け取ったプリペイドカード(QUOカー		
ド) について、管理簿を作成することなく、		
金庫で保管していた。		
(経済政策課)		
(イ) 上記(ア)と同様の経緯で入手したプリペ		
イドカードについて、所属の親睦会で受入		
れていた。		
(農政計画課)		
この祝電は公費で発信したものであること		
から、その返礼として受け取ったプリペイドカ		
ードについては、公費で購入した郵便切手類と		
して取り扱うべきであり、神戸市物品会計規則		
に基づき、管理簿を作成のうえ、適正に管理す		
るべきである。		
ウ 債権の管理を適正に行うべきもの	(ア)これまでも、債権管理の手順を示	措置済
神戸市の債権の管理に関する事務処理(以下	した「債権管理手順」にて業務を進めて	
「債権管理事務」という。) は、神戸市債権の管	いたが、今回の指摘を受けて、業務手順	
理に関する条例(以下「債権管理条例」という。)	の見直しを図ったうえで、改めて業務	
で定められており、債権を適正に管理するため	の流れを示した「債権管理手順フロー」	

// 337 C // IEEE C (IEEE C // 337 C // IEEE C		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
台帳を整備すること(第5条)や、履行	や滞納整理事務を整理した「滞納整理	
でに 屋信し むい担 合け 期間 た 地 ウレイ	東致加理マー マルコ大佐出	

必要な台 期限までに履行しない場合は期限を指定して|事務処理マニュアル」を作成し、滞納者 督促状を発して督促しなければならないこと (第6条) 等が定められている。

また、債権のうち時効が成立し消滅したもの は、不納欠損処分を行い決算値に反映すること が必要とされている。

私債権は民法の規定により、時効の援用が必 要とされるが、時効期間満了後は、債権管理条 例の規定により債権放棄も可能とされている。

債権管理事務については、近年の財務定期監 査において、債権管理の意識が希薄な所属が多 く見受けられたことから、令和2年度内部統制 評価報告書審査意見書及び令和2年度一般会計 決算審査意見書において、債権管理の適正化に 関する意見を付している。これを受けて、債権 管理対策推進本部(行財政局税務部収税課)か ら令和3年10月5日に通知「債権管理事務の 適正化について」が発出され、全庁的に171債 権を対象として、全庁的に定められた事務処理 手順が適正に行われているかを確認する調査 が行われた。また、3か月後に、改善が必要な 事項についての進捗状況の再調査が行われ、適 正化に向けた取組が進められている。

神戸市ものづくり工場の使用料等にかかる 収入未済額(令和5年1月16日現在。以下「当 該債権 | という。)を確認したところ、下表のと おりの状況であった。

なお、当該債権のうち、①及び②は非強制徴 収公債権であり、③及び④は私債権とのことで ある。

調定内容	退去企業分	入居企業分	ā†
① 生産施設使用料	54,189,760円	27,384,146円	81,573,906円
②駐車場使用料	4,162,947円	2,334,000円	6,496,947円
③ 共 益 費	12,068,796円	6,911,100円	18,979,896円
④電気使用料	6,329,817円	4,763,970円	11,093,787円
富十	76,751,320円	41,393,216円	118,144,536円
äΤ	(31 企業)	(36 企業)	(67 企業)

当該債権は、前述の債権管理対策推進本部に よる調査の対象となっており、適正化に向けた に対して、督促状を発送した。

(イ) 今回改めて作成した「債権管理手 順フロー」や「滞納整理事務処理マニュ アル」を活用し、再発防止に努める。

元和4年度 - 財務定期監査 (監査対象: 経済観元局) 監査 結果の概要	措 置 内 容	措置状況
取組を進めているところではあるが、収入未済		
額が非常に高額となっていることから、債権管		
理手順等を所管課に確認したところ、次のよう		
な改善を要する事項があった。		
(ア) 滞納が続く退去企業に対しては督促状を		
発しているが、入居企業に対しては、面談に		
よる直接交渉を原則とし、分納を含めた入		
金の意思を確認するための念書の提出を受		
けているのみで、督促状を発していない。		
(イ) 時効の成立又は債権放棄等により未納債		
権が消滅した場合には、その都度、決裁によ		
って不納欠損処分を行うこととされている		
が、その決裁を得ずに不納欠損処分をして		
いる。		
(工業課)		
(ア)について、地方自治法第236条第4項に		
は、「普通地方公共団体がする納入の通知及び		
督促は、時効の更新の効力を有する。」と規定さ		
れているなど、債権管理事務において督促は極		
めて重要な手続と言える。		
面談による督促のみでは、時効の更新日など		
が明確にできない可能性もあることから、後日		
の紛争を避けるためにも督促は文書によるべ		
きであり、債権管理条例第6条にも督促状を発		
して督促しなければならないことが定められ		
ている。		
退去企業だけでなく、滞納が続く入居企業に		
対しても、条例の定めに従い、督促状を発する		
よう改めるべきである。		
また、実査の際に確認した債権管理手順に		
は、督促状を発する際の手順が記載されていな		
い。入居企業だけでなく、退去企業も含めて、		
督促状を発する際の手順を整理のうえ、債権管		
理手順に記載するべきである。		
(イ)について、不納欠損とは、既に調定され		
た歳入が徴収しえなくなったことを表示する		
決算上の取り扱いであり、法律上の存在と会計		
上の存在は一致させることが原則である。		

令和 4 年度 財務定期監査(監査対象:経済観光局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
よって、債権管理対象から外す場合には、非		
強制徴収公債権は時効の到来により、私債権は		
債権放棄等の手続により、法律上の債権を消滅		
させたうえで、不納欠損処分を行う必要があ		
る。		
所管課に確認したところ、債権管理条例の規		
定による債権放棄の決裁は得ていることから、		
その決裁が不納欠損処分の決裁も兼ねている		
との認識であった。		
この債権放棄の決裁は、私債権の法律上の債		
権消滅の手続であり、非強制徴収公債権は含ま		
れていない。		
当該債権が消滅するに至った場合は、決裁を		
得たうえで不納欠損処分を行うよう改めるべ		
きである。		
○ 意 見		
(1) 補助金交付決定等における適切な審査体制	令和5年5月開催予定の神戸市鳥獣	措置済
について	被害防止対策協議会総会において、神	
神戸市鳥獣被害防止総合対策交付金事業等	戸市鳥獣被害防止対策協議会規約を改	
補助金(以下「当該補助金」という。)について、	正し、補助金の交付を求める「神戸市鳥	
神戸市鳥獣被害防止対策協議会(事務局:経済	獣被害防止対策協議会」の事務局は、事	
観光局に設置。以下「協議会」という。) からの	業対象となる農村地域の鳥獣被害対策	
申請に基づき、神戸市(経済観光局)が交付決	を進める農業振興センターが担い、補	
定を行い、支給を行っている。	助金申請を審査する「神戸市」の役割に	
当該補助金にかかる協議会起案の紙決裁の	ついては、全市的な有害鳥獣対策を統	
決裁欄を確認すると、経済観光局北農業振興セ	括する農政計画課が担うよう措置を講	
ンターの担当者が起案し、協議会の庶務担当事	じた。	
務局長である同センター所長等の承認を経て、		
協議会の会長である経済観光局西農業振興セ		
ンター所長が決裁者となっていた。		
また、交付申請書を受理し、審査を行う立場		
である経済観光局による補助金交付決定の決		
裁ルートを確認すると、前述の協議会起案の紙		
決裁と同じく、経済観光局北農業振興センター		
の担当者が起案し、同局北農業振興センター及		
び西農業振興センターの職員が承認している。		
なお、この決裁については、当該補助金が 500		

7 和 4 年度 - 財務足期監査(監査対象:経済観元同) 「		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
万円を超えることから、神戸市長の権限に属す		
る事務の専決規程により副市長決裁となって		
いる。		
神戸市補助金等の交付に関する規則第6条第		
1項は、「市長等は、前条の規定による申請があ		
った場合において、当該申請に係る書類の審査		
及び必要に応じて行う現地調査等により、当該		
申請に係る補助金等の交付が法令及び予算の		
定めるところに違反しないかどうか、補助事業		
等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額		
の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助		
金等を交付することが適当であると認めたと		
きは、速やかに、補助金等の交付の決定をする		
ものとする。」と定めている。また、同条第3項		
は「市長等は、第1項の調査により補助金等の		
交付を不適当と認めるときは、速やかに補助金		
等の交付を申請した者に対し、その旨を通知す		
るものとする。」と定めている。		
補助金の交付決定には客観的な審査が必要		
とされるが、当該補助金の事務処理は、協議会		
としての申請に至る意思決定等に携わる職員		
と、その申請書を受理し内容の審査等を行う職		
員の大半が同一となっている。申請時に一度決		
定した内容を、交付決定時において同一職員が		
「不適当と認める」ことがあるとは考えにくい		
こと、また、審査そのものがおろそかとなる可		
能性が懸念され、補助金額の確定においても同		
様のことが言える。現に、協議会として作成し		
た実績報告書に錯誤が存在しており、その錯誤		
が修正されないまま神戸市として受理し、補助		
金額の確定を行っている事例を確認している。		
本当に客観的な審査を行うことができるの		
か、市民から疑念を抱かれることがないよう、		
当該補助金の申請等の起案をする者と審査を		
行う者を分けるなど、適切な審査の体制を整え		
られたい。		
(北農業振興センター)		

### 措置内容

# 措置状況

### (2) 見積り依頼先の選定について

中央卸売市場運営本部西部市場の施設(以下「当該施設」という。)において、次の補修工事を行うため、同じ2者に見積りを依頼し、提出された見積書の見積り合わせにより契約の相手方を決定している。

	業務名	見積り合わせ	契約額
1	1 階グレーチング蓋及び側溝内部他補修	A社、B社による2者見積	291,500円
2	2階頭脚処理室作業台側面板補修	A社、B社による2者見積	66,000円
3	大動物部分肉処理室シーリング補修	A社、B社による2者見積	990,000円

この見積り合わせにおいて、契約の相手方については、いずれの業務も最安値を提示したA社に決定し、A社により履行、経費も執行されている。

所管課に確認したところ、当該施設が食肉センター業務(牛・豚のと畜、解体、内臓処理等)及び市場業務を行っており、業務継続の責務や高度な衛生管理を負っているため、作業日時の制約や衛生管理の厳しさから、複数業者の選定が困難であり、結果として偏った発注となっているとのことであった。

神戸市契約規則第26条第1項では、「随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。」と規定されている。また、その規定に関して必要な事項を定めた随意契約における見積書徴取に関する基準第2条に「見積書徴取の基準」を定めるとともに、同基準第4条第2項には、見積書徴取にあたっての配慮事項として、「所属長は、発注管理簿を作成し、適正に管理することにより見積り依頼が特定の者に偏しないようにしなければならない。」と規定している。

当該施設の特殊性は一定理解できるが、補修 工事を施工できる者が、見積り合わせを行って いる2者に限定されるとは考えにくい。

公平性及び経済性の観点から、契約先が特定 の業者に偏ることのないよう見積り依頼先の 選定方法の見直しを検討されたい。

(中央卸売市場運営本部西部市場)

作業日時の制約や衛生管理の厳しさ から複数業者の選定が難しく、結果と して偏った発注となったものである。

今後は、見積依頼先が特定の業者に 偏らないようにするため、建築住宅局 保全課が提供している「建築関係補修 業者名簿」からも選定するよう措置を 講じた。

監査結果の概要 措置内容 措置状況 ○ 指 摘 事 項 (1) 支出に関する事務 ア 用務日以前に施行決議または支出負担行為 財務定期監査を受け、令和5年2 措置方針 をするべきもの 月8日に管理職会議を実施し、管理 用務日以前に施行決議(予算の使用決定)や 職への説明・周知等を行い、令和5 年2月10日に局内各課に対して契 支出負担行為がされていない、以下のような事 例があった。 約前の支出負担行為・施行決議の徹 (ア) 商標登録業務の契約に際し、決裁を終えて 底に関する通知を行い、各所属内で から契約するべきところ、契約日より後に決裁 周知を図った。 (経営企画課、営業課、配水課、 していた。 (経営企画課) (イ) ワークショップ開催に係る必要経費の支出 北部水道管理事務所) に際し、開催が決まった時点で施行決議または 令和5年度に財務会計事務マニ 支出負担行為をするべきところ、参加人数が確 ュアルとして「財務会計の手引き」 定してから起案していた。 を策定し、その中で施行決議から支 (経営企画課) (ウ) 審査会等の委員報酬について、会議開催が 払までの流れを明記する。 決まった時点で予定額を示して施行決議また また、令和7年4月から稼働予定 は支出負担行為をするべきところ、会議の終了 の新財務会計システムでは、支出負 後に起案していた。 担行為にかかる帳票を出力する機 (経営企画課、営業課、配水課) 能を追加するとともに、業務フロー (エ) 水道局が市長室広報戦略部に依頼をしてい を見直す。さらに電子決裁情報を添 た市政広報ポスターの封入代金・配送代金につ 付していない場合に警告画面を表 いて、同部に依頼する前に施行決議または支出 示させる機能追加を検討する。 負担行為をするべきところ、同部からの振替依 加えて、令和5年5月を第1回目 頼を受けてから起案していた。 とする複数回の研修を通して定着 (配水課) (オ)ケーブルテレビ受信料前期4~9月分につい を図るなど再発防止に努める。 て、年度当初に施行決議または支出負担行為を (経営企画課) するべきところ、請求を受けてから起案してい た。 (北部水道管理事務所) 地方自治法(以下「自治法」という。)第232 条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因と なるべき契約その他の行為(これを支出負担行 為という。)は、法令又は予算の定めるところに 従い、これをしなければならない。」と定めてい る。また、一般会計では、財務会計事務の手引 き〔改訂第13版〕において、「支出事務は、施 行決議(予算の使用決定)に始まり、支出負担 行為、支出決議、支出命令の審査及び支払とい った一連の行為によって完結する」と説明して

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
いる。水道局においては、神戸市水道局会計規		
程(以下「会計規程」という。) 等により財務事		
務を行っているが、施行決議(予算の使用決定)		
や支出負担行為についての事務処理手順が示		
されていない。		
会計規程またはマニュアルに事務処理手順		
を定めたうえで、用務日以前に施行決議(予算		
の使用決定) または支出負担行為をするべきで		
ある。		
イ 定例的経費の支出を適正に行うべきもの	監査を受け、誤った認識で事務処	措置方針
定例的経費の支出に際し、以下のような事例が	理を行わないよう、専決調達事務処	
あった。	理マニュアルの中の定例支出につ	
(ア) 水道料金等の収納業務、インターネットロ	いて施行決議・変更決議の必要性に	
座振替契約受付サービス、事務所清掃等業務、	ついて追記し、各所属内で注意喚起	
複写サービス、寝具類高熱乾燥消毒・リネンク	を図った。	
リーニング交換業務、事業系一般廃棄物収集運	(経営企画課、営業課、配水課	
搬業務、自動扉開閉装置保守点検業務などに係	千苅浄水事務所、水質試験所、東	
る定例的経費の支出に際し、年度当初または期	部水道管理事務所、北部水道管理	
間当初に施行決議を行っていなかった。	事務所、西部水道管理事務所、浄	
(経営企画課、営業課、配水課、千苅浄水事務	水統括事務所)	
所、水質試験所、東部水道管理事務所、北部	今後、施行決議や定例支出の基本	
水道管理事務所、西部水道管理事務所)	的な考えについて、財務会計事務マ	
(イ) 下水道使用料、事業系一般廃棄物収集運搬	ニュアルとして「財務会計の手引	
業務、寝具類乾燥消毒・リネンクリーニング交	き」を策定し、周知徹底を図るとと	
換業務、局内連絡等業務の請負業務などの定例	もに、その中で支出予定総額を超え	
的経費の支出に際して、施行決議で定めていた	る場合の事務処理についても明記	
支出予定総額を超えることが明らかになった	する。	
にもかかわらず、支出予定総額の変更をしてい	新財務会計システム導入時には	
ない事例や適正な時期に支出予定総額の変更	操作手順を含めて記載を予定して	
をしていない事例があった。	いる。	
(浄水統括事務所、東部水道管理事務所、北部	加えて、研修を通して定着を図る	
水道管理事務所、西部水道管理事務所)	など再発防止に努める。	
一般会計では、定例的経費を支出する場合、	(経営企画課)	
定例的経費支出手続要綱(以下「定例的支出要		
綱」という。) 第3条に、以下のとおり定めてい		

〒和4年及財務企期監査(監査対象:小坦同) □ 本 対 田 の 坪 亜	## PR . II. 122	*#+ E#7 17.70
監査結果の概要 	措置内容	措置状況
る。		
(1)年度当初又は期間当初に、定例的経費に		
より当該年度中又は予定期間中(以下「期間中」		
という。)に使用する予算額決定の決議(以下		
「施行決議」という。)を決裁区分に基づき得		
・旭日久職」という。グを次級区がに塗って時		
る。とのは、新聞中の心臓が確定しているもの		
については 版文出資語   編書、確定している		
支出負担行為書(以下これらを併せて「支出負		
文山黄連竹為書(め下これらどがとて「文山黄       担行為書等」という。)を添付する。なお、支		
出負担行為書等の起案年月日が施行決議と同		
出負担打為書等の起来中方はが施行の識と同じ   じである場合は、支出負担行為書等の決裁印は		
とくめる場合は、文田貞担打場書寺の次級印は		
会保険料の本人負担分等)の場合は、支出負担		
会体機科の本人負担力等)の場合は、文田負担		
「「「「「「」」」」   「「」」   「」   「」   「」		
上 1 名。		
(2) 旭川人職におりる文出(アビ)心韻と超       過して支出することはできない。なお、支出(予		
定)総額を超過することが見込まれる場合に		
は、速やかに支出(予定)総額変更の決議を得		
るなどの適切な措置を講じなければならない。		
水道局においても、上記要綱と同様の財務規		
程またはマニュアルを整備するとともに、定例		
的経費の支出に先立ち、年度当初または期間当		
初に施行決議を行い、また、支出予定総額を超		
えることが見込まれる場合は、支出予定総額変		
更の決議を得たうえで支出するべきである。		
ウ 予算の効力が生じた後に支出負担行為をす	<b>作曲拱上</b> // 《中球// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	₩ <b></b> ^-1
るべきもの	年度替わりの事務処理に関して	措置方針
4月1日付けで締結が必要な業務について、	各所属内で注意喚起を行った。	
予算の効力が生じる4月1日より前に、契約の 経は位え等の執行なからていた事例がました。	(経営企画課、営業課、技術企画課、	
締結等予算の執行を始めていた事例があった。 (双党会事課 党業課 共後会事課 第74課 第	配水課、浄水統括事務所、水質試験	
(経営企画課、営業課、技術企画課、配水課、浄	所、東部水道管理事務所、北部水道	
水統括事務所、水質試験所、東部水道管理事務	管理事務所、西部水道管理事務所)	
所、北部水道管理事務所、西部水道管理事務所)	令和5年4月には各所属に対し	
自治法第 232 条の 3 は「普通地方公共団体の	て通知を送付し注意喚起を行うと	

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
支出の原因となるべき契約その他の行為(これ	ともに令和5年8月実施予定の自	
を支出負担行為という。) は、法令又は予算の定	主監査において確認を行う。	
めるところに従い、これをしなければならな	(経営企画課)	
い。」と定めている。また、財務会計事務の手引		
き〔改訂第13版〕では、「予算が議会の議決を		
経て成立し、会計年度が到来してその効力が生		
じると、具体的に予算の執行に入る。予算の執		
行とは、予算に基づく地方公共団体の収入及び		
支出を実行する一切の行為をいい、その行為は		
法令等に定められた一定の手続に従って行わ		
れる。予算の執行は、単に予算に定められた金		
額を地方公共団体が収納し、又は支払うことの		
みをいうのではなく、債務負担行為に基づく実		
行を含めて,一般に契約の締結等の支出負担行		
為の実行 (支払義務の負担), 地方債の発行, 一		
時借入金の借入れ、予算の流用、予備費の充用		
も予算の執行である。」と説明している。		
さらに、令和4年2月に会計室会計課が所属		
長宛てに発出した「年度替わりに伴う会計事務		
の取扱い(通知)」(令和4年2月28日会会第		
1388 号) には、「4 月 1 日付で締結が必要な契		
約について、旧年度中に支出負担行為決議を取		
得する場合」として以下のような例を挙げ、4月		
1 日付けで施行することや新年度の体制で支出		
負担行為を確認することとされている。		

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)

		州監査(監査》		措置内容	措置状況
日付(例)	事務内容	使用システム	備考		
3/25	支出負担	財務会計	<u>新</u> 年度でログイ		
	行為の作		ン、起案日 : <u>4/ 1</u>		
	成		※ <u>旧</u> 年度の起案		
			日は入力不可		
3/25	起案、回	文書管理	起案日:3/25、 <u>旧</u>		
	議		年度の簿冊を選		
			択、 <u>旧</u> 年度の文		
			書番号を取得、		
			<u>旧</u> 年度の体制で		
			回議		
			※新年度に施行		
			する文書のた		
			め、「取扱区分」		
			にチェックする		
3/30	決裁完了	文書管理	決裁日:3/30		
4/1	契約締結	-			
4/1	施行	文書管理	施行曰:4/1		
			※ <u>新</u> 年度の簿冊		
			を選びなおし施		
			行を行う		
			※新年度の文書		
			として保存		
4/1	支出負担	-	新年度の体制		
	行為の確		(所属長、予算		
	認		掌理課)で確認		
			印を押印する		
4	月1日付	けで締結が必要	<b>要な契約について</b>		
は、	予算の効力	りが生じる4月	1日を起案日とす		
			年度中に作成した		
\$ O.	つについて	は新年度の体制	削で支出負担行為		
		べきである。			
			F度以降は年度当		措置済
	初に支出負担行為をするべきもの			月8日に管理職会議を実施し、管理	
			している本山浄水		
場運	巨転管理業務	答について、履行	行期間は令和3年	年2月10日に局内各課に対して契	

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
4月1日~令和6年3月31日であるが、令和4	約の自動更新条項や長期継続契約	
年度当初に支出負担行為をしていなかった。	の考え方について通知を行い、周知	
(技術企画課)	を図った。	
一般会計では、「神戸市長期継続契約を締結	また、研修を通して定着を図るな	
することができる契約に関する条例」の事務取	ど再発防止に努める。(経営企画課)	
扱い(令和4年3月29日改正)に、「契約の締	指摘及び局内通知を周知徹底す	
結に係る意思決定については、初年度に終了し	るとともに、令和5年度について4	
ているので、翌年度以降、契約の締結に係る決	月に支出負担行為を行った。	
裁を受ける必要はなく、また、契約の相手方と	(技術企画課)	
翌年度以降、契約書を取り交わす必要もない		
が、翌年度以降は、年度当初に当該年度中に使		
用される予算の支出額の一般支出負担行為書		
を作成し、支出担当者の決裁を得る必要があ		
る。」と説明している。		
水道局においても、長期継続契約に係る財務		
規程またはマニュアルを整理するとともに、同		
契約について翌年度以降は、年度当初に当該年		
度中に使用される予算の支出額を示して支出		
負担行為をするべきである。		
オ 取消しの会計伝票を作成するべきもの		
水道メーター検針・未納整理等業務の公募に	今後、支出決議の取消決裁につい	措置方針
係る評価委員会(令和3年4月22日開催)の	て、財務会計事務マニュアルとして	
外部評価委員2名分の交通費2,820円を前渡金	「財務会計の手引き」を策定し、そ	
支出する決裁を4月7日に起案、同日に決裁、	の中で取消決裁の必要性について	
4月12日に施行した。しかし、前渡金支出する	追記し、周知徹底する。	
前に対面開催からWEB開催へ変更となり、交	新財務会計システム導入時には	
通費を支出する必要がなくなった。そのため、	操作手順を含めて記載を予定して	
財務会計システム上の支出取消を行い、一旦出	いる。	
納審査を受けた支払伝票には取消しの印が押	加えて、研修を通して定着を図る	
されていたが、取消しの伝票は作成されておら	など再発防止に努める。	
ず、支出決議を取り消す決裁を得ていなかっ	(経営企画課)	
た。(営業課)		
会計規程第16条では、「過誤その他の理由に		
より、会計伝票等の取消し又は訂正をするとき		
は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、		
直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成し		
なければならない。」と定めている。		
会計伝票等の取消しに際しては、支出決議を		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
取り消す決議を行い、取消しの会計伝票を作成 するべきである。		
カ 注文書を作成するべきもの     店頭購入の方法により物品等の購入をしていたが、販売店へ注文書を持参せず、また実際の購入数量や見積金額等が確定した後、それらを追記した注文書の送付もしていなかった。	所属内で店頭購入時の事務処理の周知を図った。 (北部水道管理事務所) 今後は専決調達事務処理マニュアル等を用いて、管理職・担当者に対して、研修を行うことで注文書の事前作成の徹底を図る。 (経営企画課)	措置方針
専決調達マニュアルに沿って注文書を作成		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
し、販売店へ送付するべきである。		
キ 出納審査資料を適正に取り扱うべきもの	財務会計事務マニュアルとして	措置方針
水道局では、定例的経費の支出に関する書類	「財務会計の手引き」を策定し、そ	
として定例支出執行てん末書または支出経過 書を作成し、その業務に関する支出について、	の中で訂正方法を追記する。加え て、管理職・担当者に対して、研修	
起案年月日・支出金額・累計等を手書きで記載	を行うことで注文書の事前作成の	
し、予算執行を把握している。しかし、定例支	徹底を図る。	
出執行てん末書に記載する伝票番号・支出金	inace o	
額・累計額について、修正テープを利用して訂		
正していた。 (経営企画課)		
会計規程第15条第4項では、「会計伝票及び		
会計取引に関連する書類の記載事項を訂正す		
るときは、訂正箇所に訂正印を押さなければな		
らない。」と定めている。		
定例支出執行てん末書は、出納で審査を受け		
ている書類であり、会計取引に関連する書類と		
するならば、伝票と同じく適正に取り扱い、訂		
正する際には訂正箇所に訂正印を押すべきで		
ある。		
2) 契約に関する事務		
ア 契約決裁に契約保証金の納付を免除する理	財務定期監査を受け、委託契約書	措置濱
由を記載するべきもの	様式の契約保証金欄に、「※神戸市	
契約保証金を免除できる理由が決裁に明記	水道局契約規程第21条(契約保証	
されていないにもかかわらず、契約保証金が免	金の免除)に基づき契約保証金を免	
除されていた事例があった。	除する場合は、免除すると判断した	
ア) 令和3年5月26日、水道事業の財務・会計	根拠資料として、契約決裁に免除す	
業務の再構築に係るBPR(業務改革)支援業	る理由を記載してください。」とし	
務委託契約を締結した。委託料は11,000,000円	て注意書きを付し、手続きの周知を	
であったが、委託契約約款第3条に基づく契約	行った。 (経営企画課、営業課)	
保証金は免除されていた。しかし、契約決裁に		
免除する旨が記載されず、また、その判断の根		
拠資料も保存されていなかった。(経営企画課)		
イ) 令和3年4月1日、水道料金等のクレジッ		
トカード決済に係るデータ処理業務委託契約		
を締結した。委託料は 14,035,000 円だったが、		
委託契約約款第3条に基づく契約保証金は免除		

行和 4 年及 的 務		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
されていた。しかし、契約決裁に免除する旨が		
記載されず、また、その判断の根拠資料も保存		
されていなかった。 (営業課)		
神戸市水道局契約規程(以下「契約規程」と		
いう。) 第 21 条では、契約金額が 1,000 万円未		
満の契約をするときや、落札者が契約を履行し		
ないこととなるおそれがないときなど、契約保		
証金の納付を免除できる場合を限定列挙して		
いる。また、行財政局契約監理課が作成した委		
託契約に関する解説及び記載例(令和4年5月		
~) の委託契約書頭書記載例では、「契約保証金		
を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の		
証書が提出された場合は『履行保証保険』のよ		
うに記載する (免除理由の付記は不要)。また、		
契約決裁においてその旨記載し、その判断の根		
拠資料を文書で保存すること。」と解説してい		
る。		
落札者(契約の相手方)が契約を履行しない		
こととなるおそれがないと判断され、契約保証		
金の納付を免除する理由があると認められる		
場合は、契約決裁に免除する根拠規定(必要に		
応じて理由)を記載し、その判断の根拠資料が		
ある場合は当該資料を保存するべきである。		
イ 次年度以降にわたる契約を適正に行うべき	財務定期監査を受け、令和5年2	措置方針
もの	月8日に管理職会議を実施し、管理	
金融機関と締結したWeb口座振替契約受	職への説明・周知等を行い、令和5	
付サービスの取扱業務に係る委託契約におい	年2月10日に局内各課に対して複	
て、有効期間は令和3年10月1日から1か年	数年度に渡り金銭の支出を伴う契	
とされ、「期間満了の3ヶ月前までに甲乙いず	約について通知を行い、周知を図っ	
れからも書面による別段の意思表示がない場	た。 (経営企画課)	
合は、期間満了の日から引き続き1ヶ年有効と	毎年度、自動更新を継続する意思	
し、以降も同様とする。」という自動更新条項が	決定の決裁を行うとともに、予算要	
付されていた。また、契約日が令和3年10月1	求時に債務負担行為の設定や長期	
日であり、初回から年度をまたいだ契約となっ	継続契約が必要か否かについて予	
ていた。 (営業課)	算査定時においても精査し、必要な	
自治法第 232 条の 3 では、「普通地方公共団	契約については、債務負担行為の設	
体の支出の原因となるべき契約その他の行為	定等を行う。 (営業課)	
(これを支出負担行為という。) は、法令又は予		

〒和4年及財務止期監査(監査対象:水坦同)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
算の定めるところに従い、これをしなければな		
らない。」と定めており、自治法第 214 条では債		
務負担行為について、「歳出予算の金額、継続費		
の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけ		
るものを除くほか、普通地方公共団体が債務を		
負担する行為をするには、予算で債務負担行為		
として定めておかなければならない。」と定め		
ている。		
また、自治法第 234 条の 3 では長期継続契約		
について、「普通地方公共団体は、第214条の規		
定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、		
ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務		
の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約		
その他政令で定める契約を締結することがで		
きる。この場合においては、各年度におけるこ		
れらの経費の予算の範囲内においてその給付		
を受けなければならない。」と定めている。		
さらに、行財政局長より局室区長宛に、「適正		
な契約事務の徹底について (通知)」(平成 20 年		
10月 14日行行コ第 616号) が発せられており、		
この通知では会計年度独立の原則のもと、債務		
負担行為の手続を経ていない場合や長期継続		
契約の要件に該当していない場合には、年度を		
超える契約はできないものとされている。		
①毎年、年度ごとに契約を締結するか、②債		
務負担行為を設定したうえで複数年度契約と		
するか、③長期継続契約の対象となるものにつ		
いては複数年度で「翌年度以降において歳入歳		
出予算の金額について減額又は削除があった		
場合は、当該契約は解除する。」旨の条項を付し		
て長期継続契約とするか、原則としていずれか		
の方法によるべきである。		
ウ 契約に必要な書類を適正に徴取するべきも	令和4年12月より、水道局の市	措置済
0	役所 4 号館から水道局総合庁舎へ	
水道局が締結する契約において、入札、見積	の移転に伴い、契約変更及び特命随	
り合せ、契約変更及び特命随意契約に関する事	意契約事務については水道局が実	
務について、行財政局契約監理課へ委託してい	施している。	
る。このうち特命随意契約については、契約金	これを機に、	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
額を決定するまでの事務を委託している。契約	(1)「契約の相手方」への見積書の	
監理課へ委託し締結した令和3年度の契約のう	依頼文に訂正の容易なボールペン	
ち、契約の相手方から徴取した見積書及び契約	を使用しないことを強調して明記	
書の手書き部分について、訂正の容易なボール	する。	
ペンを使用して作成されているものがあった。	(2)「訂正の容易なボールペンの使	
(経営企画課)	用は無効とする」旨を記載した見積	
契約規程第 14 条、神戸市契約規則第 12 条ど	書を使用する。	
ちらにおいても、無効の入札として「次の各号	(3)見積書に記載された「契約の相	
のいずれかに該当する入札は、無効とする。」、	手方」「契約金額」に加え訂正の容	
第 10 号 「鉛筆、シャープペンシルその他の訂正	易なボールペンで書かれていない	
の容易な筆記具により入札書に記入したとき」	か」を契約時の確認事項に加え、見	
と定めている。また、特命随意契約において徴	積書を徴取した際訂正の容易なボ	
取した見積書の様式にも、無効となる見積もり	ールペンで書かれていないか特に	
として「次の事項に該当する場合は、無効とな	注意するよう徹底した。	
りますので注意してください。」、「鉛筆、シャー		
プペンシルその他訂正の容易な筆記具により		
見積書に記入、又は筆記具による記載に代わる		
シール貼付等があったとき」と記載されてい		
る。		
水道局における今後の契約の締結にあたっ		
ては、見積書や契約書等契約に必要な書類は適		
正に徴取し、徴取にあたっては、他の注意事項		
も含め厳正な確認をするべきである。		
エ 委託契約書を適正に作成するべきもの	令和5年度契約に向けイントラ	措置済
機械警備業務、産業廃棄物収集・運搬及び処	上の最新の約款を用いるよう改め	
分業務の委託契約において、契約書に委託契約	て周知を行った。	
約款を付していなかった。	令和5年度契約では契約書に神	
(経営企画課、東部水道管理事務所、西部水	戸市契約約款を付して契約を行っ	
道管理事務所)	た。	
神戸市水道局委託事務の執行の適正化に関		
する要綱第 12 条では、「委託契約については委		
託契約書を作成しなければならない。委託契約		
書は、委託契約約款を付して作成しなければな		
らない。」と定めている。		
委託契約約款に規定のある条項について、契		
約の相手方に対して遵守を求め、その状況を確		
認する必要があることから、契約約款を付して		
適正に契約書を作成するべきである。		

令和4年度財務定期監査(監査対象:水迫局) 監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
オ 納期限を明記して契約締結を行い適正に納	契約の相手方に対し納品スケジ	措置方針
品検査をするべきもの	ュールを示し、契約上の期限を仕様	
水道局北野会館の清掃等に使用するマット・	書に明記した。	
モップの賃貸借契約において、仕様書の業務内 	また、納品検査の手順適正化に向	
容は、「北野会館にマット、モップを設置し、4	けては専決調達マニュアルの手続	
週間に一度取替するものとする。」と示されて	きについて、管理職・担当者に対し	
いるのみで、取替に関する納期限が明記されて	て、研修を行うことで再発防止を図	
いなかった。また、令和3年12月23日の納品	る。	
に合わせて納品書を受領していたにもかかわ		
らず、令和4年1月12日に同日受領の請求書		
により納品検査を行っていた。 (経営企画課)		
契約規程第 26 条及び神戸市水道局物品賃貸		
借契約約款第5条では延滞違約金について定め		
ており、納期限が定かでないと、仮に納品遅延		
があった場合、適正な違約金計算等の対応がで		
きない。		
また、政府契約の支払遅延防止等に関する法		
律第5条第1項では、検査の時期について「相		
手方から給付を終了した旨の通知を受けた日		
から工事については 14 日、その他の給付につ		
いては10日以内の日としなければならない。」		
と定めている。その手順として、専決調達マニ		
ュアルの納品検査の項目には、「納品書の提出		
があった後、速やかに検査員と立会人の2名以		
上の複数職員により実施してください。」と示		
されており、検査調書の作成の項目には、「受領		
した納品書の余白に、検査合格日を記載し、物		
品検収員及び立会人が検査印を押印してくだ		
さい。」と示されている。		
納期限を明記して契約締結を行うとともに、		
専決調達マニュアルに沿った納品検査を期限		
内にするべきである。		
(3) 財産管理に関する事務		
ア 小口現金を適正に管理するべきもの	毎日始業時・終業時に複数の職員	措置方針
水道事業手許現金取扱規程に定める小口現	による残高検算を行うとともに現	
金の交付を受け、同規程第 10 条に定める使用	金等管理マニュアルの周知を図っ	
目的に沿って支払等の手続きをしているが、使	た。 (西部水道管理事務所)	
用した際の差引簿にあたる小口現金出納簿は	小口現金の使用のある所属に対	

令和4年度財務	5定期監査(	監査対象:	水道局)	T	
Ę	監査 結果	の概要		措 置 内 容	措置状況
	高検算をして	いなかっ	の始業時及び た。 管理事務所)	し現金等管理マニュアルを用いて、 管理職・担当者に対して、研修を行 うことで再発防止を図る。	
現金等管	理マニュアバ	レには、「?	常時保管現金	(経営企画課)	
については、	、毎日、原則	として始	業時・終業時		
に複数の職	員による残高	高検算を行	うこと。」と		
示されてい	る。				
小口現金	の使用時だけ	でなく、	日々の残高検		
算を行うべ	きである。				
イ 過失修繕	に係る債権	の管理を通	適正に行うべ	債権管理については、令和5年度	措置方針
きもの				より、毎月財務会計システムにより	
神戸市の作	債権の管理に	関する事	務処理は、神	出力された未収金等一覧表で未収	
戸市債権の	管理に関する	条例で定	めており、債	金の納入状況を確認するとともに	
権を適正に	管理するた	め必要な台	台帳を整備す	相手方の記録を行い、管理をしてい	
ること(第	5条) や、履	行期限ま	でに履行しな	る。	
い場合は期	限を指定して	て督促状を	を発して督促	台帳については、令和5年5月に	
	ならないこと	: (第6条)	等が定めら	整備した。	
れている。				文書管理については、監査を受	
			、財務会計シ	け、同様の事例が起こらないよう公	
			学一覧表を確	文書管理について所属内で周知を	
			体工事等)中	行った。(西部水道管理事務所)	
			せたことに伴	財務会計事務マニュアルとして	
			費相当分や出	「財務会計の手引き」を策定し、そ	
			繕) に対し、 又のままとな	の中で債権管理について記載し周知を図る	
	っても <sub>柄</sub> がかった。 のがあった。	<b>パルヘ </b>	メツェエこな	知を図る。 また、新財務会計システムでは、	
調定年度	調定内容	件数	未収金額計	履行期限を過ぎた債権等の未収情	
令和3年度	過失修繕に	12 件	175, 584 円	報を関係者に日時で通知する機能	
	係るもの	12 11	.70,007 []	を検討する。 (経営企画課)	
令和2年度	過失修繕に	5 件	115, 592 円		
	係るもの	• •			
平成 30 年度	過失修繕に	1 件	15, 232 円		
	係るもの				
これらの	 債権について	、実査日	 当日状況を確		
認したとこ	ろ、相手方に	.督促状の	送付等を行っ		
ているもの	の、債権管理	理台帳を作	作成しておら		
ず、債権管理	埋に係る記録	をしてい	ない事例があ		

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
った。また、平成30年度に調定した未収金があ		
る1件について、精算書等の根拠となる文書を		
保存期間の延長をせず廃棄していた。		
(西部水道管理事務所)		
これらの債権は民法第709条に基づき請求し		
ている私債権であり、その他の債権も含め、時		
効完成日までに納付がない場合は、債権放棄の		
手続き後、不納欠損処理を行うこととなる。		
債権管理の適正化に向けて一定は取り組ん		
でいるものの、債権放棄をするうえでは、相手		
方の資産状況等調査を尽くし、債権管理台帳を		
作成し督促等の時効中断事由や納付交渉の記		
録をするなど債権管理を徹底するべきである。		
また、神戸市水道局公文書管理規程第 32 条		
第 2 項では、「保存期間が満了した公文書につ		
いて、職務の遂行上必要があると認めるとき		
は、所管課長は、一定の期間を定めて当該保存		
期間を延長することができる。」と定めている。		
未収金がある相手方に対しては、根拠となる		
資料は適正に保存するべきである。		
(4) その他の事務		
ア 会計伝票等の作成及び審査を適正に行う	令和5年4月、審査時において請	措置方針
べきもの	求内容と支払内容の確認を徹底す	
管理している公用車の法定点検費用を二重	るよう、経営企画課出納審査ライン	
に支払ったため、誤って支出した 47,564 円に	において注意喚起を行った。	
ついて支払先から返金を受けていた。原因とな	なお、令和4年度より車両管理事	
った2件の支払伝票等を確認したところ、令和	務は経営企画課で一括管理してお	
4年3月2日付けの請求書と、日付を誤って発	り、点検車両の特定にあたっては	
行された令和3年3月2日付けの請求書に対	「点検予定表(エクセル)」を作成	
し、同内容の支出決議がそれぞれ令和4年3月	し、点検の実施日を消し込むことで	
2 日付けでされており、いずれの支出決議にも	重複した発注が発生しないような	
令和4年3月18日付け出納の印が押され支出	仕組みへと改善した。また、履行後	
されていた。	の検査及び支払いにあたっては「発	
(経営企画課、東部水道管理事務所)	注管理簿(エクセル)」を作成し、各	
会計規程第 15 条第 1 項では、会計伝票等の	発注を消込していくため二重払い	
作成について、また、会計規程第21条では、会	が発生しない仕組みへと改善した。	
計伝票等の審査について、以下のように定めて	また、新財務会計システムでは、	
いる。	年度内に同一債権者・同一金額にて	

令和4年度財務定期監査(監査対象:水追局) 監査結果の概要	推 置 内 容	措置状況
監査結果の概要 第15条 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。 (略) 第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。 (1) 会計伝票等の内容が事実と相違するとき。 (2) 会計伝票等の内容が法令に違反するとき。 (3) 会計伝票等の内容が活令に違反するとき。 (4) 会計伝票等の内容が不明瞭であるとき。	措置内容 支出決議を発行する際に警告画面を表示する機能を検討する。 (経営企画課、東部水道管理事務所)	措置状況
(5) 会計伝票等の作成根拠が不明確であるとき。 支出担当課においては、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票等を作成するべきである。		
また、審査担当課においては、根拠となる添付 書類との整合性を確認し、適正に審査をするべ きである。 特に、1件の事案に対し、2件の施行決議及び 支出決議が回議されていることを支出担当課		
も審査担当課も発見できなかった原因を究明 し、出納審査機能を強化することなど、組織と してのチェック機能が有効に働く仕組みづく りと再発防止策についても検討されたい。 (5) 財務事務における内部統制体制を再構築し、		
事務処理の適正化を図るべきもの 今回の財務定期監査で指摘事項として挙げ た事例のうち、複数の課に対し同様の改善を要 する事務処理が散見された。財務事務や庶務事 務に関する基礎的な知識を持たない職員もい る。 この一因として、水道局は公営企業会計が適 用されることから、一般会計とは異なる財務会	財務定期監査で複数課にわたって指摘を受けた事項について、局内各課に通知を発出し、事務の見直しに取り組みを進めている。 水道局における財務会計の事務の流れを把握するための資料として、水道局版の「財務会計の手引き」	措置方針

計システムを導入しているものの、一般会計に おける財務会計事務の手引きのような一連の 事務処理マニュアルが存在しないことが挙げ られる。水道局の財務会計システムにはヘルプ 機能があるものの、このヘルプ機能はシステム の操作手順しか掲載していないため、職員は前 任者による決裁等を踏襲するしかないと思わ れる。

さらに、一般会計の財務会計システムでは、 定例的経費の支出経過について支出命令書に 命令発行累計額が表示されるが、水道局の財務 会計システムでは、支払伝票に同様の命令発行 累計額を表示することはできず、支出経過の確 認について支出担当課で事業ごとに支出経過 書等により手書きで行われていた。このため、 書き損じや修正テープによる修正などがあっ て非効率である。

また、一般会計とは異なる規程またはマニュアルを定める必要があるもの、一般会計の規程またはマニュアルを準用しているもの等、それぞれの事務処理に、どの基準があてはまるのか明確でないものもあった。 (経営企画課)

今回の指摘事項を踏まえ、これまで十分にルールを理解しないまま事務を行なってきた職員を含め、水道局職員全員が同じ基準で事務処理ができるよう早急にマニュアル等を整備するとともに、既存のマニュアル等についても実態に合わせて改訂するべきである。

また、正しい事務処理が定着するには、担当者のみならず、管理職に対しても、繰り返し研修を実施する必要があり、継続して事務処理の適正化を図るべきである。

これまで幸いに大きな事故が発生しなかったが、財務事務における内部統制体制の再構築が必要であると考えられる。組織改正や人事異動により、財務事務や庶務事務に習熟した職員の各所属からの転出、または公営企業会計の知識がない職員の転入等を想定し、業務の有効性

マニュアルの作成は必要不可欠で あり、現在、作成中であり、順次イ ントラネットにアップする。

また、管理職や担当者が支出事務 や契約事務等をチェックする際に 確認ができるチェックリストを作 成し、イントラにアップするととも に、各課に周知を図った。

令和5年度には、管理職、担当者にマニュアル等を使いながら定期的な研修(管理職⇒担当者の順に実施)を実施し、予算執行管理や支出負担行為決議の必要性など、一般的・基本的な事項について、改めて理解を深める取り組みを進めていく。

中長期には、財務会計システムについてはリプレースを検討しており、令和5年度予算についても調査費等を計上している。この中で、今回の財務定期監査で指摘された事項(支出負担行為決議がないなど)について注意喚起やチェックできる機能等を追加することを検討していく。

水道局の財務会計システムのヘルプ機能は、指摘のとおりシステムの操作手順しか掲載しておらず、一連の事務処理の流れがわからないため、新財務会計システムでは、一連の財務会計事務の流れがわかるよう、ヘルプ機能を改善する。

あわせて、新財務会計システムでは、定例的経費の支出に際して、支 出経過書を帳票として出力するよう機能を改善する。

最後に、これらの監査の指摘を踏 まえ、会計審査等のチェック機能を

令和4年度財務定期監査(監査対象:水道局)

[ ] 和4 十尺的 扬足别盖且(盖且对象、小坦问)		ı
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
及び効率性、並びに財務報告の信頼性確保等を	高め、申し上げた対策を強く進める	
目指して、財務事務における内部統制体制(統	ことができるよう、人員配置による	
制活動・ICTへの対応)を再構築する視点で	体制強化を検討している。	
取り組まれたい。	これらの取り組み等により、財務	
	事務の内部統制機能を再構築して	
	いく所存である。 (経営企画課)	
○ 意 見		
(1) 次年度以降にわたる契約について	財務定期監査を受け、本件を含め	措置済
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日	自動更新条項が付されている借地	
まで土地を借地し、年間 7,900 円を支払う用地	契約は、令和5年度予算から債務負	
使用賃貸借契約について、契約書第4条第3項	担行為を設定した。(経営企画課)	
に「賃貸借期間満了日の3箇月前までに前項に		
定める通知がない場合、本契約はさらに1箇年、		
更新時に変更した事項を除きすべて本件契約		
と同一条件で自動更新されるものとし、以後も		
同様とする。」という自動更新条項が付されて		
いた。		
水道施設は一度設置すると継続的に使用す		
ることが想定されており、契約期間終了ととも		
に敷地内から水道設備の撤去を求められると、		
その地域への給水ができなくなるという水道		
事業の特殊性がある。そのため、土地の賃貸借		
に係る契約に関しては、最適な期間で解除条項		
を付した長期継続契約を締結するか、それが困		
難な場合には、契約金額の総額を把握したうえ		
で最適な期間における債務負担行為を設定す		
るという取扱ができないか検討されたい。		
(経営企画課)		

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
 ○ 意 見		
(1) 製造・その他請負契約における業務責任者の	①所管課への周知	①措置済
通知について	経理契約による製造・その他請負	
専決契約による製造・その他請負契約、委託	契約の契約締結後に必要な手続き	
契約の各約款で規定されている業務責任者の	等について、経理契約に関する基礎	
通知については、令和4年度の自主監査の事務	実務研修レジュメ(物品等契約事	
チェックリスト(7-1 専決調達、7-2 委託契約)	務)において周知すべく、令和5年	
への記載などにより、徐々に周知されていると	4月上旬に更新作業を完了した。	
考えられる。しかし、行財政局契約監理課に要		
求して行う経理契約(以下「経理契約」という。)	②事務チェックリストへの記載	②他の方法
による製造・その他請負契約については、自主	自主監査の事務チェックリスト	で対応
監査の事務チェックリストにも掲載がなく、令	への記載については、自主監査にお	
和4年度財務定期監査(主として令和3年度の	けるチェックリストや点検項目が	
事務を対象として実施)においても、当該通知	多数ある中、新たなシートや項目を	
を受けていない、または所管課から提出を求め	追加するのではなく、契約実務者が	
ていない事例が多数あった。	業務に着手する前に目を通す基礎	
<事例>	実務研修レジュメや仕様書の様式・	
<ul><li>・○○総合管理システム保守点検業務(その他</li></ul>	記入例へ記載することで周知徹底	
請負契約)	を図る。	
・重要文書等保管業務 (その他請負契約)		
業務責任者の選任と通知は、製造その他請負		
契約約款第19条及び委託契約約款第14条に定		
められており、適正な仕事の履行と受託者(請		
負人)の独立性を確保するため、受託者(請負		
人)は業務責任者を選任し、委託者(発注者)		
にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面		
により通知しなければならないとされている。		
このため、少なくとも約款を添付した契約書を		
作成する製造その他請負契約や委託契約につ		
いては、業務責任者通知書の提出を受けなけれ		
ばならない。		
委託契約に関しては、令和4年度より「委託		
契約に関する解説及び記載例」に業務責任者通		
知書についても記載されたことから、各所属の		
理解も進んだものと考えられるが、製造その他		
請負契約においては、「製造その他請負契約約		
款の解説及び補足」(第19条(業務責任者))で		

措置状況
は、専 措置済
に差
るも
マニ
本的
礎実
事務)
4月

監 査 結 果 の 概 要 措 置 内 容 措置 対 延滞違約金を徴収していなかった。 「専決調達事務処理マニュアル及びQ&A	弋況
「専決調達事務処理マニュアル及びQ&A	
「専決調達事務処理マニュアル及びQ&A	
(令和4年7月)」では、「8 その他一般事項	
に係るQ&A」のQ14・Q15 において、単価契	
約にかかる記載があり、納品検査については	
「納品検査は発注ごとに納品書(履行届)によ	
って確認してください。」との記載があるが、以	
上の内容は、経理契約についてもあてはまると	
考えられる。	
当該事例では、納入期限を2回として区切っ	
ていることから、1 回目期限の納入における納	
入検査も必要となる。また、印字不良により一	
部に当初納入期限を過ぎた納品があったとの	
ことであり、納期限に変更がないことから、当	
該遅延は契約規則第 33 条第 2 項に記載のある	
「前項の場合において、検査その他本市の都合	
によって経過した日数は、遅延日数に算入しな	
い。」場合に該当しないのであれば、遅延日数分	
(履行期限から納品日まで) の延滞違約金の徴	
収が必要となる。	
また、契約の履行上支障が生じた場合につい	
ては、契約手続規程第 21 条第 3 項の規定によ	
り、物品調達契約履行状況報告書を作成し、直	
ちに契約監理課へ送付しなければならない。	
契約監理課は、実態を把握したうえ、例えば、	
契約原議の送付時や経理契約に関する通知な	
どの機会に、検査は個別の納期ごとに行うこ	
と、納期ごとの延滞違約金の徴収の考え方な	
ど、工事請負契約以外の経理契約にかかる契約	
後の必要な手続を周知徹底されたい。	
(行財政局契約監理課)	
(3) 適正な文書管理のための簿冊の年度間綴替 ① 文書詳細画面での簿冊表記に「簿 ①措置	 方針
えについて 冊の年度」を追加し、承認や照会時	
令和4年度財務定期監査の監査対象局におい 等において簿冊年度を確認できる	
て横断的に、文書管理・電子決裁システムにおよう文書管理・電子決裁システムを	

令和4年度財務定期監査(監査対象:全庁的な内部	統制)	1
監査結果の概要	措置内容	措置状況
ける保存文書に関して、以下のような実例があ	改修する。文書施行時に簿冊と施行	
った。	日の年度が異なる場合のエラー表	
ア 令和3年度、4年度の契約決裁文書が、契	示については、警告扱いとなってい	
約日が4月1日であるにもかかわらず、施行	るものをエラーとすることのほか、	
日はその前年度中(3月)の日付または未入	表示内容についても検討を行う。	
力になっていた事例。		
イ 令和4年4月1日契約の契約決裁文書が、	② 令和 5 年度自主監査の際にはチ	②措置方針
前年度(3年度)の簿冊に綴られたままにな	ェックリストに当該項目を加える。	
っていた事例		
アの事例に関しては、職員ハンドブック 11.6		
文書の施行では、「文書の施行とは、決裁権者の		
決裁により確定した市の意思を文書によって		
相手方に表示し、その効力を発生させる手続を		
いう。」とされている。また、文書管理・電子決		
裁システムよくある質問では、「決裁により行		
った意思決定に効力を発生させる手続を施行		
といいます。(略) 本システムでは、この「施行」		
処理日が、発送や契約などを行う日となりま		
す。」とされている。		
イの事例に関しては、公文書管理規程第33条		
では、「公文書の保存期間は、公文書の完結した		
日の属する年度の翌年度の4月1日(保存期間		
が1年未満である公文書にあっては、当該公文		
書の完結した日)から起算する。」とされてお		
り、本来契約日の属する年度の簿冊に綴られる		
ものが、その前年度の簿冊に綴られることによ		
って、システム上、早期に廃棄されてしまうこ		
とになる。		
C (C/4/3)		
年度をまたがる文書の管理方法については、		
令和4年2月28日付会会第1388号「年度替わ		
りに伴う会計事務の取扱いについて (通知)」		
(令和 3 年 2 月 26 日付会会第 1440 号も同内		
容)で、周知されている。		
また、年度をまたがる文書に係る文書管理・		
電子決裁システム上の処理は、令和4年3月16		
日付企デ第 4575 号「年度替わりに伴う文書管		

令和4年度財務定期監査(監査対象:全庁的な内部統制)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
理・電子決裁システムに係る手続について(依		
頼)」(令和3年3月16日付け企情第4506号も		
同趣旨の内容) 別紙1(一部抜粋)で周知され		
ている。		
上記アの事例においては施行日を誤って入		
力(未入力を含む)するとともに、年度替わり		
に簿冊年度の綴替えを行わなかったことによ		
り簿冊の年度を誤って保存していた。		
しかも、上記イの事例においては、施行日を		
4月1日にしたとしても、簿冊は旧年度のまま		
であり、さらに綴替えが必要となる。		
文書を必要な期間確実に保存できるように		
するために、上記のような通知は今後も必要だ		
と考えるが、それだけでなく、ヒューマンエラ		
ーによる影響が小さくなるよう、次のような対		
応を行うことを検討されたい。		
① 文書管理・電子決裁システムにおいて、文		
書の施行日が未入力の場合、または施行日が		
決裁年度と異なる場合にわかりやすいエラ		
ー表示とするなど、確実に入力させる仕組を		
構築する。また、文書管理・電子決裁システ		
ムの文書検索の結果表示画面において、現在		
表示されていない簿冊の年度を表示し、簿冊		
年度でも文書の検索ができるようにするな		
ど、システムを改修することにより、簿冊年		
度の綴替えがスムーズにできるように改修		
する。		
② 自主監査の事務チェックリスト(10-1 公文		
書管理事務)に、例えば「旧年度中に決裁を		
得た新年度施行文書の簿冊年度の綴替えが		
確実に行われているか。」等のチェック項目		
を加えることにより、各所属の簿冊年度の適		
正な処理に向けた意識を高める。		
(企画調整局デジタル戦略部、行財政局業務改革		
課)		

予和4年度包括外部監査(監査対象:福祉局、こと 監 査 結 果 の 概 要	也 新庭 内 容 描 置 内 容	措置状況
第4 監査結果	1日 臣 71 谷	1日巨小儿
II 各論		
1 福祉局		
1.2 神戸市社会福祉施設整備資金融資・神		
戸市社会福祉施設用地取得資金融資		
[意見1]融資あっせん先の経営状況のチェック	   対象法人の償還計画書や過去3年分	措置済
について	の財務諸表などを収集し評価すること	10 15 17
融資あっせん及び利子補助の対象法人につい	を仕様に記載した内容で会計士と契約	
ては、返済状況や利払いの状況のみならず、財務	を令和5年5月に締結し、経営状況の	
状況や資金繰りの状況等の経営状況のチェック	把握およびチェック体制の構築を行っ	
を行う必要がある。	ており、返済の見通しを確認すること	
	でリスクマネジメント力の向上を図っ	
	ていく。	
	(福祉局)	
1.3 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事	*/	
業補助金 (市民福祉大学運営補助)		
[意見2] 実績報告の内容について	令和4年度補助金精算にあたって、	措置済
市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内	福祉局より市社協へ往査し、サンプリ	
容の確認を行い、さらにサンプリング等により証	ングによる証憑書類の確認、補助対象	
憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に	経費であるかの検証を行った。今後も	
使用されていないか検証する必要がある。	補助金の精算時には同様の対応を続け	
	ていく。	
	(福祉局)	
1.4 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事		
業補助金(社会福祉事業補助)		
[意見3]神戸市社会福祉協議会への人件費補助	補助対象となる人件費は、市社会福	措置済
について	祉協議会における総務部門の職員分お	
神戸市社会福祉協議会への人件費の補助の対	よび幹部職員分(市出向職員を除く)と	
象範囲や、補助する場合の補助率については、市	いう方針の基で決定している。	
社協の性質や繰越資金の状況、補助対象となる人	また、令和5年度補助金決定に際しては、繰越資金を令和4年度決算報告	
員の業務内容等を勘案し十分に検討する必要がある。	とは、繰越賃金を市和4年度次昇報音   書にて確認し、年間事業活動支出との	
<i>め</i> つる。	古にて確認し、平間事業活動又出との   比較検討を行ったほか、項目ごとの必	
	比較便的を行うたはが、頃日ことの心  要性を加味したうえで、補助金の支出	
	を行った。	
	(福祉局)	
1.5 神戸市民間社会福祉施設運営費等補助	(ти ти/ту)	
金		
[意見4]救護施設や養護老人ホームの運営費に	補助制度開始から長期間経過してい	措置方針
対する補助のあり方について	ることを踏まえ、現在の社会情勢や養	
救護施設や養護老人ホームの運営費に対する	護老人ホーム及び救護施設が置かれて	
補助のあり方や金額の妥当性については、再度見	いる状況を踏まえた上で、当該補助金	
直しの必要がある。	のあり方や金額の妥当性に関し、どの	
	ような指標・データを用いて判断する	
	ことが適切かについて、検討を進めて	
	しいく。	
	(福祉局)	
1.6 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善		
補助金		

1和4十次已日/中部三直(三直八家・田田内、こと	も外庭内/	
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
[意見5]補助金の交付額の妥当性について	補助制度開始から長期間経過してい	措置方針
従来からの補助金を継続的に交付するのでは	ることを踏まえ、現在の社会情勢や、養	
なく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性に	護老人ホーム及び救護施設が置かれて	
ついては、常に見直しを行う必要がある。	いる状況を踏まえた上で、当該補助金	
	の交付の必要性や交付額の妥当性に関	
	し、どのような指標・データを用いて判	
	断することが適切かについて、検討を	
	進めていく。	
	(福祉局)	
[意見6]業務の効率化について	当該補助金の支給にあたっては、勤	措置済
現場負担軽減に向けた業務の効率化を図るた	続年数に応じた補助単価を自動計算で	
めに、ITの活用等による対応を検討されたい。	きるエクセルシートを各施設に提供す	
	るなど、一定の負担軽減を図っている。	
	令和5年度から以下の見直しを実施	
	した。	
	・各職員の勤続年数の算出にあたって	
	は、過去の勤務先の施設種別に応じ	
	て勤続年数の計算方法が異なること	
	から、従来は申請者側の個別の計算	
	が必要であったが、施設種別を選択	
	することで勤続年数を自動計算でき	
	る様式に改めた。	
	・法人名や代表者氏名などの同一の情	
	報を複数の様式に記載する必要があ	
	ったが、様式を見直し、入力作業を簡	
	略化した。	
	・挙証資料について、従来は各施設から	
	提出される資料が異なっていたが、	
	上記の様式整理にあわせて統一し	
	た。	
	(福祉局)	
[意見7]成果指標の設定について	当該補助金は、市内の民間社会福祉	措置方針
補助金の評価のために補助目的に沿った成果	施設に従事する職員の処遇を充実する	
指標を設定し、効果の検証をする必要がある。	ことにより、職員の確保と資質の向上	
	に資することを目的としている。この	
	ように補助金を支給すること自体が補	
	助目的に沿うものとなっていること、	
	また、例えば離職については収入面以	
	外も大きな要因となりうること等を踏	
	まえると、当該補助金について(例えば	
	離職率等の)定量的な成果指標の設定	
	は困難である。	
	他方で、別途[意見]であるとおり、	
	補助金交付の必要性や交付額の妥当性	
	については、引き続き検討を行ってい	
	< ∘	
	(福祉局)	
1. 7 ふれあいのまちKOBE 愛の輪運動		
事業		

144年度包括外部監査(監査対象:倫性同、こと		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
[意見8] 実績報告の内容について	令和4年度事業についての実績報告	措置済
市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内	の際に、特に金額の大きいものや、例年	
容の確認を行い、さらにサンプリング等により証	にない支出などについて証憑書類のサ	
憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に	ンプリングを行い、補助対象経費であ	
使用されていないか検証する必要がある。	るかの検証を行った。今後も補助金の	
次/11 C4 ( C ( ない ) が   次配 する ( 安か ) の。	精算時には同様の対応を続けていく。	
	(福祉局)	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
[意見9]成果指標の設定について	令和4年度実績をもとに、令和5年	措置済
目標とするマッチング率を定めるなど、効果の	度の事業についてマッチング率の目標	
分析を行っていく必要がある。	値を成果指標として設定した。	
	(福祉局)	
1.8 ふれあい給食会事業		
[指摘事項1] 概算払いについて	概算払いについて、明記した内容で	措置済
概算払いについては、必要性を検討し、必要と	要綱改正を行い、令和5年4月に施行	70 001
認められるならば、要綱上にその旨、明記するべ	した。	
きである。	(福祉局)	1.114 DTT >-4-4
[指摘事項2]実績報告の資料の見直しについて	実績報告書への添付書類の見直しを	措置済
実績報告について、実績報告書に添付される関	行った上で、提出を必要とする書類を	
係書類の内容を見直し、それに合わせて要綱の記	明記する内容で要綱改正を行い、令和	
載の見直しを行うべきである。	5年4月に施行した。	
	(福祉局)	
[意見10]活動内容や補助内容の周知・広報につ	市ホームページ上の「神戸市情報マ	措置済
いて	ップ」にて、各活動グループに関する開	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
各区役所での周知や広報のみでなく、市として	催場所・活動内容・参加費等の情報を公	
さらに周知・広報に力を入れ、活動のすそ野を広	開した(公開に同意したグループの	
げていく必要がある。	み)。	
	(福祉局)	
1.9 安心サポートセンター事業		L114 1111 2-44
[意見11] 実績報告の内容について	令和4年度事業についての実績報告	措置済
市の担当課は、実績報告による内容の確認の際	の際に、特に金額の大きいものや、例年	
には、サンプリング等により証憑書類の確認を行	にない支出などについて証憑書類のサ	
い、補助対象の経費であることを検証する必要が	ンプリングを行い、補助対象経費であ	
ある。	るかの検証を行った。今後も補助金の	
	精算時には同様の対応を続けていく。	
	(福祉局)	
[意見12]事業内容の周知徹底	安心サポートセンターでは、令和4	措置済
		11 旦 / J
様々な機会を利用してより周知・広報を継続	年度には新たに区域レベルでの個別相	
し、幅広い利用につなげていく必要がある。	談会を実施したほか、支援者向けのパ	
	ンフレットの作成を行った。今後さら	
	に幅広い利用につなげるため周知・広	
	報活動を引き続き実施するとともに、	
	利用者数について定期的な確認を行	
	い、周知・広報手法の見直しを図る。	
	(福祉局)	
1.10 地域福祉ネットワーク事業	(ПД   ДД/Н)/	
「指摘事項3〕補助金と委託料の扱いについて	市においては、委託事業と補助事業	措置方針
		1日旦刀町
市として同様の事業において補助事業と委託	に一定の役割整理を行い実施してき	
事業が混在する形となっており、整理するべきで	た。両者では財政的な取り扱いにも影	
ある。	響してくるため、行財政局とも協議の	

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
	上、整理を検討する。	
	(福祉局)	
1.13 神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金		
[指摘事項4]補助金の交付目的や使途の適正化 について 補助金の目的やその使途について、再度検討を 行い、その内容によっては、要綱の記載の見直し	補助金の目的と要綱上の使途の記載 について整理を行った上で、補助金の 使途にかかる管理費の内容について明 記した要綱の改正を行い、令和5年2	措置済
による適正化を図るべきである。	月に施行した。	
	(福祉局)	
1.14 ケアハウス運営補助(サービス提供費) [指摘事項5]要綱上の補助金の額の記載について 補助金の交付額の算定方法については、要綱上	補助金交付額の算定方法を明記した 要綱改正を行い、令和5年4月に施行 した。	措置済
で明確に記載しておくべきである。	(福祉局)	
[意見13] 実績報告の内容について 市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内 容の確認を行い、さらにサンプリング等により証 憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に 使用されていないか検証する必要がある。	定期的に法人監査を実施しており、 その際に運営状況について確認をしている。また、補助対象以外の経費に使用されているなど不正が発覚した場合の返還措置を設けている。 補助対象となる経費以外に使用されていないかをさらに詳細に確認を行うことについては、どのような内容の実績報告書類等を提出していただければ検証できるのか、あるいはこれまでの報告内容で確認できることはないのか、検討を行っていく。	措置方針
1.15 ケアハウス運営補助(給与改善費)	(福祉局)	
[意見14] 補助金の交付額の妥当性について 従来からの補助金を継続的に交付するのでは なく、補助金の交付の必要性や交付額の妥当性に ついては、常に見直しを行う必要がある。	補助制度開始から長期間経過していることを踏まえ、現在の社会情勢や、軽費老人ホームが置かれている状況を踏まえた上で、当該補助金の交付の必要性や交付額の妥当性に関し、どのような指標・データを用いて判断することが適切かについて検討を進めていく。 (福祉局)	措置方針
[意見15] 成果指標の設定について 一定の成果指標を設けて、効果の検証を行って いく必要がある。	当該補助金は、市内の民間社会福祉 施設に従事する職員の処遇を充実向上 の処遇を充実向上のをといる。ことを目的としている。 に資することを見的としていること自体が表 まうに補助金を支給すること自体が表 助目的に沿うものとなっては収入面以 が表していること等を は が表すると、当該補助金について(例えば 離職率等の)定量的な成果指標の設定 は は 関連である。 他方で、別途[意見]であるとおり、	措置方針

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
	補助金交付の必要性や交付額の妥当性	
	については、引き続き検討を行ってい	
	< ∘	
	(福祉局)	
1.17 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金		
[意見16]福祉避難所の訓練実施の継続について	訓練実施の継続・備蓄更新の必要性	措置方針
福祉避難所の訓練実施については、継続的な支	については認識をしており、福祉避難	
援を行っていくことを検討する必要がある。	所指定施設の意見を参考に、支援継続	
	の可否について今後検討していく。	
	(福祉局)	
1.18 民間社会福祉施設整備等事業		
[意見17] 検査結果の文書化について	令和4年度実施の完成検査分より、	措置済
工事の完成検査については、チェック項目も多	公共工事での完成検査項目等を参考と	
岐にわたることから、チェックの内容や結果につ	して、チェック内容・結果についての検	
いて文書化しておく必要がある。	査報告書の作成を行った。	
	(福祉局)	
1.19 定期巡回サービス事業者参入促進(人	(田山山川)	
件費補助)		
「指摘事項6]収支に関する報告の確認について	   従来、定期巡回サービスに係る介護	措置済
公金が投入されている以上、収支に関する報告	給付費請求書や収支決算書にて、収支	1日巨仍
と証拠書類等を照合することにより使途を確認	福州資明水青や収入の鼻音にく、収入   に関する報告の確認を行ってきた。	
するとともに、使途に問題がないと判断するに至	令和4年11月30日より令和4年度	
った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説	補助金申請受付を開始したが、申請に	
明責任を果たせるようにするべきである。	あたっては、新たに「人員配置が分かる	
	書類」や「賃金台帳」の提出を求め、そ	
	れら書類と収支決算書等の照合によ	
	り、人件費に関してより詳細かつ適切	
	な補助金審査を行っていくこととし	
	た。	
	(福祉局)	
[意見18] 成果指標の設定について	本補助金は、事業所の新規参入増、更	措置方針
巡回サービスを提供する事業者を増やすこと	に更に長期・安定的な事業所の確保を	
を目的として本補助金制度が創設された経緯を	目的としている。	
鑑みれば、具体的な事業者数の増加に関する目標	令和5年4月時点で、本市は23事業	
を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必	所が開設・運営継続中であるが、近隣の	
要がある。	政令市と比較して最も多く、目的に対	
	する効果が一定図られていると評価し	
	ている。	
	令和6年度の制度移行により、事業	
	所の運営拡大が可能になるため、本補	
	助金の目的に照らし、必要性を改めて	
	検討していく。	
	(福祉局)	
1.20 グループホーム整備支援事業	(15d hrs.),.ñ)	
[指摘事項7]工事費に関する確認資料の要件に	実績書の添付書類として、内訳の記	措置済
ついて	載がある納品書や請求書を求める旨を	→ p p → 1/1
工事費の確認のために入手する根拠資料は、工	追記した補助金交付要綱改正を行い、	
事の内訳及び金額が客観的に確定していること	令和5年4月に施行した。	
サッドJM及U立娘MA首覧HJIC推足していること	17月リナチカに加力した。	

p和4年度包括外部監査(監査対象:備征局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
が確認できるものであるべきである。	(福祉局)	10 12 17 10 1
1.21 社会福祉協議会・社会福祉推進事業補	(154 1557) 37	
助金(障害者スポーツ・芸術振興事業)		
「指摘事項8]管理費に関する報告の確認及び補	収支報告については、従来から詳細	措置済
助金の精算について	な実績報告書を求め、確認を行ってい	74
補助事業者に実態に応じた収支報告をさせる	るところであるが、令和5年度以降、更	
とともに、補助事業者の本部経費の配賦資料や給	に詳細な実績報告を求め、使途を明確	
与台帳等と報告されている管理費を照合するべ	にするとともに、管理費についても根	
きである。また、補助対象事業ごとに精算を行う、	拠資料の確認を行う。精算については、	
もしくは全事業の収支の通算により精算を行う	事業ごとに精算を行う。	
旨を補助金要綱に定めるべきである。	(福祉局)	
[意見19]成果指標の設定について	補助事業者主催の障害者スポーツ大	措置方針
スポーツを通じて障害者の社会参加の推進に	会、障害者スポーツ教室の参加者数な	
寄与することを目的として、本補助金制度が創設	どの数値目標について、補助事業者に	
された経緯を鑑みれば、具体的な参加者数の増加	対して、事業の計画段階での設定を求	
に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果	め、交付決定時にその指標が適切かを	
を検証する必要がある。	確認するとともに、事業報告時に達成	
	されたか検証を行う。	
	(福祉局)	
1. 22 障害者福祉団体補助		
[意見20]補助対象団体の募集について	他に実施できる団体がある可能性も	措置方針
当事業を実施できる団体が他にも存在する可	あるため、公募を行うことを検討した	
能性があるため、当補助金の募集は公募とするこ	٧١ <sub>°</sub>	
とを検討する必要がある。	ただし当事業は、障害当事者や家族	
	会などが実施する取り組みで、(所属す	
	る会員のみのためでなく)広く障害者	
	の福祉の向上に寄与する活動に対して	
	補助するものであるため、実施できる	
	団体は多くないことが想定される。	
	また、長年実施してきた事業が、公募	
	によって継続性が失われるリスクを慎	
	重に判断し、検討を進める。	
	(福祉局)	
[指摘事項9]収支に関する報告の確認について	収支に関する報告については、個別	措置済
公金が投入されている以上、収支に関する報告	に証拠書類の添付を求め使途を明確に	
と証拠書類等を照合することにより使途を確認	するとともに、補助要綱における「その	
するとともに、使途に問題がないと判断するに至	他、市と協議の上、必要と認めたもの」	
った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説	に該当する補助対象項目が発生した場	
明責任を果たせるようにするべきである。	合は、その判断に至った経緯を記録す	
	る。 ( <del>1</del> 社 日)	
	(福祉局)	<b></b>
[意見21] 成果指標の設定について	特に目標設定が困難な取り組みを除る。	措置方針
本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な日標を記字し、客観的な公会物表の効果を	き、補助事業の実施者に対して、事業の	
体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を	計画段階で参加者数などの成果指標	
検証する必要がある。	(目標)の設定を求めることを原則と	
	する。交付決定時にその指標が適切か を確認するとともに、事業報告時に達	
	を確認するとともに、事業報告時に達 成されたか検証を行う。	
	成されたが検証を1] り。   (福祉局)	
	(領性何)	

11和4千度已由下即監査(監査対象・開電例、こと		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
1.24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送		
迎助成 ②要医療的ケア重症者生活		
介護看護師送迎支援加算事業		
[意見22] 補助対象経費について	申請対象 (療養介護事業所を併設) 事	措置方針
車両維持に関する補助対象経費を、車両のリー	業所の状況を把握したうえで、検討し	.,.,
ス料に限定することなく、一括購入や割賦購入し	ていく。	
た場合の経費(例えば減価償却費相当額等)も含	(福祉局)	
めることを検討されたい。	(	
「意見23〕提出書類の網羅的な記載について	過去の不備のある報告書について	措置済
補助事業者から提出を受ける書類について、市	は、既に事業所へ修正書類の提出を求	7日1月1月
が要求した事項が網羅的に記載されているか確	めており、令和4年度中に整理を終え	
認し、不備のある場合は補助事業者に訂正を求め	to watten Attack	
る必要がある。	また、当該補助金報告書の必要事項	
	を精査した結果、不備が発生し易い「職	
	員配置」は報告不要と判断し、令和4年	
	度以降の様式からは削除している。	
	(福祉局)	
[意見24]補助金額について	障害福祉サービスに従事する看護師	措置方針
看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金交付	の全国的な平均賃金や報酬改定の状況	
金額の見直しを検討されたい。	を踏まえた上で、必要に応じて、予算編	
	成の中で議論していく。	
	(福祉局)	
1.26 神戸市身体障害者機能訓練事業		
[意見25]補助事業者の募集について	当補助事業開始時(平成 23 年)は、	措置方針
当事業に関するサービスを提供できる事業者	障害福祉サービスで機能訓練を提供で	
が他にも存在する可能性があるため、当補助金の	きる事業者は少なかったため、市内3	
支出先選定方法を検討する必要がある。	か所の在宅障害者福祉センターが実施	
	する業務の一つとして、事業を実施し	
	てきた。しかしながら、他の障害福祉サ	
	一ビスでも機能訓練を提供できる施設	
	が増えているため、当該補助事業自体	
	のあり方を検討していく。	
	(福祉局)	14.1 114.1
[意見26] 成果指標の設定について	当補助事業開始時(平成23年)は、	措置方針
具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果とはできます。	障害福祉サービスで機能訓練を提供で	
果を検証する必要がある。	きる事業者は少なかったため、市内3	
	か所の在宅障害者福祉センターが実施	
	する業務の一つとして、事業を実施し	
	てきた。しかしながら、他の障害福祉サ	
	ービスでも機能訓練を提供できる施設	
	が増えているため、現状として、利用者	
	は減少傾向にある。その状況を踏まえ、	
	当事業の継続の必要性を検証してい	
	<	
	` 。        (福祉局)	
	(ти нь/Ч)	
「指摘事項10]収支に関する報告の確認について	令和4年度(令和3年度分の実績確	
公金が投入されている以上、収支に関する報告	認)から、すべての地域活動支援センタ	1日巨仍
と証拠書類等を照合することにより使途を確認	ーを対象に会計書類の点検を実施し、	

う和 4 年度包括外部監査(監査対象:偏祉局、こと		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
するとともに、使途に問題がないと判断するに至	補助金が適正に執行されているか検査	
った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説	した。今後も、収支に関する報告と証拠	
明責任を果たせるようにするべきである。	書類等を照合することにより使途を確	
	認するとともに、必要と認めるときは	
	指導・助言を行い、問題がない場合にも	
	その旨記録し報告する。	
	(福祉局)	
[指摘事項11]補助金に関する要領の記載につい	センター型と発達型の補助金額上限	措置済
7	を記載した事業実施要綱改正を行い、	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
補助金交付に関する透明性・公平性を確保する	令和5年4月に施行した。	
ため、公募要領や認定(更新)要領だけでなく、	(福祉局)	
補助金額上限を補助金交付に関する要綱にも規	(пп пт/-у/	
定するべきである。		
「意見27」成果指標の設定について	地域活動支援センターは、地域での	措置方針
「思見21」		1日旦刀亚
	社会生活を始めたばかりであったり、	
ンターの利用者や事業者数の増加等に関する具	障害福祉サービスでは対応しきれない	
体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を	障害者を対象に、創作的活動や生産活	
検証する必要がある。	動の提供、専門職員による相談事業、社	
	会適応訓練等を行っている。	
	本事業の対象となる障害者数の把握	
	は難しく、利用者数や事業者数の増減	
	を目標に設定することはなじまないと	
	考えるが、利用者と事業者へのアンケ	
	ート等により利用者ニーズの動向やセ	
	ンター事業の実情を把握し、引き続き	
	事業の効果を検証する。	
	(福祉局)	
2 こども家庭局	(1941 1999), (3)	
2. 1 こどもの居場所づくり事業補助金		
[指摘事項12]補助金額の算定根拠の妥当性につ	令和5年度に、補助金額の適切性、妥	<b>措置方針</b>
いて	当性について検討を行う。また、算定根	10 10 // 12
***	国性に が、 で使いを行う。 また、 昇足依   拠となる資料については、 データ等で	
するためには、補助金額を定めた際の算定根拠が	適切に管理を行っていく。	
分かる資料を適切に保管すること等により、算定	(こども家庭局)	
根拠を明確にしておくべきである。	<u> </u>	14. III II A I
[指摘事項13] 補助率の適正化について	自己負担が大きい団体が多いことも	措置方針
当補助金は補助目的の早期実現を理由に2分	あり、現状は補助率を設けていない。令	
の1を超える補助率を設定しているため、2分の	和5年度以降、補助率の導入可否等に	
1を超える補助率を適用する期限を定めるべき	ついて検討を行う。	
である。	(こども家庭局)	
[指摘事項14] 審査会の開催頻度について	現状は、団体の初回申請時に審査会	措置済
審査会の開催について最初の申請時だけで問	を開催して補助採択を行い、次年度以	
題ないか十分検討し、問題ないと判断した場合に	降の継続の申請時には、申請書や過去	
は、要綱の規定を実態に合わせて改正するべきで	の活動状況等を確認の上、決裁により	
ある。	補助金の交付決定を行っている。指摘	
	を受け、継続申請の際にも審査会を開	
	催すべきかどうかについて検討を行っ	
	た結果、審査会は初回申請時のみとす	
	る内容で要綱改正を行い、令和5年4	

7和4年度包括外部監査(監査対象:福祉局、こと		
監 査 結 果 の 概 要	措置内容	措置状況
	月に施行した。	
	(こども家庭局)	
[指摘事項15] 適切な補助金額の交付について	補助団体に対し利用者負担分を優先	措置済
補助金を交付する場合においては、補助団体へ	して対象経費に充当すること及び、対	
必要以上の補助金を交付して余剰金を発生させ	象経費から利用者負担分を控除した残	
ることのないように、対象経費から利用者負担分	額分で交付決定を行う内容を公募案内	
を控除した残額を交付するべきである。また、合	及び要綱上に記載した。	
わせて当該取り扱いを要綱上にも明記するべき	(こども家庭局)	
である。		
2.2 児童福祉施設併設型民間児童館事業補		
助金		
[指摘事項16] 補助金額の妥当性について	本補助金額は、公設児童館の運営に	措置方針
繰越金が発生した場合にはその使途について	必要な所要経費等を基に算定してい	
検証を行うべきである。また、対象団体全てにお	る。既に令和5年度当初より補助額の	
いて補助率が2分の1を超えており、かつ、繰越	在り方について検討を行っているが、	
金が発生していることを踏まえ、補助金額の見直	公設児童館とのバランスなど調整に時	
しを検討するべきである。	間を要している。引き続き補助額の在	
	り方について、検討を行っていく。な	
	お、児童館は収益事業ではないため、運	
	営費補助として補助率 1/2 をこえる。	
	また、実績報告の際に、繰越金の充当先	
	について明記するよう令和5年4月に	
	指導を行った。さらに、安定した運営継	
	続のために認めうる繰越について定	
	め、適切な経理処理を行うよう令和5	
	年4月に指導した。	
	(こども家庭局)	
[意見28] 支出方法について	社会福祉法人が、法人の事業とし	他の方法
当該事業の支出方法について、補助金見直しガ	て、法人の施設にて、児童館や学童保	で対応
イドラインを参考に補助金の見直しの際に委託	育サービスを独自設定して実施してい	
等への切り替えについて検討されたい。	る(例えば学童保育サービスの料金体	
	系は各法人が設定しており、神戸市立	
	児童館のそれとは異なる)。また、そ	
	の地域特性に応じた子育てサービスを	
	各法人で決定し、これまでの法人のノ	
	ウハウを反映したものとなっている。	
	したがって、委託契約にはなじまない	
	と考える。	
	(こども家庭局)	
[意見29] 補助対象経費の明確化について	要綱に列挙する費目が適切か検討を	措置済
補助制度の趣旨に鑑み、補助対象経費について	行った結果、要件等を詳細に明記した	
は要綱に列挙されている費目に限定されるべき	要綱に改正し、令和5年4月に施行し	
であり、仮に例外事項を認める場合には、その必	t	
要性を十分に検討した上で、予め要綱等でその要	(こども家庭局)	
件等を明らかにしておく必要がある。	, = 5,4,9,2,3,	
[意見30]実績報告書等に係る審査の厳格化につ	令和5年4月に実績報告として提出	措置済
いて	させる様式を詳細なものに改め、適正	
実績報告書等に係る審査の実効性を高めるた	な運営状況であることを確認した。	
めには、補助対象経費について証憑書類の確認ま	また、令和4年度より既に現地にお	
- Handle Handle Co.		

令和4年度包括外部監査(監査対象:福祉局、こと 		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
で実施するべきである。また、繰越金が預金で保	いて監査を行い、支出手続きが適正か、	
管されている場合には通帳を確認するなどの手	予算管理が出来ているか、繰越金の使	
続きまで検討する必要がある。さらに、補助対象	途、必要性、証憑書類が適正に管理され	
事業者において事務処理が適正に行われている	ているかなどを毎年確認している。	
かを確認するため、現地調査や定期的な監査につ	(こども家庭局)	
いても実施する必要がある。		
2.3 大学と連携した子育て支援事業補助金		
「意見31〕成果指標の設定について	効果測定のために新たな拠点の設置	措置方針
当該補助事業の評価のために補助目的に沿っ	や施設利用者数などを成果指標とする	
た成果指標を設定し、効果を測定する必要があ	等、補助目的に沿って成果指標を設定	
る。	していく。	
	(こども家庭局)	
2.4 放課後児童健全育成事業助成金	(ここの外庭内)	
2.4 放床仮光量降五月放事業の成金  「意見32 繰越金の妥当性について	   令和5年2月開催の運営者説明会に	措置済
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1日旦伊
繰越金が発生した場合には実績報告書等にそのは冷な明記さるように共演したよび、見な的な	て助成金の実績報告の際に、繰越金の	
の使途を明記するように指導した上で、具体的な	使途について明記するよう指導を行っ	
使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越	た。また、安定した運営継続のために認	
金がある場合には、補助金の一部返還や交付基	めうる繰越について定め、適切な経理	
準の見直しを検討されたい。	処理を行うよう指導した。	
	(こども家庭局)	
[意見33]支出方法について	令和5年度より助成要綱を改正する	措置方針
当該事業の支出方法について、補助金見直しガ	ため、令和5年度以降の運用及び学童	
イドラインを参考に補助金の見直しの際に委託	保育需要等を踏まえながら、今後、助成	
への切り替えについて検討されたい。	制度のあり方について検討を行う。	
	(こども家庭局)	
2.5 民間児童福祉施設職員給与改善補助金		
[意見34]補助単価の見直しについて	補助制度開始から長期間経過してい	措置方針
当補助金について透明性の確保を図り、交付の	ることを踏まえ、現在の社会情勢等を	
目的に従って公正かつ効率的に使用されるよう	鑑みて、交付額の妥当性に関し、どのよ	
にするために、社会経済情勢等の変化に応じて適	うな指標・データを用いて判断するこ	
時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の	とが適切かについて検討を進めてい	
要因も考慮した補助金の算定方法を検討するこ	< ∘	
とで、より効果を発揮できる仕組みへと見直して	(こども家庭局)	
いく必要がある。		
[意見35] 実績報告書の記載不備について	令和5年度より申請書の記載方法に	措置方針
補助事業者に対して実績報告書の適切な作成	ついて「記入例」や「記入要領」を作成	
について周知・徹底するとともに、現場負担軽減	しているが、実績報告についても同様	
に向けたITの活用等による対応を検討するこ	に作成、周知した。	
とにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率	ITの活用については、他課(幼保振	
的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。	興課)を参考にしながら導入について	
	検討を進めていく。	
	(こども家庭局)	
	当該補助金は、市内の民間社会福祉	措置方針
補助金の評価のために補助目的に沿った成果	施設に従事する職員の処遇を充実する	10 15 // 11
指標を設定し、効果を測定する必要がある。	ことにより、職員の確保と資質の向上	
1月  ホで敗化し、別不で関化する心女がのり。	ここにより、極真の確保と負責の同工  に資することを目的としている。この	
	に負りることを目的としている。この   ように補助金を支給すること自体が補	
	助目的に沿うものとなっている。	
	また、例えば離職については収入面以	

17年十月已日下印盖且(無且八家・田址内、こと	ひ外庭内)	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
	外も大きな要因となりうること等を踏	
	まえると、当該補助金について(例えば	
	離職率等の)定量的な成果指標の設定	
	は困難であると考える。	
	なお、補助金交付の必要性や交付額	
	の妥当性については、引き続き検討を	
	行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.6 こどもの未来支援プロジェクト補助金	(=====,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
[意見37]補助対象経費の適切な解釈運用につい	ふるさと納税の寄付ページに学用品	他の方法
で	の購入、新型コロナウイルス対応、退所	で対応
当補助金の対象経費については、申請案内で高	時の支援などに活用する旨を記載して	C \\ 1\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \
校生の部活動費用、就学旅行に係る費用、学用品	おり、また、申請案内でもこれらに活用	
購入費用と記載されていることや、資金提供者で	するよう記載しているため、これらの	
あるふるさと納税の寄付者の意図に鑑み、学用品	項目へ寄付金の活用を行う。	
に限定されたい。	(こども家庭局)	加力十斗
[意見38] 補助金額の適切な運用について	あくまで寄付額を上限とした補助金	他の方法
補助金申請額の合計が補助金限度額を上回っ	であるため、要綱に記載のとおり、寄付	で対応
た場合の取り扱いについて早急に定める必要が	額を上回った場合には寄付額の範囲内	
55.	での補助を行う。	
また、補助金申請額の合計が補助金限度額を下	(補助金を上回った場合は、申請期	
回った場合においても、補助金額の適切性が阻害	間に申請をいただいた申請額を按分	
されることがないような対応を検討する必要が	し、補助を行う。)	
ある。	補助金申請額の合計が補助金限度額	
	を下回った場合については、補助金申	
	請額通りの補助を行う。	
	(こども家庭局)	
[意見39]補助金交付スケジュールの適正化につ	令和3年度の状況を鑑み、令和4年	措置済
いて	度は申請案内の通知を早め、11月に申	
令和3年度の当補助金において、申請案内の通	請案内を送付し、年内の締め切りとし	
知から申請書類の提出期限まで1か月未満と非	た。今後も同様の対応を続けていく。	
常に短い期間となっていたが、補助対象事業者の	(こども家庭局)	
事務負担等を考慮し、申請案内の通知を早める必		
要がある。		
2.7 ひとり親家庭の拠点となる居場所づく		
り事業補助金		
[意見40] 補助対象要件の見直しについて	現在、現補助要綱で実施を検討して	措置方針
当補助金の趣旨に照らせば、公益上の必要性は	いる団体への対応があるため、令和6	
認められることから、補助対象事業者の増加を図	年度より実施予定として進めている。	
るために、現在の補助対象事業や補助対象団体に	その中で各種要件の見直しを必要に応	
求める各種要件について見直しを検討されたい。	じて進めていく。	
	(こども家庭局)	
	補助の必要性・必要額を鑑み、補助金	措置方針
補助金額は、毎年度対象経費の積算に対し、補	額の設定について、現在、検討を行って	1H E-/7 F1
助の必要性・必要額を検討した上で決定されるべ	いるところである。	
きものであるため、毎年度定額の補助金を交付す	(こども家庭局)	
る取り扱いを見直されたい。	(ここも外庭用)	
2.9 研修受講支援事業補助金		
2.9 研修文講文後事業補助金  [意見42]補助金の公益上の必要性について	申請件数が少ない理由の1つとし	
[ L思見44] 補助型の公益上の必要性について	甲間件剱か少ない理田の1つとし	疳直力針

1和4年度包括外部監査(監査対象:倫祉同、こと	も多庭内/	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
本補助金の申請件数が少ない理由について調	て、新型コロナウイルスの影響がある	
査検討し、それを踏まえて利用者の増加に努める	と考えられるが、制度についても利用	
必要がある。また、長期にわたり、申請件数が増	しづらい点があると考えるため、まず	
加しないような場合には、本補助金の必要性も含	は補助金の主旨に沿った上で利用しや	
めて検討する必要がある。	すい制度となるよう、検討を行う。	
	(こども家庭局)	
「意見43〕補助対象研修の明確化について	当該補助金の利用促進のため、補助	措置方針
現行の要綱では、補助対象研修について「専門	対象研修の具体例を明確に示すことに	10 (20)
性向上のため」としか記載されていないため、当	ついて検討を行っているところであ	
該補助金の利用促進に向け、補助対象研修の具体	る。	
例を明確に示す必要がある。	(こども家庭局)	
	(ことも永庭内)	
2.10 児童家庭支援センター設置運営補助金	実は入りの原因の 短れ 割掛 より棚 た	## 医沙
[指摘事項17] 補助金額の決定方法について	寄付金その他収入額を記載する欄を	措置済
補助金額の決定方法について、基準額と実支出	様式に加え適正に計算ができるよう見	
額の比較だけで問題ないか十分に検討し、問題な	直す要綱改正を行い、令和5年2月に	
いと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わ	施行した。	
せて改正するべきである。	(こども家庭局)	
[意見44] 確定決算書による追加確認について	事業の履行確認については事業完了	措置済
実績確認を正確に行うためには、3月31日の提	報告書を3月31日に提出することで確	
出日を見直して、市の会計処理に間に合う日を提	認することとし、実績報告については	
出日とした上で、必ず確定した金額で報告するよ	4月10日までに提出することとする内	
う義務付ける必要がある。	容で要綱を改正し、令和5年2月に施	
	行した。	
	(こども家庭局)	
2. 11 神戸市DV被害者支援活動補助金		
[意見45]補助金増額による効果の検証について	令和元年度にシェルターの安定的な	措置済
補助金額の大幅な増額があったため、補助目的	運営継続のため、職員体制の強化を目	
に沿った成果指標を設定し、増額による効果を測	的として必要な職員数の算定の上、補	
定する必要がある。	助金の増額を行った。	
,	補助金の増額による効果をあらため	
	て聞き取りを行い、前述の目的を達成	
	したことを確認した。	
	(こども家庭局)	
2.13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助	(ことり外庭内)	
全.13 件户间以其個性爬成是召貨等備功 金		
	理力 「地」で期の矢9同に八けては	措置方針
[意見46] 少額補助金の実効性について	現在、上期・下期の年2回に分けて補	疳直刀虾
当補助金は事業活動収入に占める割合が僅か	助を行っているが、令和5年度に年1	
となっている少額の補助金のため、その有効性を	回の補助とする等の見直しをしてお	
検討した上で、必要に応じて制度の見直しを行う	り、制度の有効性についても引き続き	
必要がある。	検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見47] 交付要綱の表現について	交付要綱の表現について、現在、検討	措置方針
交付要綱について不明瞭な箇所があったため、	を行っているところである。	
関係者が理解しやすいように明瞭な表現で記載	(こども家庭局)	
する必要がある。		
[指摘事項18] 交付時期の適切化について	令和3年度の状況を踏まえ、上期に	措置方針
当補助金は、上期と下期の年2回に分けて交付	ついては補助対象者からの申請後、速	
することとしているが、令和3年度は同月に交付	やかに交付を行った。下期についても	
しており、実質的に年1回の交付となっている。	適正な補助を行う。	
	· · ·	

744年及己伯外部監査(監査対象:僧仙向、こと 「		4# pp / 155p
監査結果の概要	措置内容	措置状況
年2回の交付とした趣旨に鑑み、上期と下期に分	(こども家庭局)	
けて交付する場合にはそれぞれの期間の在籍人		
数が把握できれば補助対象者に申請書の提出を		
求め、速やかに交付するべきである。		
2.14 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善		
補助金		
[意見48] 補助単価の見直しについて	補助制度開始から長期間経過してい	措置方針
当補助金について透明性の確保を図り、交付の	ることを踏まえ、現在の社会情勢等を	
目的に従って公正かつ効率的に使用されるよう	鑑みた上で、交付額の妥当性に関し、ど	
にするために、社会経済情勢等の変化に応じて適	のような指標・データを用いて判断す	
時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の	ることが適切かについて現在、検討を	
要因も考慮した補助金の算定方法を検討するこ	行っているところである。	
とでより効果を発揮できる仕組みへと見直して	(こども家庭局)	
いく必要がある。	(====;;;,,=:,;)	
[意見49] 実績報告書の記載不備について	多数の職員が在籍する補助事業者に	措置方針
補助事業者に対して実績報告書の適切な作成	ついては、実績報告書を含めた書類作	10 [2] 77 21
について周知・徹底するとともに、現場負担軽減	成に大きな負担が生じていると考えら	
に向けたITの活用等による対応を検討するこ	れるため、記載不備の減少や業務負担	
とにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率	軽減に向け、様式整備やITの活用等	
的かつ実効性を高めた審査を行う必要がある。	の検討を進めていく。	
	(こども家庭局)	中田子
[指摘事項19]上期分補助金の期限に従った交付	令和4年度は、交付要綱通りの交付	措置済
について	決定を行った。今後も同様の対応を続	
上期分補助金について要綱の定めに従い補助	けていく。	
事業者からの申請書提出日から30日以内に交付	(こども家庭局)	
の決定を行い、通知するべきである。		
[意見50]成果指標の設定について	当該補助金は、市内の民間社会福祉	措置方針
補助金の評価のために補助目的に沿った成果	施設に従事する職員の処遇を充実する	
指標を設定し、効果を測定されたい。	ことにより、職員の確保と資質の向上	
	に資することを目的としている。この	
	ように補助金を支給すること自体が補	
	助目的に沿うものとなっている。また、	
	例えば離職については収入面以外も大	
	きな要因となりうること等を踏まえる	
	と、当該補助金について定量的な成果	
	指標の設定は困難である。	
	他方で、別途[意見]であるとおり、	
	補助金交付の必要性や交付額の妥当性	
	について、現在、検討を行っているとこ	
	ろである。	
	(こども家庭局)	
2.15 人材確保・定着促進にかかる一時金	رد د تا	
「意見51」成果指標の設定について	   効果測定のために、補助目的に沿っ	措置方針
補助金の評価のために補助目的に沿った成果	効果側定のために、補助自助に行う    た成果指標の設定について、現在、検討	1日1日/77 平1
指標を設定し、効果を測定する必要がある。	た成未損傷の設定について、現在、傾的     を行っているところである。	
旧宗で以たし、別本で側たりる必安がめる。	_ , ,	
	(こども家庭局)	
2.17 母子・婦人短期保護事業補助金	田(何った)とっ、フルイ(世口を)の中・	## FE 구시
[意見52]補助金等見直しチェックシートの適切	要綱で定めている生活備品等の購入	措置方針
な作成について	費及び短期保護室の修繕費について	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
当補助金は再補助を実施しているため、補助金		担固小儿
等見直しチェックシートにおいてその合理的な	これと同様に生活費・事務費について	
理由を記載する必要がある。合理的な理由が認め	も各施設への直接補助した場合の合理	
られない場合には、直接補助への切り替えを検討	性や課題など、切り替えについても検	
する必要がある。	計していく。	
y Q 必安 かめ Q 。 		
0 10 地戸士とおよ空房日共入垣対佐乳敷供	(こども家庭局)	
2.18 神戸市こども家庭局社会福祉施設整備		
資金融資利子補給補助金	四大 ルクの人動は効の動力を沿り	₩₩₩₩
[意見53]新規のあっせん融資に係る利子補給補	現在、昨今の金融情勢の動向を注視	措置方針
助金の必要性について	しながら、事業の見直しを検討してい	
新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事	3.	
業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付	(こども家庭局)	
の廃止も含めた見直しを検討されたい。		
2.19 神戸市こども家庭局社会福祉施設用地		
取得資金融資利子補給補助金		III. mm I A 2
[意見54]新規のあっせん融資に係る利子補給補	現在、昨今の金融情勢の動向を注視	措置方針
助金の必要性について	しながら、事業の見直しを検討してい	
新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事	る。	
業の実効性を踏まえ、本補助事業による新規受付	(こども家庭局)	
の廃止も含めた見直しを検討されたい。		
2.22 神戸市事業所内保育施設整備事業補助		
<u>金</u>		
[意見55]補助金の廃止検討及び補助率見直しに	待機児童対策としてだけではなく、	措置方針
ついて	従業員の多様な働き方に応じた保育を	
待機児童が解消されつつある現在の環境にお	提供する企業等を支援するものであ	
いて、本補助事業を継続することによる効果が低	る。これも考慮して、必要性について検	
いため、廃止を含めた見直しを検討されたい。	討を行う。	
また、本補助事業を継続する場合においても、	(こども家庭局)	
事業所内保育施設のニーズ及び期待される効果		
を踏まえ、補助率について見直す必要がある。		
2.23 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業		
補助金		
[意見56]申請及び実績報告資料に係るデータベ	申請や実績報告の際に必要な書類に	措置済
ース管理について	ついては、申請者の負担軽減や事務の	
毎期、同一の資料を提出している不動産賃貸契	効率化が図れるよう、令和5年度申請	
約書等の書類については、データベース管理とす	受付に向けて、様式の見直しも含めた	
るなどにより事務の効率化を図り、審査が効果的	要綱改正を行い、令和5年4月に施行	
に実施できるよう検討されたい。	した。	
	(こども家庭局)	
[指摘事項20] 実績報告時の提出資料について	実績報告の際に提出が不要な書類に	措置済
実績報告として要綱に規定されている資料の	ついては、文言を削除する要綱改正を	
うち、提出が不要な書類については、要綱改定に	行い、令和5年4月に施行した。	
より速やかに削除するべきである。	(こども家庭局)	
[意見57]利害関係者が所有する補助対象施設で	様式について、事業者が確認するチ	措置済
ないことの確認について	エック項目を追加する内容で要綱改正	
事業者が補助対象施設要件を認識した上で申	を行い、令和5年4月に施行した。	
請し、審査時に確認できるような体制を構築され	(こども家庭局)	
たい。		
2.24 神戸市保育人材の確保・定着にかかる		

p和4年度已招外部監査(監査対象:備征局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
奨学金返還支援事業補助金	11 E 1 1 11	11 5 7 7 7 1
[意見58] 対象奨学金について 要件を満たす者に公平な機会を提供できるよう具体的な奨学金や教育ローンの例を明示する などして周知するとともに、担当者が事務手続に おいて該当の是非の判断が客観的にできるよう な方針を明示されたい。	対象となる奨学金について、補助対象者や事務担当者が該当の是非を判断できるように、市ホームページやQ&A等に記載するとともに、要綱にも加筆する改正を行い、令和5年4月に施行した。 (こども家庭局)	措置済
[指摘事項21] 実績報告時の提出資料について 実績報告として要綱に規定されている資料の うち、提出が不要な書類については、要綱改定に より速やかに削除するべきである。	実績報告書の添付書類である「雇用 証明書」については(様式第10号)支 給対象者一覧表に補助対象者を明記す ることでその証明としていた。そのた め、手続き上必要としない書類につい て削除する要綱改正を行い、令和5年 4月に施行した。 (こども家庭局)	措置済
2.25 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金 [意見59]交通費に係る支払実績の確認資料について	交通費に係る挙証資料については、 令和4年度事業より、法人に対して記	措置済
回数券の領収書のみによらず、使用実績を記載 した記録も合わせて確認し、補助対象経費の適正 性を確認する必要がある。	録簿の作成を義務付け、必要に応じて 提出いただくことで、補助対象経費の 適正性を確認した。 (こども家庭局)	
[指摘事項22] 要綱の改正について 神戸市保育送迎ステーション運営費補助金交 付要綱第17条については、当該事業には該当しな い規定であるため、速やかに要綱を改定し、削除 するべきである。	第17条については、削除する要綱改正を行い、令和5年4月に施行した。 (こども家庭局)	措置済
2.27 神戸市保育補助者雇上強化事業補助金 [指摘事項23]補助対象職員の補助の継続について 国の事業の目的は保育士の環境改善、負担軽減、及び新たな保育士の養成と考えられることから、保育士資格取得に努めている保育補助者を補助対象とするべきであるため、保育士資格を取得しない同一の保育補助者への補助金については補助年数の上限を設定する等の対応を講じるべきである。	保育士資格取得による保育人材確保の目的を踏まえ、令和4年度より同一の保育補助者への補助年数上限を3年とした。 (こども家庭局)	措置済
[指摘事項24] 補助対象職員の除外について 補助事業である「保育士等処遇改善臨時特例事 業補助金」と重複している場合は、神戸市保育補 助者雇上強化事業補助金交付要綱第3条第3項 の規定に従い、補助対象職員から除外するべきで ある。	令和4年2月より実施した「保育士等処遇改善臨時特例交付金」の支給対象者となっていた本補助金補助対象職員について、「臨時特例交付金」の支給金額を控除した金額を補助対象経費として、支給した。 国の実施要綱では、「処遇改善等加算の経費は補助対象経費としないこと」とあるが、処遇改善等加算の対象者が本補助金の補助対象職員から除外する	他の方法で対応

ア和4年度已治外部監査 (監査対象: 福祉局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
<u> </u>	毎 日 P1 谷 日 P2 日 日 日 日	相固小儿
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	まえ、補助対象職員の見直しを行い、国	
	の実施要綱で規定する補助対象職員の	
	要件に合わせるよう、要綱改正を行い、	
	令和5年4月に施行した。	
	(こども家庭局)	
[意見60]交付要綱に規定された補助対象職員に	指摘と意見を踏まえ、補助対象職員	措置済
ついて	の見直しを行い、国の実施要綱で規定	
神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要	する補助対象職員の要件に合わせるよ	
綱に規定された補助対象職員は、国の保育補助者	う、要綱改正を行い、令和5年4月に施	
雇上強化事業実施要綱の規定と相違がある。	行した。	
市の要綱の決定権限はあくまで市にあるが、国	(こども家庭局)	
の実施要綱の規定を参考に市の交付要綱の見直	(2 2 0 3 (1)21/13)	
しを検討する必要がある。		
2.28 神戸市民間児童福祉施設整備資金(福		
社医療機構)利子補助金		HH 프 III
[意見61] 県の同種の補助金へ申請について	県の同種の補助金における補助要件	措置方針
市の財政負担軽減のために、利用可能な県の同	に該当する案件がある場合は、可能な	
種の補助金がある場合は、その補助を活用できな	限り活用について検討していく。	
いか検討する必要がある。	(こども家庭局)	
2.29 神戸市民間保育所・認定こども園改修		
費等補助金		
[意見62]一括下請けに該当しない旨の確認方法	一社が占める下請け契約割合が高い	措置済
について	など、一括下請に該当する可能性があ	
工事内容の確認や工事完了検査において一定	る場合、国土交通省が定める内容に基	
水準以上の品質を確保するためにチェックリス	づき、元請業者の実質的関与について	
トや具体的な手順書の整備を行い、その確認内容	一定水準で確認する必要があると考え	
について、具体的な検証状況が事後的に確認でき	る。この度、具体的な検証状況が事後的	
るよう、証跡を残す必要がある。	に確認できるよう、チェックリストを	
	整備した。一括下請の疑いがある場合、	
	令和4年度事業については完了検査ま	
	でに、令和5年度以降の事業について	
	は、請負契約~下請契約が出そろう頃	
	を目途にチェックリストを用いて確認	
	証跡を残す。	
	(こども家庭局)	
2.31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金		
[意見63]地域子育て支援拠点事業者に対する利	令和6年度より、公募による選定へ	措置方針
用者の満足度調査について	の移行を予定しており、満足度調査を	
民営の拠点については市が主導した満足度調査	含め選考方法について検討を進める。	
等は行っていないが、補助金支給対象事業に対す	(こども家庭局)	
る利用者のニーズや不満を把握するため、公営と		
同様に市が主導した満足度調査等を実施する必		
要がある。		
[意見64]地域子育て支援拠点事業者の選定につ	令和6年度より、公募による選定へ	措置方針
いて	の移行を予定しており、選考方法につ	11 E-/1 F-
・・・   地域子育て支援拠点事業を行っている民間事	いて検討を進める。	
業者は非公募で選定されているが、利用者のニー	-	
771111111111111111111111111111111111111	(こども家庭局)	
ズや支援拠点地域の他の事業者に当事業の運営		

育和4年度包括外部監査(監査対象:備祉局、こと 「		<b>₩</b> ₩,₩
監査結果の概要	措置内容	措置状況
の可否等を調査し、公募による選定を検討する必		
要がある。		[III mm - 1
[意見65] 補助対象となる経費の確認について	実績報告書に計上されている人件費	措置済
補助対象となる「神戸市地域子育て支援拠点事	や経費について、合理的な按分基準で	
業(センター型)実績報告書」の経費の計上内容	あることを確認した。	
や按分基準等の確認を行う必要がある。	(こども家庭局)	
2.32 おむつ処理費用補助事業補助金		
[意見66]補助金の支給時期について	本補助金について、令和4年度まで	措置方針
おむつ処理費用補助事業にかかる補助金は、補	は補助単価に0~2歳児の10/1付受入	
助金申請の受付期限から支給までに半年以上を	人数×12 を乗じた額を支給していた	
要している。おむつ処理に係る施設の負担軽減を	が、令和5年度からは補助単価に0~	
目的とするならば、支給時期の早期化を図る必要	2歳児の年間受入人数を乗じて得た金	
がある。	額を支給することとし、申請から支給	
	までの期間を短縮した。なお、支給時期	
	の早期化については、国が定める公定	
	価格に基づく毎月の「給付費」と同時支	
	給ができるよう、今後検討を行ってい	
	``。   (こども家庭局)	
   2.33 すこやか保育支援事業補助金	(ことも外庭内)	
2.33 9 2 ( が休日文版事業補助金   「指摘事項25〕補助金の適用対象について	実態に合わせて要綱の改正を検討す	措置方針
神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特	る。なお、特則に関する要綱は補助金要	7日 巨ノノル
則に関する要綱第2条で適用対象を要支援子ど		
	綱に統合して廃止する。	
もが「2人以上在籍していなければならない。」	(こども家庭局)	
と規定しているが、1人のみの在籍でも補助金は		
支給されているため、早急に適用対象の検討を行		
い、要綱の改正などを行うべきである。		14.1.1.111
[指摘事項26]補助金交付要綱等の改定について	実態に合わせて補助金要綱の改正を	措置方針
神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱	検討する。なお、特則に関する要綱は補	
及び神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の	助金要綱に統合して廃止する。	
特則に関する要綱に規定されている補助金は、こ	(こども家庭局)	
れらの要綱に規定されていない判断基準が記載		
された内規により補助の金額が算定されており、		
その判断基準の決定過程も、補助金支給額の算定		
根拠も不透明となっているため、内規に記載され		
た判断基準の妥当性を検討した上で、これらの要		
綱を実態に合わせて改定するべきである。		
[意見67] 補助対象職員について	補助金の対象職員について検討を行	措置方針
内規に定めた判断基準では補助対象となる看	う。	
護師・保健婦・介護士の資格を有するものが補助	(こども家庭局)	
対象となっておらず、また、対象職員となった職		
員についても実際にすこやか児の保育に関与し		
ているかの確認が行われていない。		
補助金の趣旨を鑑みて、すこやか児の保育の実		
態に合わせた職員に対して補助金を支給する必		
要がある。		
[意見68]すこやか保育支援事業にかかる補助金	──人件費にかかる補助金は、極力、国が	措置方針
し思元00] リ こ 、 が 保育文後事業にが がる 補助金   の支給時期について	定める公定価格に基づく毎月の「給付	1日日八四
が文品時期について   補助の実質的な内容はすこやか児に対応する	費」と同時支給ができるよう、今後検討	
	頁」と凹时又和かてさるより、「ケ彼的	

ア和4年度已拍外部監査 (監査対象: 福祉局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
人件費の補填であり、金額も多額となる傾向であ		相固小儿
	_ , ,	
るため、認定から交付に至るまでの実務を早期化	(こども家庭局)	
する必要がある。		
2.34 育休明け乳幼児の定期預かり事業補助		
金	利田口粉も甘戸境界人質ウェ行ると	批品冷
[指摘事項27] 補助金算定式について	利用日数を基に補助金算定を行うよる対象のお工な行い。全和4万	措置済
神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業では、	う補助金要綱の改正を行い、令和4年	
要綱に規定された補助金の算定式によると、預かるというでは、対象が対象を表現している。	10 月に施行した。 (こばも 宮底里)	
る日数ではなく預かる児童数で補助額が増減す	(こども家庭局)	
ることになり、公平性の観点から問題があるた		
め、補助金算定式を見直すべきである。		I II. IIII >-la
[指摘事項28]要綱上の事業実績報告に関する規	実績報告の提出を位置付けるよう実	措置済
定について	施要綱の改正を行い、令和5年2月に	
補助金の算定に必要となる事業実績報告を求	施行した。	
める内容の規定が要綱上にないため、実態に合わ	(こども家庭局)	
せて要綱改正を行うべきである。		
2.35 一時保育事業運営費補助金		
[意見69] 補助金算定数値の検証について	施設の負担を勘案し提出を求めてい	措置方針
算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助	ないが、「神戸市一時保育事業事務処理	
金算定数値の検証について検討する必要がある。	要領」において、利用者から実施施設へ	
	の書類提出を定めており、挙証資料は	
	各施設において保管されている。今後、	
	どのように確認ができるか、検討を行	
	っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見70]成果指標の整合性について	一時保育は、子ども・子育て支援法第	措置方針
成果指標にかかる目標値と実績値について、整	59条に規定される事業であり、同法第	
合性が図れるよう検討する必要がある。	61条第1項に基づく「子ども・子育て	
	支援事業計画」に目標値を定めている。	
	この目標値は、公立・私立の区別なく市	
	内全体で定めているため、私立のみの	
	目標値をどのように設定できるのか、	
	今後検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.36 一時預かり事業(幼稚園型)運営費補		
助金		
[意見71] 補助金算定数値の検証について	施設の負担を勘案し提出を求めてい	措置方針
算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助	ないが、「神戸市一時預かり事業(幼稚	
金算定数値の検証について検討する必要がある。	園型)事務処理要領」において、利用者	
	から実施施設への書類提出を定めてお	
	り、挙証資料は各施設において保管さ	
	れている。今後、どのように確認ができ	
	るか、検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[指摘事項29]補助金算定における計算表につい	補助金額に誤りはなかったが、計算	措置済
て	シートの算式に誤りがあったため、修	
判定の誤りが極力生じないよう計算表の様式	正を行った。	
を見直すとともに、改めて算定方法を局内で周知	(こども家庭局)	
徹底するべきである。		

17年十尺四四/中温且(温且八家・田田川、ここ		LII. mrt. LIS No.
監査結果の概要	措置内容	措置状況
[意見72] スプレッドシートの取扱いについて	補助金額に誤りはなかったが、計算	措置済
誤りがないか確認し、様式や作成方法のルール	シートの算式に誤りがあったため、修	
を定め、運用する必要がある。	正を行った。	
	(こども家庭局)	
[意見73] 成果指標の整合性について	一時預かり(幼稚園型)は、子ども・	措置方針
成果指標にかかる目標値と実績値について、整	子育て支援法第59条に規定される事業	
合性が図れるよう検討する必要がある。	であり、同法第61条第1項に基づく「子	
	ども・子育て支援事業計画」に目標値を	
	定めている。この目標値は、公立・私立	
	の区別なく市内全体で出しているた	
	め、私立のみの目標値をどのように設	
	定できるのか、今後検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
0 07 77 巨 四 本本 光 平 光 电	(ことも豕燵内)	
2.37 延長保育事業運営費補助金		HH PE - L- VI
[意見74] 補助金算定数値の検証について	施設の負担を勘案し提出を求めてい	措置方針
算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助	ないが、「神戸市延長保育事業事務処理	
金算定数値の検証について検討する必要がある。	要領」において、利用者から実施施設へ	
	の書類提出を定めており、挙証資料は	
	各施設において保管されている。今後、	
	どのように確認ができるか、検討を行	
	っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見75] 成果指標の整合性について	延長保育は、子ども・子育て支援法第	措置方針
成果指標にかかる目標値と実績値について、整	59 条に規定される事業であり、同法第	
合性が図れるよう検討する必要がある。	61条第1項に基づく「子ども・子育て	
	支援事業計画」に目標値を定めている。	
	この目標値は、公立・私立の区別なく市	
	内全体で出しているため、私立のみの	
	目標値をどのように設定できるのか、	
	今後検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.38 家庭支援推進保育事業運営費等補助金	(ことの外庭所)	
「指摘事項30]選定上の根拠について	   本事業は、国事業に基づき「家庭環境	措置方針
選定上の具体的な根拠を定めるべきである。	本事来は、国事来に基づさ「家庭環境   に対する配慮など保育を行う上で特に	1日 巨 刀 亚
	に対りの配慮など保育を行う上で特に     配慮が必要な児童が入所児童の 40%以	
	7-2	
	上」の施設を対象としているが、市要綱	
	には記載がないため、要綱改定の上、位	
	置付けることを検討する。なお、現在の	
	対象施設は、生活保護及び市民税非課	
	税の低所得世帯が入所者の 40%以上を	
	占めており、他に同様の施設がないこ	
	とは毎年度確認している。	
	(こども家庭局)	
[意見76] 該当施設の有無の検討について	該当施設の有無は毎年度確認を行っ	他の方法
非公募であるため、公平性の観点から、該当す	ている。	で対応
る施設の有無を定期的に確認する必要がある。	(こども家庭局)	
[意見77]入所児童の処遇向上の確認の実施につ	国事業においては、指導計画等の立	措置方針
いて	案について言及されているため、今後、	
指導計画の作成及び計画的な保育の実施、定期	入所児童の処遇向上の状況について、	
THE WELL STORY OF THE WAS SEVERED TO SEVERE THE SECOND SEC	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

¬和4年度已泊クト部監査(監査対象:福祉局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
的な家庭訪問など家庭に対する指導の実施状況	どのように確認ができるか、今後検討	1日巨小小
まで確認するなど入所児童の処遇の向上が図ら	を行っていく。	
れているか確かめる必要がある。	(こども家庭局)	
「意見78」成果指標の設定について	生活保護及び市民税非課税の低所得	措置方針
適切な成果指標が設定できるか再検討する必	世帯が入所者の40%以上を占めている	10 [2.77 2]
要がある。	施設を対象としていることから、どの	
X 0, 0, 0	ような成果指標を設定することが適切	
	か、今後検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.39 休日保育事業補助金	( = 0.4 %=: 4)	
[意見79] 算定方法の見直しについて	受入人数を基に補助金算定を行うよ	措置方針
施設の実態を把握し、より効果的、公平な算定	う補助金要綱の改正を検討する。	1H D 7 7 7 1
方法がないか検討する必要がある。	(こども家庭局)	
[意見80] 補助金算定数値等の検証について	施設の負担を勘案し提出を求めてい	措置方針
算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助	ないが、「神戸市休日保育事業事務取扱	
金算定数値の検証について検討する必要がある。	要領」において、利用者から実施施設へ	
	の書類提出を定めており、挙証資料は	
	各施設において保管されている。今後、	
	どのように確認ができるか、検討を行	
	っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見81] 成果指標の設定について	休日保育は、近年の勤務形態の多様	措置方針
補助金の目的に照らして適切な成果指標を設	化により、日曜日・祝日等に保育が必要	.,,,
定する必要がある。	となる児童を対象に実施しているもの	
	であり、どのような成果指標を設定で	
	きるのか、今後検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.40 児童健康診断補助金		
[意見82] 補助金募集にかかる対応について	これまでも、学校保健安全法に定め	措置方針
単なる案内のみでなく、本事業の理解のための広	る内容以上の健康診断を行う民間施設	
報を重視し、さらに未実施の施設については個別	に対して補助を行い実施を推奨してき	
に実施していない理由を調査する必要がある。	たが、補助金案内に加えて、さらなる理	
	解促進に向けてどのような広報を行っ	
	ていくかについて、実施をしていない	
	施設の意見も踏まえて、今後検討を行	
	っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見83] 健診費用の実態調査について	本補助金は、学校保健安全法に定め	他の方法
実績報告書などに健診の実施回数や健診費用、	る内容以上の健康診断を行う施設に対	で対応
その他健診に係る経費等の記載を求めるなど施	し、神戸市医師会が定める学校医報酬	
設負担額の実態を把握し、補助金の対象とするこ	に相当する金額を補助するものであ	
とが望ましいものがないか検討する必要がある。	り、補助対象経費の拡大は予定してい	
	ない。	
	(こども家庭局)	
[意見84]成果指標について	本補助金は、学校保健安全法に定め	他の方法
未実施施設割合の減少など何らかの成果指標	る内容以上の健康診断を行う施設に対	で対
を設定できないか検討する必要がある。	し補助を行うものであり、成果指標の	
	設定には馴染まないと考える。	
	(こども家庭局)	

p和4年度已拍外部監査(監査対象:備征局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
2.41 潜在保育士等職場復帰支援一時金	11 11 11	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
「意見85〕算定方法、条件等の見直しについて	意見を踏まえ、今後、継続的な人材定	措置方針
本制度の実態を把握し、利便性が高く、継続的	着を図る視点で、本補助金の意義や必	4H D. 44 F 1
な定着を図れる算定方法や条件を検討する必要	要性について検討を行っていく。	
がある。	(こども家庭局)	
[意見86] 補助金算定数値等の検証について	国が定める人数の職員配置にかかる	措置方針
検証方法を再検討し、取扱いを明確にする必要	人件費は、国が定める公定価格に基づ	.,,,
がある。	く「給付費」で賄う必要があることか	
	ら、各施設に対しては、毎月1日時点で	
	雇用する職員の一覧 (「職員数報告」) を	
	提出することを義務付けている。	
	本補助金の算定にあたっては、この	
	職員数報告と勤務時間等が記載された	
	各人の雇用証明書を突合し乖離がある	
	場合は個別に確認を行っている。	
	施設の負担等を勘案しその根拠資料	
	までは提出を求めていないが、今後、ど	
	のように確認ができるか、検討を行っ	
	ていく。	
	(こども家庭局)	
[指摘事項31] 実績報告書について	指摘のとおり、実績報告が未提出の	措置方針
所管課として、実績報告書に支払を証する証憑	施設があったため、今後は厳格に提出	
の添付を求めている趣旨を再確認するべきであ	を求めていく。	
5.	(こども家庭局)	
また、事業者に対して、実施要綱の内容につい		
て理解を促し、厳格に実施するよう指導するとと		
もに、実績報告書及び添付書類の提出を厳格に求		
めるべきである。   「意見87] 成果指標について	本事業は、待機児童対策として行っ	措置方針
一時的な復帰ではなく、復帰の形態も含めた成果		11 旦刀亚
指標を設定する必要がある。	標が設定できるのか、今後検討を行っ	
1日保で以上 ケる心安かるの。	ていく。	
	(こども家庭局)	
2.42 地域活動事業補助金	(二〇〇分(延川)	
[意見88] 対象事業について	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針
実施事業の実施項目や自主事業としているこ	直しを行ったところであるが、補助制	+ P
とに問題がないか検討する必要がある。	度開始から長期間経過していることを	
2	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
	補助金の意義や必要性について継続し	
	て検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見89] 補助金額の算定方法について	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針
より効果的、かつ、効率的な算定方法を設定で	直しを行ったところであるが、補助制	
きないか検討する必要がある。	度開始から長期間経過していることを	
	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
	補助金の意義や必要性について継続し	
	て検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見90]「定期的かつ継続的内容」の確認につ	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針

17年4十月20日7日11111111111111111111111111111111111		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
いて	直しを行ったところであるが、補助制	
対象事業が原則として、定期的かつ継続的に実	度開始から長期間経過していることを	
施されているか確認する必要がある。	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
	補助金の意義や必要性について継続し	
	て検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見91] 実績報告の記載について	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針
事業を実施する事業者に説明責任を果たして	直しを行ったところであるが、補助制	
もらうため、実績報告の記載の精緻化を求めてい	度開始から長期間経過していることを	
く必要がある。	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
	補助金の意義や必要性について継続し	
	て検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針
本事業は特に、実施項目の限定や費用科目の限	直しを行ったところであるが、補助制	1日巨// 四
定、支出に関するルールを明確にすることなどに	度開始から長期間経過していることを	
より効率化できる余地がないか検討する必要が	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
ある。	補助金の意義や必要性について継続し	
	補助金の息義や必安性に ブル・(極航し   て検討を行っていく。	
「英月00〕 七田松梗の部ウォッング	(こども家庭局)	井田十年
[意見93] 成果指標の設定について	本補助金は、令和4年度に大きな見直	措置方針
事業の成果を測るための厳密な指標の設定は	しを行ったところであるが、補助制度	
困難であるが、事業の有効性を高めるための指標	開始から長期間経過していることを踏	
の設定を検討する必要がある。	まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、どの	
	ような成果指標が設定できるのか、今	
	後、検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
2.43 病児保育事業処遇改善補助金		[ [ ]   [ ]
[意見94]実績報告について	職員に支払われた処遇改善手当額に	措置済
職員に手当が支払われていることを確認でき	ついて、令和4年度分の実績報告時よ	
る書類の提出を求める必要がある。	り、誰にいくら支払ったか確認できる	
また、実績報告における報告内容の見直しが必	書類の提出を求めた。今後も同様の対	
要であるか検討する必要がある。	応を続けていく。	
	(こども家庭局)	
[意見95]成果指標の設定について	今後、本事業の目的に適合した成果	措置方針
本事業の目的に適合した成果指標を設定する必	指標を設定する。	
要がある。	(こども家庭局)	
2.44 病児保育事業賃借料等補助金		
[意見96] 補助金額の妥当性の検討について	病児施設の個別状況を、令和5年度	措置方針
事業者ごとの病児施設の実態に照らして適切	立入調査の際に確認する。	
な補助であるか確認する必要がある。	(こども家庭局)	
[意見97] 成果指標の設定について	今後、本事業の目的に適合した成果	措置方針
本事業の目的に適合した成果指標を設定する	指標を設定する。	
必要がある。	(こども家庭局)	
2.45 病児保育予約システム補助事業補助金	. = •,	
[意見98] 成果指標及び目標値について	今後、本事業の目的に適合した成果	措置方針
試行段階を経て、本格的に全施設へ導入する方	指標を設定する。	**************************************
針となったため、現在は明確な目標値を設定可能	(こども家庭局)	
である。今後は適切に成果指標及び目標値を設定	(CC USAME)	
ている。 / 図で過ぎれてみ不計が及り日常胆で以た		

ラ州4年度包括外部監査(監査対象:備征局、こと 監査結果の概要	措置内容	措置状況
されたい。	11 E 1 1 1	10 12 17 10 1
2.46 保育人材の確保・定着促進にかかる一 時金		
- 「意見99」成果指標及び目標値について	本事業は、待機児童対策として行っ	措置方針
事業の目標を達成するためにも、成果指標及び	ているものであり、どのような成果指	
目標値を設定し、施策の有効性を適切に評価する	標が設定できるのか、今後、検討を行っ	
必要がある。	ていく。	
	(こども家庭局)	
2.47 民間児童福祉施設運営費補助金		
[意見100]要綱規定の必要性の確認について	本補助金は、令和4年度に大きな見	措置方針
神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付	直しを行ったところであるが、補助制	
要綱第3条第2項の規定の意義や必要性につい	度開始から長期間経過していることを	
て再度確認し、必要である場合には、適切にその	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
趣旨を達成できるように規定を見直す必要があ	補助金の意義や必要性について継続して冷さな	
る。	て検討を行っていく。   (こども家庭局)	
[意見101] 補助額・率の適正化について	本補助金は、令和4年度に大きな見	
補助金の見直しが形式的なものにならないよ	直しを行ったところであるが、補助制	1日日771四
う、具体的な内容のある事業費を設定する必要が	度開始から長期間経過していることを	
ある。	踏まえ、現在の社会情勢等を鑑みて、本	
	補助金の意義や必要性について継続し	
	て検討を行っていく。	
	(こども家庭局)	
[意見102] 履行状況の確認について	事業者の負担も勘案しながら、どの	措置方針
補助金の見直しが形式的なものにならないよ	ような形で実績確認を行うべきか検討	
う、事業費の実績確認は収支報告等を入手するの	を行っていく。	
みでなく、証拠書類との照合を行い補助金の履行	(こども家庭局)	
の状況の内容を十分に確認するようにされたい。		
2.48 民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金		
[意見103]補助効果の検討	国が定める人数の職員配置にかかる	他の方法
受益者が少なくかつ特定の法人への交付に偏	人件費は、国が定める公定価格に基づ	で対応
っているため、制度の変更により補助対象の拡大	く「給付費」で賄う必要がある。産休職	
を検討するか、もしくは補助効果が低い場合には	員が無給である場合、代替職員の人件	
廃止も検討されたい。	費は公定価格に含まれる人件費で賄う べきであることから、本制度は、産休職	
	員が有給である場合のみを対象として	
	いる。制度変更による補助対象の拡大	
	は検討しておらず、また、本制度は保育	
	の質向上等の子育て支援に寄与するも	
	のであることから、廃止についても検	
	討していない。	
	(こども家庭局)	
2.49 民間児童福祉施設職員給与改善補助金		
[意見104]補助効果の検討	補助制度開始から長期間経過してい	措置方針
単純に「現行のまま継続」とせず、今一度、社	ることを踏まえ、現在の社会情勢等を	
会情勢の変化に対応しているか再確認し、金額の	鑑みて、交付額の妥当性に関し、どのよ	
根拠についても明確にされたい。	うな指標・データを用いて判断するこ	
	とが適切かについて検討を進めてい	

令和4年度包括外部監査(監査対象:福祉局、こども家庭局)

監査結果の概要	措	置	内 容	措置状況
	<.			
			(こども家庭局)	

監査結果の概要

## 措置内容

措置状況

## (1) 指摘事項

ア 補助金の交付額の算出を適正に行うべきもの

法人では、令和3年度において、ポートピア81記念基金補助金(以下「基金補助金」という。)、及びハイブリッド会議開催支援助成(以下「ハイブリッド会議助成」という。)の補助金等交付事業を行っている。

基金補助金交付要綱第 4 条では、「補助金の額は、会議開催経費の5%、200 万円を上限とする」と定められている。また、同要綱第5条では、補助対象経費が定められており、そのひとつとして「会場設営・撤去費、ただし、『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」と定められている。

一方、ハイブリッド会議助成要綱では、助成内容として、「会場の準備~本番にかかるオンライン配信経費を対象とし、対象経費の50%(上限300万円迄)を助成いたします。」とした上で、「ポートピア81記念基金補助金(中略)を申請されている場合、補助対象経費の重複は認められませんので、ご注意ください。ポートピア81記念基金補助金(中略)については、本助成金で申請いただいた経費を含まずに申請・報告を行ってください。」と定められている。

令和3年度における基金補助金及びハイブ リッド会議助成の交付対象となった事業のう ち、次の交付事例があった。

#### (事例)

補助金等の 種類	対象経費 総額	補助金等 交付額
基金補助金	30, 551, 598 円	1, 198, 550 円
ハイブリッ ド会議助成	6, 782, 050 円	3, 000, 000 円

この事例において、ハイブリッド会議助成については、要綱の規定「対象経費の50%(上限300万円迄)」のとおり、3,000,000円が交付されている。一方、基金補助金については、要綱の「会議開催経費の5%、200万円を上限とする」「『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」の規定どおり計算す

会議等の主催者に対して実施する補助金の交付手続きにおいて、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りに気付かず処理を進めた結果、補助金が過交付となった。

直ちに、担当者だけでなく上司等複数 名による検算等、ダブルチェックによる 適正な決定を行い、同様の事例が生じな いように改善している。

また、監査の結果については、全所属に対し、令和5年4月24日付で周知しており、引き続き、各所属においても必要に応じて同様の対応策を講じるよう周知・徹底する予定である。

措置方針

# 監査結果の概要 措置内容 措置状況 ると、30,551,598円より6,782,050円を除い た額の 5%である 1,188,477 円が交付額とな るが、これより 10,073 円多く交付されてい これは、申請者の計算ミスによる請求金額 の誤りを気付かずに処理を進めたことが原 因であるとのことであるが、申請者は既に会 計を閉鎖のうえ組織として解散しており、過 払分の返還を求めることが困難となってい る。 補助金等の請求金額が適正に算出されて いるか、申請者及び法人とも確認ができるよ うに手続きを改善するなど、再発防止のため の仕組みを構築するべきである。

イ 指定管理施設における物品の管理を適 正に行うべきもの

有馬4施設の指定管理仕様書では、指定管 理者が利用料金収入、その他の収入により購 入した物品は、神戸市の所有に属するものと すること、指定管理者が管理する神戸市の所 有に属する物品については、神戸市物品会計 規則及び関係例規に基づいて管理等を行う こと、指定管理者は神戸市が定める物品管理 簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購 入及び廃棄等の異動について神戸市に報告 すること等が定められている。

神戸市物品会計規則第8条では「物品管理 者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理 員をして物品管理簿に記載させなければな らない。」、第10条では「物品管理者は、その 使用中の備品に備品番号票を付けて整理し なければならない。ただし、備品番号票を付 けることができないとき、又は付けることが 不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、 刻印、ペイント等により明示し、帳票との対 照に便利なようにしなければならない。」と 定められている。指定管理施設にある神戸市 の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長 等である。

指定管理者である法人は、独自様式の備品 管理簿を作成して備品管理を行っていたも のの、新たに購入した備品について、備品管

指定管理者においては、備品管理簿を 作成して備品管理を行っていたものの、 備品管理簿への記載漏れや神戸市への 報告漏れがあった。

直ちに、記載漏れを修正するととも に、市所管局への報告を令和5年3月31 日に実施した。

また、同様の不備が生じないよう、職 員への周知を繰り返し行うとともに、職 員に異動が生じた際には、事務引継ぎを 徹底する。

さらに、備品購入時には財務会計シス テムにおいて科目登録を行い、財務会計 システムデータと備品管理簿との突合 を調達の都度実施する。

あわせて、備品の購入・廃棄等、異動 があった際の神戸市への報告も徹底す る。

市所管局においては、独自様式で備品 管理を行っていたものの、神戸市物品会 計規則に基づく物品管理簿を作成して いなかった。

物品管理簿を作成するとともに、備品 番号票の貼付等を行っていく。

また、指定管理者に対しては、備品の 購入・廃棄等の際は、市へ報告するよう 指導していく。

措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
理簿への記載がなく神戸市への報告も行っ		
ていないものや、廃棄を行った備品につい		
て、神戸市へ報告を行っていないものがあっ		
た。また、神戸市に帰属する備品について、		
備品番号票の貼付等がされていなかった。		
(購入・廃棄の事例)		
(ア)携帯ガス感知器1台購入(太閤の湯殿		
館) 228,679 円 (税込)		
(イ) 洗濯機 2 台廃棄 (金の湯)		
平成 29 年度の同法人(合併前の一般財団		
法人神戸国際観光コンベンション協会)に対		
する財政援助団体等監査において、有馬温泉		
の館及び有馬温泉観光交流センター指定管理		
に係る物品管理について、物品管理簿への記		
載漏れや、購入等の異動について神戸市へ報		
告が行われていないことについて指摘してい		
るが、同様の管理上の不備が繰り返されてい		
5.		
神戸市所管局においては、神戸市物品会計		
規則に基づく物品管理簿が整備されていな		
かった。		
、 法人は、同様の不備を繰り返さないよう徹		
底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に		
行うべきである。		
また、神戸市所管局は、法人に購入及び廃		
棄等の異動について報告させるとともに、神		
戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記		
載するべきである。また、指定管理者に対し		
て備品番号票の貼付等により明示させ、神戸		
市に属する物品を特定、把握するべきであ		
3.		
(2) 意 見		
ア 契約に関する規程の整備について	神戸市や外郭団体等で法人の財政規	措置方金
契約に関しては発注段階だけではなく、履	模に比較的近い団体の契約規則の研究	
行完了までの間、どのような契約方法を	に努め、契約に関する規程の整備を行	
とるか(競争による契約か随意契約か)、随意	う。	
契約できる場合はどのような場合か、何人以		
上の者から見積書を徴取するのか、契約書に		
何を記載するか、どのような場合に契約書の		
作成が省略できるか、契約内容に変更がある		
場合はどうするか、契約内容が履行されない		
場合はどうするか、監督や検査はどうする		

監査結果の概要	措	置	内	容	措置状況
か、瑕疵担保はどうするか等、それぞれの場面で考慮するべき事項や、とるべき手順、手続きがある。 法人では、契約事務に関して法人内で適用					
される規程として、「委託等契約事務審査委員会要綱」があり、その要綱で対象としている契約や、審査委員会の所掌事務については、次のように定められている。					
一般財団法人神戸観光局 委託等契約事務審査 委員会要綱(抜粋) (対象) 第2条 この要綱が対象とする委託等契約とは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 委託契約 (2) 工事・製造以外の請負契約(以下「その他の請負契約」という。) のうち随意契約するもの (3) その他の請負契約のうち予定価格または契約金額が500万円以上のもの (4) その他委員長が必要と認める場合 (所掌事務) 第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。ただし、契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められる場合、予定価格または契約金額が100万円未満の場合、市戸市行財政局財政部契約監理課に入札事務を委託する場合、および審査委員会による審査					
が著しく困難または不適切と委員長が認める ものはこの限りでない。 (1) 事務事業の委託の適否の判断に関すること。(委託契約に限る) (2) 契約先あるいは契約先候補の選定に関すること。 (3) 契約金額の 10 パーセント以上の増加に関すること。 (4) 履行期限または期間の 30 日以上の延長に関すること。 (5) その他契約に関する重要な事項に関する					
こと この要綱では、予定価格または契約金額が 100 万円未満の契約や、物品調達契約、工事 請負契約は対象とされておらず、また、上述 の、契約に関する事項等を網羅的に定めた規 程でもない。					
そのため、発注に関しては、複数の者から 見積書徴取をした上で発注されている事例 がある一方、1 者のみの見積書徴取により発 注されているが、決裁に業者選定の理由が記 載されておらず、そもそも随意契約や見積書 徴取に関するルールがないため、その発注が					

令和4年度 財政援助団体等監査(監査対象:一般財団法人神戸観光局)

監査結果の概要	措置内	容	措置状況
適正か否か不明な事例もあった。また、契約書の作成に関しては、請負や委託契約に際して神戸市の契約約款の様式をそのまま使用している事例がある一方、独自の様式を使用している事例があるなど、契約に関して、法人内において統一的な運用が行われていない。 恣意的な運用によるリスクを回避するとともに、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、契約に関する規程を整備されたい。			

監査結果の概要

### 措置内容

措置状況

#### (1) 指摘事項

ア 物品の管理を適正に行うべきもの

指定管理協定書第10条では、施設、設備 及び物品の使用について、次のとおり定め られている。

#### (施設、設備及び物品の使用)

- 第10条 甲(神戸市)の所有に属する2施設の施設、設備および備品、消耗品等の物品(以下「物品」という。)については、乙(指定管理者)に無償で貸与するものとし、乙は、それを利用者に貸し出し、利用料金収入とすることができる。
- 2 乙は、2 施設の管理運営等の業務に必要な物品を適宜購入、更新するものとする。なお、管理運営等の期間内に利用料金収入にて購入した物品のうち、管理運営業務に必要と甲が判断したものの所有権は、甲に属するものとする。また、新たな施設の魅力向上のための投資として、新たに設置・改修した物品等の所有権は、甲に属するものとする。
- 3 甲の所有に属する物品については、乙は、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて適正に管理しなければならない。また、乙は、甲が定める物品管理簿を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について甲に報告するものとする。
- 4 乙は、物品について破損、不具合が発生したときには速やかに甲に報告するものとする。

神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利なようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

指定管理者は、独自様式の備品台帳を作成し、神戸市に帰属する備品と指定管理者

指定管理者においては、備品台帳を作成して備品管理を行っていたものの、備品台帳への記載漏れや神戸市への報告漏れがあった。

直ちに、記載漏れを修正するとともに、 市所管局への報告を令和5年3月31日に 実施した。

また、同様の不備が生じないよう、職員 への周知を繰り返し行うとともに、職員 に異動が生じた際には、事務引継ぎを徹 底する。

さらに、備品購入時には財務会計システムにおいて科目登録を行い、財務会計システムデータと備品台帳との突合を調達の都度実施する。

市所管局においては、独自様式で備品 管理を行っていたものの、神戸市物品会 計規則に基づく物品管理簿を作成してい なかった。

物品管理簿を作成するとともに、備品 番号票の貼付等を行っていく。 措置方針

令和4年度 財政援助団体等監査(監査対象:神戸コンベンションコンソーシアム)

完和4年度 財政援助団体寺監査 (監査対象: 神戸 監査結果の概要	措置内容	措置状況
に帰属する備品を同じ備品台帳にて区別し		
て管理している。また備品台帳を年度末な		
どのタイミングで神戸市所管局へ提出して		
いたが、次のような不備があった。		
(ア) 新たな施設の魅力向上のための投資		
として、令和3年度に設置した神戸市		
に帰属する物品で、備品台帳に記載さ		
れていない物があった。		
(事例)		
高性能監視カメラ、防犯灯 新設・更新		
4 台 (神戸国際展示場) 5,014,900 円 (税		
込)		
(イ) 神戸市に帰属する備品について、備		
品番号票の貼付等がされていなかっ		
た。		
平成 29 年度の財政援助団体等監査にお		
いて、指定管理者である同共同事業体の代		
表者(合併前の一般財団法人神戸国際観光		
コンベンション協会)に対する監査で、施		
設の物品管理について、物品管理簿への記		
載漏れについて指摘しているが、同様の管		
理上の不備が繰り返されている。		
神戸市所管局では、神戸市物品会計規則		
に基づく物品管理簿が整備されていなかっ		
た。		
指定管理者は、同様の不備を繰り返さな		
いよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管		
理を適正に行うべきである。		
また、神戸市所管局は、指定管理者の報		
告に基づき、神戸市物品会計規則に基づく		
物品管理簿に記載するべきである。また、		
指定管理者に対して備品番号票の貼付等に		
より明示させ、神戸市に属する物品を特定、		
把握するべきである。		

## 監査結果の概要

## 措置内容

#### 措置状況

## (1) 指摘事項

ア 収納した使用料の管理を適正に行うべきもの

指定管理協定書第8条第3項では、指定 管理者は、使用料を収納したときは、その 経理を明らかにするとともに、収納金は専 用口座に日々(金融機関の休業日のときは 翌営業日)入金しなければならないことが 定められている。また、仕様書においても、 収納した使用料は専用口座で管理すること と定められている。

指定管理者が収納している使用料のうち、駐車施設使用料の取扱いについて、協定書及び仕様書の規定と異なる取扱いをしている次の事例があった。

(ア) 収納した使用料の専用口座への入金 を日々行っていなかった事例

ポートターミナルの駐車施設使用料について、令和4年3月収納分の専用口座への入金状況について確認したところ、数日毎の入金となっており、必ずしも日々入金がされていなかった。

指定管理者は、収納した使用料を、指定 管理協定書で定められたとおり日々入金す るべきである。

(令和4年3月収納分の入金状況)

収納期間	入金日	入金額
3/1 (火) ~ 3/3 (木)	3/4 (金)	27, 980 円
3/4 (金) ~ 3/6 (日)	3/7 (月)	12, 360 円
3/7 (月) ~ 3/8 (火)	3/10 (木)	11, 280 円
3/9 (水) ~ 3/10 (木)	3/14 (月)	8, 720 円
3/11 (金) ~ 3/16 (水)	3/18 (金)	39, 760 円
3/17 (木) ~ 3/24 (木)	3/25 (金)	147, 370 円
3/25 (金) ~ 3/29 (火)	3/30 (水)	122, 110 円
3/30 (水)	3/31 (木)	12, 440 円
3/31 (木)	4/4 (月)	3, 160 円

(イ) 収納した使用料の入金口座を専用口

(ア)入金を日々行っていなかった事例協定書で定める日々の入金は困難であるため、日々現金と駐車場精算機のジャーナル、預金通帳とを照合するとともに、万が一の現金紛失に対して保険に加入するなどの安全対策を講じながら、事務の実態に合わせた協定書の見直しを市所管局と協議する方針です。

(イ)専用口座としていなかった事例 使用料収納に用いる専用口座の確保が完 了し、令和5年5月8日よりその使用を 開始した。

神戸市所管局としては、収納した使用料の適正な管理が行われるよう、事務の実態を確認の上、協定書の見直しを含め、 実態に即した改善策を協議していく。 他の方法 で対応

監査結果の概要	# 置 内 容	措置状況
座としていなかった事例 中突堤旅客ターミナルの駐車施設使用料 を入金していた口座が使用料収納用の専用 口座ではなかった。 使用料収納用の口座については、指定管理協定書及び指定管理者制度ではった。 使用料収入ではまかった。 の施設の指定管理者制度運用口座の開設」では、「11.6 資金管理の開設」では、「11.6 資金管理の開設」では、「11.6 資金管理の開設」では、「11.6 資金では、本事用のでは、「11.6 資金では、本事用のでは、「現金の関盟を表別では、「現金ののでは、がでは、本事間では、「現金に、本事では、本事ののの事務をあれては、ないのの事務をあれており、本事に、ないのの事務をあれており、金融機関について定め、金融機関について定め、金融機関について定め、金融機関について定め、本事に、ないのの事務を記した。 指定管理者は、駐車施設使用料収納の事務に、は、、東海に、大きに、は、は、は、大きに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		
イ 指定管理料の精算を指定管理協定書に 従って行うべきもの 平成30年3月31日締結の指定管理協定 書第5条第1項では、指定期間の年度ごと の指定管理料の額が定められている。また、 同条第2項では、「指定管理料のうち、補修・ 小修繕などの経費(以下「修繕費」という。) は次に定めるとおりとし、各年度終了後速 やかに当該年度の修繕費を精算するものと する。」、また同条第3項では、「指定管理料 のうち、警備にかかる経費(以下「警備費」 という。)は次に定めるとおりとし、各年度 終了後速やかに当該年度の警備費を精算す るものとする。」とされ、それぞれ指定期間 の年度ごとの修繕費と警備費の額が定めら れている。なお、同条第1項で定める指定	今回の件は、両者の間で精算方法に関する認識の齟齬を原因として発生したものと考えられる。令和元年から3年度については、令和5年4月27日に協定書に定められた額にて精算した。今後、年度末の精算時には、予め指定管理者と精算内容について確認したうえで精算報告を依頼する。精算報告案を受けた後は、協議内容に合致した精算になっているか確認する。	措置済

令和4年度 財政援助団体等監	查(監査対象:神戸	=港国際旅	客ター	ーミナ	ル運営共同事業	体)
監査結果の概要	ĦŢ.	措	置	内	容	措置状況
管理料の額は、その後の変更協	定により額					
が変更されているが、第2項で						
費及び第3項で定める警備費の						
れておらず、令和3年度の						
4,000,000円、警備費は51,500						
められている。	/ _					
- - - 令和 3 年度の修繕費及び警備	費の精算状					
況について、指定管理者が神戸						
提出した資料によると、次のよ						
あった。						
-	.位:円)					
協定書の額 予算額	執行額					
1 2	3					
修						
	4, 077, 751					
警						
備	6, 530, 519					
<u> </u>						
2-3 1-3						
△3, 682 △77, 751						
6, 022, 185 4, 969, 481						
修繕費については、執行額③						
を上回っており、神戸市から指	. – . –					
追加の支出は行われていなかっ	-					
警備費については、執行額③が						
下回っており、その額(②一③)	,					
者から神戸市へ返還していた。	•					
ずれも予算額②と執行額③との						
しているが、予算額②は協定書	じ正められ					
た額①と異なる。	亦再幼子					
これについて、指定管理者は						
により指定管理料の額が変更さ						
修繕費及び警備費も変更されて	- ,,-					
しており、神戸市所管局に確認						
度精算を行っているとのことで						
神戸市所管局は、修繕費及び						
いて、協定書で定められた額を						
るべきである。また、過去に協	正書と異な					

令和4年度 財政援助団体等監査(監査対象:神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
る額を基に精算しているものは、あらためて、協定書で定められた額を基に精算を行 うべきである。		
ウ 物品でである、神戸市るもる、海洋では、	市所管局において備品に関する帳簿を 保管していることが判明したため、ご指 摘を踏まえ、備品に関する帳簿の更新を 行っていく。 今後購入予定の備品ついては所有権の 帰属に齟齬が生じないよう、仕様書によ り規定する。	措置方金

	監査結果の概	死 要	措置内容	措置状況
1) 指	摘事項			
ア利力	用料金の額の算定を通	9正に行うべき	過少または過大に料金を徴収していた	措置済
50			利用者に対しては連絡を取って謝罪を行	
市長の	の承認を得て指定管理	里者が定めてい	うとともに、料金の追徴を求め、または返	
5利用	料金の内、係留場所及	なび陸置場所の	還を申し出たが、それぞれ拒否された。	
一般利力	用に係る料金の額は、	次のように定	誤徴収に至った原因は担当職員が料金	
られ	ている。		表を読み違えたことによるものであるた	
	種別	一般利用に係	め、申請書の様式を変更して読み違えを	
		る額(1隻1	防止するとともに、利用者と受付担当職	
		日につき)	員の双方で料金が確認できるように改め	
	ギー、スポーツ用漕艇	1, 708円	た。	
	上オートバイの陸置			
	5メートル以下のも	3, 520円		
图 係留				
	5メートルを超え6	4, 117円		
	メートル以下のもの	4 000=		
)	6メートルを超え7	4, 693円		
赶	メートル以下のもの	5.000		
	7メートルを超え8	5, 290円		
	メートル以下のもの	5 000 574 - 0		
	8メートルを超える	5,290円に8		
	もの	メートルを		
		超える1メ ートルにつ		
		き、1,655円		
		を加えた額		
~ ~	 桟橋係留	上記の額に		
',-	<b>以间外</b> 由	1.2を乗じて		
		得た額		
<u></u> 全和				
	利用に係る利用料金に			
	誤って徴収しているの	•		
-				
-	艇長 8.64 メートルの	の艇について、		
8, 3	334 円((5, 290+1, 655	) ×1.2) とす		
る・	べきところ、6,945円(	5, 290+1, 655)		
1, 3	389 円過少に徴収して	いた事例。		
(イ)	艇長 6.15 メートルの	の艇について、		
5, 6	631円 (4,693×1.2) と	こするべきとこ		
ろ、	6,348 円 (5,290×1	. 2)、717 円過		
大は	こ徴収していた事例。			
誤っ、	て徴収した利用料金に	こついて、過少		
二徴収	したものについては追	自徴し、過大に		
# I[\ <del>\</del> ]	たものについては海	ツ黒 上 フコールコ		

徴収したものについては返還するととも

監査結果の概要	措置内容	措置状況
に、誤徴収に至った原因を明らかにした上 で再発防止に努め、適正な料金徴収を行う べきである。		
イ 利用料金返還の基準を市長の承認を得て定めるべきもの 神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条 第4項では、「指定管理者は、市長の承認を 得て定める基準により、利用料金の全部額 しくは一部を返還し、又は利用料金を減定 められている。 指定管理者は、船席や船具ロッカーのの が、若しくは免除することができる。」とと められている。 指定管理者は、船席や船具ロッカーのの 有力の翌月分より月割りで、起算月から 年度末月までの金額の内未納金等を減額 を を しているが、その基準を市長の承認を得て ためていなかった。 指定管理者は、利用料金の返還について、 市長の承認を得てその基準を定めた上で行 うべきである。 また、神戸市所管局は、指定管理者に対 して必要な手続きを行うよう、指導するべ きである。	指定管理者において、利用者が既に納付した利用料金の返還に関しては、返還するための基準は設けていたものの、その基準について市長の承認を得ていなかった。 利用料金返還基準について市長の承認を得た上で手続きを進めるべく令和5年3月に当該申請書を提出した。 神戸市所管局としては、指定管理者との今後の改善に向けた会議の中で改めて周知を行うとともに、必要な手続きを行うよう指導を行った。その指導を受け提出された、使用料返還に関する基準の承認申請について、令和5年3月に承認した。	措置済
ウ 再委託の承諾手続きを適正に行うべき もの 指定管理協定書第11条では、指定管理者 は、業務の執行にあたり、当該業務の全部 又は大部分を一括して第三者に再委託し、 又は請け負わせてはならず、業務の一部を 第三者に再委託し、又は請け負わせる場か は事前に神戸市の承諾を受けることととなっ ており、その際、当該契約書の写し等を神 戸市に提出しなければならないとされている。 これに基づき指定管理者は、神戸市の事 前の承諾を受けて、平成30年4月1日から 平成31年3月31日までの期間、管理業務 のうち、機械警備業務、整備業務、清掃業 務、揚降設備点検業務、駐車場管理 ついて、第三者に再委託している。 しかし、当該業務にかかる平成31年4月	指定管理者において機械警備業務等については第三者に委託していたものの、神戸市の事前承認を得ていなかった。今後は神戸市の承諾を得た上で、第三者への再委託を行う。  神戸市所管局としては、指定管理者と今後の改善に向けた会議を定期的に開催し、適正な事務処理が行われるよう確認するとともに、必要書類の提出等、適切な手続きを行っていくように指導する。また、再委託については、令和5年5月に承認した。	措置済

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
1日以降の再委託については、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。 また、貯水槽清掃業務、エレベーター保守業務、受電所保守点検業務についても、第三者に業務を再委託等しているが、これらについても、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。 指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。 また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。		
エ 物品の管理を適 15 条では、指定管理者が作成とこれでは、指定では、指定では、指定ではなり、 指定ではなり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	指定管理者においては、備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、協定書で定められた時期に神戸市に対する報告が行われていなかった。 次回報告時期である第 4 四半期・年度末報告時(令和 5 年 4 月)には備品管理簿を提出した。 今後は同様の不備を繰り返さないよう職員への周知を繰り返し行うとともに、職員の異動が生じた際には事務引継を徹底する。  神戸市所管局においては、協定書で定めた時期に備品管理簿の提出を求めていく。また、市に帰属する備品が生じた場合は、備品管理簿を整備し、本市に属する物品を特定、把握するようにしていく。	措置方針

令和4年度 財政援助団体等監査 (監査対象:須磨ヨットハーバー運営共同事業体)

令和 4 年度 財政援助団体等監査(監査対象	:須磨ヨットハーバー運営共同事業体)	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
き適正な事務処理を行うよう指定管理者を		
指導するとともに、備品に関する帳簿を整		
備し、神戸市に属する物品を特定、把握す		
るべきである。		
オ 自主事業を実施する際に必要な行政財	指定管理者は、指定管理者応募要領に	措置済
産目的外使用許可を受けるべきもの	基づいた自主事業を行っているが、行政	
地方自治法第238条の4第7項では、「行	財産目的外使用許可を受けておらず、ま	
政財産は、その用途又は目的を妨げない限	た使用料についても、減免申請を行った	
度においてその使用を許可することができ	上での使用料免除を受けていなかった。	
る。」と定められている(行政財産の目的外	令和5年4月に行政財産目的外使用許	
使用許可)。	可を受け、使用料の免除申請を行い、使用	
神戸市立須磨ヨットハーバー指定管理者	料免除を受けている。	
応募要領(平成29年7月)の「5指定管理		
者が行う業務 (8) 現在の自主事業の状況	神戸市所管局としては、指定管理者に	
と提案を求める自主事業」では、「飲食業や	対し、施設の行政財産目的外使用許可申	
物品販売業などヨットハーバーの設置目的	請や、使用料減免申請手続きについて、今	
外の事業については、本市から行政財産の	後の改善に向けた会議の中で改めて周知	
目的外使用許可を受け、市へ使用料を納め	を行うとともに、必要な手続きを行うよ	
ていただきますが、収入は指定管理者のも	う指導を行った。	
のとします。」「また、4階レストラン跡空き		
スペースで行う事業について、指定管理者		
が自ら行う場合は、目的外使用料を免除し		
ます。」と記載されている。		
指定管理者は自主事業として、南ハーバ		
一の管理棟1階において物品販売業を、4階		
において飲食業を行っているが、行政財産		
目的外使用許可を受けておらず、使用料の		
支払若しくは減免申請を行った上での使用		
料免除を受けていなかった。		
指定管理者は、施設の設置目的外の事業		
を実施するに当たっては、使用許可を受け		
た上で行うべきである。		
また、神戸市所管局は、指定管理者に対		
して必要な手続きを行うよう指導するべき		
である。		

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(監査対象:建設局)

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(	<u></u>	T
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
(1) 積算		
ア 土砂等運搬の単価	単位数量の設定に関する誤りが起	措置済
本工事は、須磨区における二級河川の改修工	こった原因は、単位数量の入力ミスで	
事である。	あり、設計者だけでなく照査を行った	
土木工事では、資材等の数量を算出し、これ	者も見抜くことが出来なかった。また	
に単価をかけて直接工事費を積算する。しか	単価が高額にも関わらず、これを疑う	
し、本工事では、現場で発生する岩塊を含む土	ことができなかった。更には、設計変	
砂等運搬の積算において、単位数量の設定に関	更時に当初設計を再確認出来ていな	
する誤りがあり、過大となっていた。	かったことが原因である。	
積算は、工事の契約額に直接影響するもので	2023年2月15日、工事係長会にお	
あるため、本工事の積算について十分な検証を	いて、建設局の工事関係部署へ周知し	
行うとともに、再発防止に向けて、積算チェッ	た。	
クリストの活用、複数職員によるダブルチェッ	2023年2月27日、所内の積算業務	
クの充実等により、積算基準に基づく適切な積	を行う職員を対象に勉強会を実施し、	
算を徹底するべきである。	再発防止に努めるよう周知徹底を行	
	った。	
(建設局西部建設事務所)	再発防止策として、積算チェックリ	
[No. 7 妙法寺川(車地区)改修工事その8]	ストを用いて確認するとともに、見積	
	を基にした積算については、見積書の	
	一覧表を作成し照査する。また積算照	
	査会を開き設計者が複数の職員に説	
	明を行うことで、適正な積算を徹底す	
	る。	

令和 4 年度 工事定期監査及び出資団体工事監査	(監査対象:建築任毛局)	1
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
<ul> <li>イ 共通費の算定</li> <li>① 本工事は、垂水区における体育館の新築工事である。</li> <li>「神戸市公共建築工事共通費積算基準」では、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとしている。</li> <li>しかし、本工事では、共通仮設費の算定において、特殊基礎工事の発生材処分費を直接工事費に含めていたため、現場管理費と一般管理費等を合わせた共通費の積算額が過大となっていた。</li> <li>積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、チェックリストの活用はもちろんのこと、複数職員によるダブルチェック等により、正確な積算を徹底するべきである。</li> <li>(建築住宅局建築課)</li> <li>[No. 33 新垂水体育館建設工事]</li> </ul>	本工事の積算作業で、内訳明細書を チェックする際、発生材処分費に関する取扱いを担当者、係長、照査職員、 所属長が見落としたことが原因である。 今後はこのような事の無いよう、以下の対策を行った。 ① 令和4年(2022年)12月14日と 21日の課内会議で管理職に指摘事項の内容を周知した。 ② 再発防止のための課内研修を行い、3月24日までに全員が受講を終えた。 ③ 積算チェックリストの共通費及び見積査定率の取り扱いに関する部分を強調する表現に修正した。 ④ 令和3年度(2021年度)からUrban Innovation Kobeで開発していた積算チェックアプリを令和5年3月から実証実験を開始した。なお、このアプリでは発生材処分費に該当する項目が「発」と設定されていない場合は警告を発する仕様としている。	措置済
② 本工事は、須磨区における水族園・国民宿舎の解体撤去その他の工事である。 「神戸市公共建築工事共通費積算基準」 (以下「積算基準」という。)では、通常の建物本体工事に含まれない工事については、共通費を低減することとしており、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとしている。 しかし、本工事では、積算基準で低減の対象としているとりこわし工事を低減の対象としているとりこわし工事を低減の対象としていなかった。また、共通仮設費の算定において、土工事の発生材処分費の一部を直接工事費に含めていた。これらにより、現場管理費と一般管理費等を合わせた共通費の積算	本工事では、「とりこわし工事」の 共通費低減の取り扱い及び、前述と同 じ発生材処分費の低減の取り扱いが 適切に行われておらず、内訳明細書の チェックの際に担当者、係長、照査職 員、所属長が気付くことができなかっ たことが原因である。 今後はこのような事の無いよう、以 下の対策を行った。 ① 令和4年(2022年)12月14日と 21日の課内会議で管理職に指摘事項 の内容を周知した。 ② 再発防止のための課内研修を行 い、3月24日までに全員が受講を終	措置済

744年度 工事に期監査及び山貫団体工事監査 (	温且对象,建杂任七间/	
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
額が過大となっていた。	えた。	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	③積算チェックリストの共通費及び	
であるため、本工事の積算について十分な検	見積査定率の取り扱いに関する部分	
証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ	を強調する表現に修正した。	
ックリストの活用はもちろんのこと、複数職	④令和3年度(2021年度)からUrban	
員によるダブルチェック等により、正確な積	Innovation Kobeで開発していた積算	
算を徹底するべきである。	チェックアプリを令和 5 年 3 月から	
	実証実験を開始した。なお、このアプ	
	リでは「とりこわし工事」に該当する	
(建築住宅局建築課)	   項目が共通費低減対象となっていな	
[No. 35 須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体撤	   い場合に警告を発する仕様としてい	
去他工事]	3.	
ウ 外部足場の単価	この件の原因は、工事対象の内の一	措置済
本工事は、須磨区における水族園・国民宿	棟について足場の「かけ払い費」の計	
舎の解体撤去その他の工事である。	上漏れがあり、内訳明細書のチェック	
「神戸市建築工事積算要領」によると、外部	の際、担当者、係長、照査職員、所属	
足場の積算は、設置に要する「かけ払い費」	長が気付くことができなかったため	
と設置期間の「賃料」の合計で計算すること	である。	
としており、かけ払い費・賃料共に、建地幅	今後はこのような事の無いよう、以	
や建築物の高さに応じた単価に、足場掛面積	下の対策を行った。	
を乗じて算出する。	① 令和4年(2022年)12月14日と	
本工事では、解体撤去工事に伴う外部足場	21 日の課内会議で管理職に指摘事項	
として計上していた枠組本足場の工事費のう	の内容を周知した。	
ち、一棟について「かけ払い費」の計上もれ	② 再発防止のための課内研修を行	
があったため、積算額が過小となっていた。	い、3月24日までに全員が受講を終	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	えた。	
であるため、本工事の積算について十分な検	③ 積算チェックリストの仮設工事欄	
証を行うとともに、再発防止に向けて、チェ	に、「かけ払い費」と「賃料」に関す	
ックリストの活用はもちろんのこと、複数職	る項目を追加した。	
員によるダブルチェック等により、正確な積	④アプリ追記	
算を徹底するべきである。		
(建築住宅局建築課)		
[No. 35 須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体		
撤去他工事]		

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(	監査対象:建築住宅局)	
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
工 査定率の適用 ① 本工事は、中央区における区総合庁舎その他の新築工事である。 建築工事では、専門工事業者の見積価格を単価として採用する場合には、「神戸市建築工事積算要領」に基づき、所定の査定率を適用することとしている。 しかし、本工事では、鉄骨工事の施工費の積算において、専門工事業者の見積を単価として採用していたが、所定の査定率と異なる率を乗じていたため、過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、チェックリストの活用はもちろんのこと、複数職員によるダブルチェック等により、正確な積算を徹底するべきである。	この件は、積算作業の際、職員が誤った査定率を入力し、その後の内訳明細書のチェックの際、担当者、係長、照査職員、所属長が気付くことができなかったものである。 今後はこのような事の無いよう、以下の対策を行った。 ① 令和4年(2022年)12月14日と21日の課内会議で管理職に指摘事項の内容を周知した。 ② 再発防止のための課内研修を行い、3月24日までに全員が受講を終えた。 ③ 積算チェックリストの見積査定率に関する部分を修正し、通常と異なる査定率に関する注意喚起を追加した。	措置済
(建築住宅局建築課) [No. 30 (仮称) 新中央区総合庁舎他建設工事] ② 本工事は、長田区における保育所の外壁改修その他の工事である。 建築工事では、製造業者・専門工事業者の見積価格を単価として採用する場合には、「神戸市建築工事積算要領」に基づき、所定の査定率を適用することとしている。しかし、本工事では、建具改修工事や内部改修工事等の積算において、製造業者・専門工事業者の見積を単価として採用していたが、査定率を乗じていなかったため、過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、チェックリストの活用はもちろんのこと、複数職員によるダブルチェック等により、正確な積算を徹底するべきである。	この件は、積算作業の際、職員が適切な査定率を入力した後、保存・読込を行わずに再計算を行ったため、見積価格に査定率が乗じられないまま予定価格を算出し、内訳明細書のチェックの際、担当者、係長、照査職員、所属長が気付くことができなかったものである。 今後はこのような事の無いよう、以下の対策を行った。 ① 令和4年(2022年)12月14日と21日の課内会議で管理職に指摘事項の内容を周知した。 ② 再発防止のための課内研修を行い、3月24日までに全員が受講を終えた。 ③ 積算チェックリストに「見積査定	措置済

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査(監査対象:建築住宅局)

1711年十尺 工事化別皿且及U口貝凹件工事皿且	(血且内象,是来压力的)	,
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
	率入力後、内訳書への読み込みを行っ	
(建築住宅局建築課)	たか」との項目を追加した。	
[No. 39 明泉寺保育所外壁改修他工事]	④ 4月12日の課内会議で、係長と照	
	査を行う職員に対し、当面、積算チェ	
	ックの際「見積査定率」の読み込み作	
	業を行い、金額の変更が無いことを確	
	認する旨を周知した。	
オ 受変電設備の単価	当該指摘部分は、見積価格の査定に	措置済
本工事は、北区における小学校の長寿命化	誤りがあり、その後の照査においても	
改修に伴う電気設備工事である。	その誤りに気づくことができなかっ	
電気設備工事の積算は、資材等の数量を算	たことが原因である。	
出し、これに単価をかけて直接工事費を算出	再発防止を図るため、2月13日の	
する。	課内会議において当該指摘内容を報	
本工事では、受変電設備の積算において、	告し、今後細心の注意を払うよう周知	
メーカー見積を根拠に単価を作成していた	徹底を行った。	
が、見積価格の査定に誤りがあったため、工	また、従前より運用中の「設計・積	
事価格が過大となっていた。	算チェックリスト」に、見積価格の査	
積算は、工事の契約額に直接影響するもの	定に誤りがないか確認するための項	
であるため、本工事の積算について十分な検	目を新たに追加し、本年2月27日の	
証を行うとともに、再発防止に向けて、積算	課内会議において周知すると共に、同	
チェックリストの活用、複数職員によるダブ	日より運用を開始した。	
ルチェックの充実等により、積算基準に基づ	さらに、従前より複数職員による照	
く適切な積算を徹底するべきである。	査を行ってきたが、令和3年4月以	
	降、一定金額以上のものについては、	
(建築住宅局設備課)	さらに照査者を 1 名追加することで	
[No.51 ありの台小学校長寿命化改修他電気設備	体制の強化を図っている。	
工事]		

令和4年度 工事定期監査及び出資団体工事監査	(監査対象:伊戸新父連㈱)	
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
(2) 施工 ア 天井クレーンの据付作業 本工事は、ポートアイランドにある神戸新 交通ポートアイランド線車両基地のクレーン 設備を更新する工事である。 「労働安全衛生規則」では、高さ2m 以上の 箇所で作業を行う場合において、墜落により 労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、 作業床を設けることが困難なときは、防網を 張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる 等、墜落による労働者の危険を防止するため の措置を講じなければならないとされてい る。 本工事では、天井クレーンのガーターの据 付の際に搭載型トラッククレーンの操作者 1 名が、トラックのキャビン上(高さ:約2.5m) に登不する危険性が高い状態であった。 搭載型トラッククレーンの操作は、トラックのキャビン上で行う必要がない作業であり、発注者と請負人双方が事前に現場の作業 条件や安全性を確認し、不必要な作業を行わないなど事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。	請負人から下請け作業員に対しては作業手順、安全注意事項の周知を事前に行っていた。しかし作業員が手配したユニック車の運転手(クレーン操作者)まで周知徹底されておらず、現地作業時に請負人が注意を行えていなかったことが、今回の不安全行動に繋がった。 再発防止のため、車両課では令和5年3月3日のポートアイランド線職場会議にて指摘を受けるに至った内容について説明を行い、請負業者内での教育訓練の状況、及び作業前ミーティングにおける墜落が止処置の指示等の状況について確認するよう指示した。なお、職場会議欠席者4名に対しては3月10、15、16日に個別に説明を行い周知した。また、全社的には令和5年4月6日開催の安全推進実行委員会にて、再発防止に向けた対策の徹底を図った。	措置済
(神戸新交通㈱運輸技術部車両課) [No.65 ポートアイランド線車両基地 台車職場 天井クレーン更新工事]		
<ul> <li>○ 意 見</li> <li>(1)施工</li> <li>ア 鉛含有塗膜の剝離作業</li> <li>本工事は、中央区における駅舎の外壁他の改修工事である。</li> <li>駅舎の土木構造物部分における鉄骨の塗装については、請負人の調査により鉛の含有が判明し、本工事では設計変更により塗装改修</li> </ul>	設計段階からアスベスト含有塗材のケレン作業が見込まれており、それに対する防護措置を仕様に含めていたが、現地調査にて鉛含有塗材の存在が確認された際、鉛含有塗材のケレン作業に対する防護措置等がアスベス	措置済

历台	$\star$	公士	<b>III</b>		概	<del></del>
<del>'</del>	1	ボロ	*	U)	TEAL.	<del>7</del>

措置内容

措置状況

工事に伴う塗膜剥離作業を行っていた。作業にあたっては、鉛中毒予防規則の規定によるほか、厚生労働省の「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成26年5月30日基安労発0530第1号・基安化発第1号)では、近隣環境への配慮のために隔離措置された隔離区域等内作業場で作業を行う場合は、有害物である鉛の粉じん濃度が極めて高濃度になるため、労働者は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を着用させること、としている。

しかし、本工事では、鉛中毒予防規則に基づき鉛作業主任者を選任し、隔離養生された作業場で湿潤化による粉じん飛散防止措置を講じながら剥離作業を実施し、作業に従事した労働者は、防じんマスクを着用しており、法令違反に該当する事実はなかったものの、厚生労働省が着用を求めている電動ファン付き呼吸用保護具等を使用していなかった。

鉛含有塗膜の剥離作業においては、関係法 令等に基づき、有害物による労働者の健康障 害防止のため、発注者による危険対策の徹底 と請負人への指導を行うことが望ましい。

(神戸新交通㈱運輸技術部施設課)

[No. 61 南公園駅外壁他改修工事]

ト含有塗材の場合と同じと思い込み、 通達等の確認及び現場への周知がで きていなかったことが原因である。

今後は、このようなことがないよう 監督員として細心の注意を払って現 場作業を進めるとともに、令和5年3 月3日開催の課内会議において、今回 の事案についての説明および今後の 対応について周知を行った。合わせて 建築工事補足標準仕様書に鉛含有塗 材等のケレン作業に対する安全対策 を追記した。 令和2年度 財務定期監査(監査対象:建設局) 監査結果の概要 措置内容 措置状況 ○ 指摘事項 (3) 財産の管理に関する事務 ア 債権の管理を適正に行うべきもの ①、③について、令和5年3月まで 措置済 債権者確定の調査に尽くしてきた 神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神 戸市債権の管理に関する条例で定められており が、債権が不明だったため、令和5年 債権を適正に管理するため必要な台帳を整備す 3月20日に債権放棄及び不納欠損 ること(第5条)や、履行期限までに履行しな 手続きを行った。 ②については、債権が確定してい い場合は期限を指定して督促状を発して督促し なければならないこと (第6条)、督促状の納期 る。このため、「支払督促予告状」を 送付するなど、法的な措置も含め、対 限後に債務者がその履行をする場合には延滞金 を徴収すること (第7条)、履行期限後に債務者 応を検討していく。なお、台帳を作成 がその履行をする場合には遅延利息を徴収する し、納付交渉の記録を行っている。 こと (第8条)、神戸市の債権のうち市税及び公 (公園部管理課) 課以外のものについて督促後相当の期間を経過 しても履行されないときは強制執行等の措置を とらなければならないこと(第10条)等が定め られている。また、債権のうち時効が成立し消 滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反 映することが必要とされている。 債権の管理について次のような事例があった ので、適正に管理を行うべきである。 (ア) 収入未済の状況を適宜確認し債権の管理を行 うべきもの 財務会計システムから出力される収入未済兼 過誤納一覧表には、収入未済調定が記載されて いるが、次のとおり債権が適正に管理できてい ない事例があった。 科目名 科目 調定 件数 調定金額 事業 事業名 年度 収入未済額  $\neg - \vdash$ 1, 283, 551 円 (1) 2406 一般土地貸地 不明 不明 -10 ※平成3 湊川公園ビル 在3月30 1 283 551 円 日に繰越 調定 平成 3~15 2, 387, 918 円 2 2406 一般土地貸地 70 件 -10 年度 湊川公園ビル 平成 22~ 2, 387, 918 円 24 年度 建設局雑入 不明 98 000 FB 4038 不明 (3) -14 雇用保険料等 ※平成3 (公園) 年3月30 98,000円

(公園部管理課)

日に繰越 調定

<b>一</b>	T	
監査結果の概要	措置內容	措置状況
上記①及び③については現在の財務会計シス		
テム導入時に以前の収入未済債権をまとめて入		
力したものと思われるが、当時の記録がなく債		
務者や個々の調定額・収入未済額等が不明とな		
っており、上記②については債務者名や個々の		
調定額・収入未済額は把握しているものの債務		
者が居所不明の状態となっているものである。		
これらの債権は私債権に分類されるものであ		
り、私債権は民法の規定により時効の援用が必		
要とされるが、時効期間満了後は、神戸市債権		
の管理に関する条例の規定により債権放棄も可		
能とされる。債務者や債権の内容等の調査を尽		
くす必要があるが、それでも不明なものについ		
ては、神戸市債権の管理に関する条例の規定に		
基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分す		
るべきである。		
さらに、債権管理については、滞納の初期段		
階での対処方法を構築するほか、台帳を作成		
し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録を		
する必要がある。また、債務者や債権の内容等		
の調査を尽くす必要があるが、それでも不明な		
ものは、神戸市債権の管理に関する条例の規定		
に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分		
するべきである。		
今後の対応・体制だけでなく、そもそもの原		
因から詰めていかなければ、また同じことが起		
きる恐れがある。誰が担当し、どこに原因があ		
ったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をで		
きる限り調べて今後に活かし、債権の発生から		
回収までの手立てを構築し、組織として実践す		
るべきである。		
カ 情報セキュリティ対策を適正に行うべきもの	インターネットに接続していない	措置済
(ウ) 不正プログラム対策を適正に行うべきもの	専用システムにおいて、コンピュー	
神戸市情報セキュリティ対策基準により、「コ	タウイルス等不正プログラム対策が	
ンピュータウイルス等対策ソフトウェア及び定	行われていなかった原因は、職員の	
義ファイルは常に最新のものに保つ。インター	理解不足であった。令和3年4月に	
ネットに接続していないシステムにおいても、	所属長から関係職員に不正プログラ	

令和2年度 財務定期監査(監査対象:建設局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
定期的に当該ソフトウェア及び定義ファイルの	ム対策の措置事項を周知徹底した。	
更新を実施しなければならない。」「端末に対し	その後、令和4年度予算に計上し、	
て、コンピュータウイルス等対策ソフトウェア	不正プログラム対策の実施を予定し	
による完全スキャンを定期的に行い、スキャン	ていたが、事業の見直しにより専用	
の実行を途中で止めない。」等とされている。	システムの廃棄を決定。令和5年3	
コンピュータウイルス等不正プログラム対策	月24日、システム内の全データの	
が行われていないパソコン等があったので、適	消去を完了した。	
正に対策を行うべきである。	(下水道部経営管理課)	
(下水道部経営管理課)		

令和2年度財務定期監査(監査対象:内部統制)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 (8) 指定管理者が共同事業体である場合の取扱いについて 令和2年度財政援助団体等監査において、指定管理者が共同事業体である場合の取扱いに関し、次のような事例があった。 ア 共同事業体である指定管理者の共同事業体協定書を作成していない事例	指摘のあった事項について、検討した結果は以下のとおりである。  ① 事例ア及びウについては、令和4年度実施分より、チェックリストの自己点検項目に追加した。	①措置済
指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員(企業・団体等)間の責任分担等の確認のため作成することとしている共同事業体協定書を作成していない事例があった。  イ 共同事業体である指定管理者の口座名義が共同事業体の名義となっていない事例指定管理者が共同事業体である場合に、共同事業体の代表者である法人等が自らの法人等の名義の口座を指定管理業務の管理口座として、指定管理料等の振込先口座、使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費を管理する口座として使用していた事例が多数あった。 ウ 共同事業体である指定管理者が発行する許可証等が共同事業体名義となっていない事例指定管理者が共同事業体である場合に、指定管理者が行った許可の許可証等について、	② 事例イについては、指定管理者が共同事業体である場合の指定管理 料等の振込先口座について、共名 四郎 とれることは、通担を配して事業者の口である。本市において事業者のである。本市において事業者のである。本市においてものである。本市においてものである。本市において、各構成員はないと考えて、本市が受けるはないのではないのではないのではないのではないのではないのでは、といるのではないのでは、とは、共同事業体の関行に関し、お明にさせるといった回避策を講じて、といった回避策を講じて、といった回避策を講じて、まり、はいったの選集体の内部での選集体の内部での選集体にさせるといった回避策を講じて、といったの選集を講じて、といったの選集を講じては、おりには、おりには、おりには、おりには、おりには、おりには、おりには、おりに	②他の方法で対応
指定管理者名でなく、共同事業体の代表者である法人等の名義、若しくは指定管理施設長名として、許可書等を発行していた事例があった。  指定管理者が共同事業体である場合の取扱いについては、令和元年度の財務定期監査でも意見を提出したが、制度担当局では、「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」において検討していくとしている。 なお、指定管理者制度に関しては、「公の施設	いる。 ③ これまで検討してきた指定管理者である共同事業体名義の口座の債権者登録については、新財務会計システムの導入に伴い「債権者登録制度」が廃止され、債権者登録は不要となっている。 (行財政局業務改革課)	③他の方 法で対応

令和2年度財務定期監査(監査対象:内部統制)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
の指定管理者制度運用マニュアル」が作成・公		
開されているほか、行財政局業務改革課は「指		
定管理者制度導入施設における、指定管理者の		
管理運営に対する評価の実施について(依頼)」		
(令和2年5月26日行業第207号)で、指定		
管理者制度導入施設を所管する各局室区総務		
担当課長あて指定管理者導入施設の管理運営		
チェックリスト等のチェックリストを作成し、		
自己点検するよう依頼しているが、上記ア〜ウ		
の内容など、指定管理者が共同事業体である場		
合の取扱いについては当該チェックリストに		
掲載されていない。		
また、指定管理者が共同事業体である場合		
に、指定管理料等の振込先口座を共同事業体名		
義の口座とすることを徹底するには当該口座		
を債権者登録することも有効と考えられる。		
会計室では、共同事業体名義の口座を債権者		
登録することは可能とし、登録事例もあるとの		
ことであるが、年に3回以上の同一口座への振		
込が想定されるうえ、これをチェックすること		
で共同事業体口座を設けることを徹底でき、神		
戸市所管局の支出事務や会計審査事務の軽減		
につながるメリットもあると考えられる。		
業務改革課は、プロジェクトチームでの検討		
のほか、所管局が自己点検できるよう指定管理		
者導入施設の管理運営チェックリストに指定		
管理者が共同事業体である場合の取扱いも加		
えられたい。		
また、口座内の金員の帰属にリスクが生じな		
いよう、今後、指定管理者である共同事業体名		
義の口座を債権者登録することを、会計室とと		
もに積極的に呼び掛けられたい。		
(行財政局業務改革課、法務支援課、会計室会計課)		

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
○指 摘 事 項		
(2) 財産の管理に関する事務		
ア 債権の管理を適正に行うべきもの	③の被災者一時使用住宅使用	措置済
神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債	料については、債務者及び時効	
権の管理に関する条例(以下「条例」という。)で定	調査を実施し、時効が成立して	
められており、債権を適正に管理するため必要な台帳	いるものについては令和4年度	
を整備すること(第5条)や、履行期限までに履行し	に債権放棄及び不能欠損処理の	
ない場合は期限を指定して督促状を発して督促しな	手続きを行った。	
ければならないこと(第6条)等が定められている。	また、令和4年4月から市営	
また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不	住宅管理システムを用いて債権	
納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とさ	管理を行い、システム内で台帳	
れている。	を整備するように改善した。	
私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とさ	(住宅管理課)	
れるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放		
棄も可能とされている。	指摘のあった債権管理台帳に	措置済
	ついては、滞納の初期段階で対	
財務会計システムから出力される収入未済兼過誤	処し、督促等の時効中断事由や	
納一覧表には、収入未済調定が記載されているが、次	納付交渉の記録ができるよう再	
のとおり、債権が適正に管理できていない事例があっ	整備を行い、法的措置等も含め	
た。	た回収対策が適切に実施できる	
	よう徹底した。	
No.         調定内容         調定年度         件数         調定金額         収入未済額         歳入徴収課           ① 市有不動産貸地料         平成22年度         1         234,333 円         234,333 円         住宅整備課	また、今後新たな長期滞納が	
② 住宅敷地貨地料 平成 6~23 年度 13 2,444,932 円 2,444,932 円 住宅整備課	   発生しないよう、組織の中で案	
③ 被災者一時使用 平成 15~20 年度 6 150, 600 円 150, 600 円 住宅管理課	   件を共有し、担当者の引継ぎも	
①は、配水管取替工事の資材置場として、事業者に	含め、適切な対応が取れるよう	
貸付(一時使用)をしていた貸地料である。	に事務を整理した。	
②は、個人に住宅敷地として貸付をしていた貸地料		
である。		
③は、火災の発生等により居住が困難となった者に		
対して、市営住宅等の公的住宅の空家を応急施設とし		
て使用許可していた被災者一時使用住宅使用料であ		
る。		
これらの債権は、実査日時点で、督促日等の情報や		
債権者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が		
整備されておらず、法的措置等も含めた回収対策が適		
切に実施できる状況となっていない。		
また、いずれの債権も私債権に分類されるものであ		
り、調定年度からすると時効満了となっている可能性		
切に実施できる状況となっていない。 また、いずれの債権も私債権に分類されるものであ		

令和3年度 財務定期監査(監査対象:建築住宅局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
があるが、時効成立の調査を含む債権放棄にかかる手		
続が進められていない。		
(住宅整備課、住宅管理課)		
債権管理については、滞納の初期段階での対処方法		
を構築するほか、見える化の台帳を作成し、督促等の		
時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。そ		
のうえで法的措置等も含めた回収対策を実施するべ		
きである。また、債務者や債権の内容等の調査を尽く		
す必要があるが、それでも不明なものは、条例の規定		
に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とする		
ことができる。		
今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から		
詰めていかなければ、また同じことが起きる恐れがあ		
る。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎ		
をしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活か		
し、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その		
仕組みを組織として実践するべきである。		

令和3年度 財務定期監査(監査対象:消防局)		ı
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
〇指 摘 事 項		
(2) 支出に関する事務		
ア 助成金の交付決定並びに交付額の確定及び通知を	提案型活動助成及び防災資機	措置済
適正に行うべきもの	材整備助成の交付決定は、必ず	
神戸市では神戸市防災福祉コミュニティ(以下「防	各消防署で行うよう、令和4年	
コミ」という。) 育成事業実施要綱に基づき、次の助成	4月に助成金マニュアルの見直	
を行っている。	しを行い、助成金研修や会議で	
(ア) 運営活動助成(防コミに対し、会議費その他防災	周知した。	
組織の運営に必要な経費及び防災訓練などの防災活	神戸市補助金等の交付に関す	
動に必要な経費の一部を助成するもの)	る規則に基づき、実績報告が提	
(イ) 提案型活動助成(防コミに対し、地域の創造力を	出されれば、交付額の確定決議	
活かした、地域特性に応じた活動又は他の地域では行	を行うこと、また、戻入金が発生	
われていない先駆的な活動を実施するための経費を	した際には、確定通知書の送付	
助成するもの)	を各消防署において確実に行う	
(ウ) 防災資機材の整備助成(防コミが防災活動に用い	よう、令和4年4月に要綱やマ	
るための消防局長が別に定める防災資機材の整備に	ニュアルの見直しを行い、同じ	
対し助成するもの)	く研修や会議で周知した。	
これらの助成に関しては予防部予防課及び各消防		
署で事務を分担しているが、聴き取りを行ったとこ		
ろ、(イ)提案型活動助成及び(ウ)防災資機材の整備助		
成の交付の決定について、それぞれ相手方が事務を行		
っているという認識を持っており、いずれの所属でも		
交付決定の決議を行わず、補助金を交付している状態		
となっていた。    (予防部予防課、各消防署)		
交付の決定を予防課又は各消防署のいずれで行う		
か整理し、事務を担う所属で交付の決定について適正		
に決裁の承認を得るべきである。		
また、(ア)運営活動助成、(イ)提案型活動助成及び		
(ウ)防災資機材の整備助成のいずれについても交付		
額の確定及び通知が行われていなかった。		
(予防部予防課、各消防署)		
神戸市補助金等の交付に関する規則第 16 条によ		
り、補助事業者から実績報告を受けた場合には、「補		
助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び		
これに付した条件に適合するか否かを調査し、適合		
すると認めるときは、補助金等の交付額を確定し、		
当該補助事業者等に通知するものとする。」とされて		
		L

令和3年度 財務定期監査(監査対象:消防局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
いる。そして、交付額の確定に係る手続きについて		
は神戸市補助金等の交付に関する規則の手引きによ		
り次のとおり示されている。		
り次のとおり示されている。  〈神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き〉資料編 「補助金等の支出に係る手続きの整理について」 ●実績報告および額の確定 ・補助金の交付額の確定は、補助事業者等からの実績報告を受けた後に本市が行う旨が定められています(規則第15、16条)。従って、履行確認の段階では実績報告は必須でありませんが、額確定を行うためには実績報告が必要です。 ※規則第15条第3項に該当する場合を除く・実績報告書により履行確認を行った場合は、履行確認と額確定を同時に行うことも可能です。・規則第16条第2項により額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは「通知をすること」のみであり、補助金額を確定したことの意思決定(決議)は必要です。なお、決議においては、それが「額確定の決議であること」が分かるように		
してください。		
実績報告を受けた場合には、交付額の確定を確実に		
行うべきである。		
そして、交付決定と確定額が同額の場合は通知を省		
略できるが、東灘消防署、兵庫消防署、北消防署、長		
田消防署、須磨消防署、垂水消防署、西消防署につい		
ては令和2年度において戻入が生じており、確定の通		
知を省略することはできない。確定の通知について		
も、確実に行うべきである。		
(3)契約に関する事務		
ア 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの	各対象物件に応じて、①毎年、	措置済
次の契約書等において、3 月 31 日の契約期間満了	年度ごとに契約書を締結する	
の一定期間前までに当事者の一方から更新拒絶の通	か、②複数年で契約して法第	
知又は契約内容の変更通知がない場合はさらに 1 年	214 条に従い債務負担行為を設	
間契約を更新したものとみなし以後これに準ずる旨	定するか、③法第 234 条の 3 に	
の条項(以下「自動更新条項」という。)を付した契	規定される長期継続契約の対象	
が木気(ダー・占勁又利木気) こくり。) を下した夫 約を締結していた。	となるものについては複数年で	
(ア)土地賃貸借契約書(消防通信用設備埋設)、契約書	「翌年度以降において歳入歳出	
(消防用監視テレビシステムワールドカメラ端末設	予算の金額について減額又は削	
備のビル屋上賃貸借契約)、土地賃貸借契約書(消防	除があった場合は、当該契約は	
無線中継所) (総務部施設課)	除かめつた場合は、当該契約は   解除する」旨の条項を付して長	
流水下水灯/ (松/竹印)地 (		
(イ) 土地賃貸借契約書(垂水消防団塩屋分団器具庫に	期継続契約とするか等、後年度 予算の裏付けがない状態で、自	
(イ)土地賃貸借契約書(垂水消防団塩屋分団器具庫に	予算の裏付けがない状態で、自	

かかるもの)

監	杏	結	果	$\mathcal{O}$	概	西
mm.	Ħ.	ルロ	$\sim$	0)	TIM	ズ

(垂水消防署消防防災課)

- (ウ) 土地賃貸借契約書(西消防署伊川谷出張所にかかるもの) (西消防署総務査察課)
- (エ) 港島立体駐車場付属小会議室利用に関する協定 書、協定書(ポートアイランド北船溜まり消防艇けい 留施設の電力供給にかかるもの) (水上消防署)

また、次の協定書において、契約の終期が契約上の 使用目的のために使用する期間とされる等、契約の終 期の定めのない契約をしていた。

(オ) 賃貸借協定書(航空機動隊の防火活動用地として 使用する土地にかかるもの) (警防部航空機動隊)

法第232条の3により「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされている。また、行財政局長より局室区長宛に、「適正な契約事務の徹底について(通知)」(平成20年10月14日行行コ第616号)が発せられており、この通知では会計年度独立の原則のもと、債務負担行為の手続きを経ていない場合や長期継続契約の要件に該当していない場合には、年度を超える契約はできないものとされている。

後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における 契約の継続を約束する自動更新条項の設定や期間の 定めのない契約を締結することはできない。これは、 協定書とタイトルのついた書類であっても、契約書の 実質を有する書面についてはその締結により契約が 成立したものと取り扱われるものであり、その契約の タイトルに関わらない。

①毎年、年度ごとに契約書を締結するか、②複数年で契約して法第 214 条に従い債務負担行為を設定するか、③法第 234 条の 3 に規定される長期継続契約の対象となるものについては複数年で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を付して

# 措置内容

措置状況

動更新条項の設定や期間の定め のない契約を締結しないように 関係機関と調整を行い、適正化 を図った。再発防止として、研 修等の機会を捉え、都度職員へ の周知徹底を行っている。

指摘事項の対象(ア)~(オ) に対して行った具体的な措置は 以下のとおり。

(ア)いずれの契約も令和4年 度契約から自動更新条項を削除 し、長期継続契約に必要な規定 を追加した。後年度予算の裏付 けがない状態で、自動更新条項 の設定や期間の定めのない契約 を締結しないよう周知徹底し、 適正化に向けて改善を図った。

- (イ)令和4年4月1日付で新たに建物賃貸借契約書(塩屋分団器具庫)を取り交わし、単年度での契約を締結している。今後も引き続き、年度ごとに契約を締結する。
- (ウ)令和4年度契約から自動 更新条項を削除し、長期継続契 約に必要な規定を追加した。後 年度予算の裏付けがない状態 で、自動更新条項の設定や期間 の定めのない契約を締結しない よう周知徹底し、適正化に向け て改善を図った。
- (エ) いずれの契約も令和4年 度契約から自動更新条項を削 除し、長期継続契約に必要な規

令和3年度 財務定期監査(監査対象:消防局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきで	定を追加した。後年度予算の裏	
ある。	付けがない状態で、自動更新条	
	項の設定や期間の定めのない	
	契約を締結しないよう周知徹	
	底し、適正化に向けて改善を図	
	った。	
	(オ) 令和4年度協定から長期	
	継続契約に必要な規定を追加	
	した。後年度予算の裏付けがな	
	い状態で、自動更新条項の設定	
	や期間の定めのない契約を締	
	結しないよう周知徹底し、適正	
	化に向けて改善を図った。	

令和3年度 財務定期監査(監査対象:企画調整局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
○指 摘 事 項		
(1) 支出に関する事務		
イ 補助金額の確定を適正に行うべきもの	交通費の重複計上については、請求	措置済
(イ) 助成金額の確定を適正に行うべきもの	者の経費精算書の記載に疑義があり、	
政策調査課では、令和 2 年度において神戸市	実績報告に対する審査の段階で十分確	
「協働と参画」推進助成に関する要綱に基づき、	認をするべきであったところを、チェ	
新型コロナウイルス感染症の集団感染防止に伴	ック体制が不十分であったことから生	
って学校等が臨時休業となる中、既存のこども	じた。	
食堂実施団体等による子ども向け支援活動助成	当該助成金の交付対象となった全 15	
(延長期間分) 施行細目 (「施行細目」という。)	団体について、あらためて提出書類の	
を制定して対象となった団体に助成金を交付し	点検を行い、そこで判明した過払いが	
た。	疑われる3団体に対し、令和4年4月	
募集案内には、施行細目で定める内容に基づ	に事実確認を実施した。そして、返還さ	
き、助成額について、① 助成対象経費として、	せるべきものについて速やかに返還請	
ボランティア等謝金、スタッフの交通費、参加す	求を行い、令和4年7月に返還金を受	
る子どもの昼食に係る費用(スタッフ・同伴者の	領済みである。	
食費は除く)、② 助成額の上限を超えた金額に	今後については、同一の日に複数の	
ついては団体の負担とすること、などと記載し	プログラムが行われることが想定され	
ていたが、この交付金について提出された活動	る場合、経費精算書は1日につき1枚	
報告書に基づいて確定した助成額において、ボ	にまとめて作成するよう案内し、また	
ランティアの交通費が重複して計上されたまま	交通費の請求基準を募集の段階で実施	
助成額を確定していたと考えられる事例があっ	団体に明示するなど、再発防止に取り	
た。	組んでいく。	
(事例) 実施団体A 5月30日分 活動報告書No.		
1~10		
1	I	

監 査 結 果 の 概 要	措置内容	措置状況

プログラム	支援活動 実施日時	活動 場所	活動実費合計 (上限 15,000 円)	保険料
No. 1	5月30日	a 室	9, 840 円	1,000円
No. 2	11:30~12:30	b 室	7, 420 円	1,000円
No. 3		c 室	8, 020 円	1,000円
No. 4		d 室	9, 840 円	1,000円
No. 5		e 室	9, 840 円	1,000円
No. 6	5月30日	a 室	9, 840 円	1,000円
No. 7	12:30~13:30	b 室	7, 420 円	1,000円
No. 8		c 室	7, 420 円	1,000円
No. 9		d 室	9, 840 円	1,000円
No.10	_	e 室	9, 840 円	1,000円
	合計		89, 320 円	10,000円

ر - ن _ ن_	参加有	<b></b>	活動実費中		
プログラム	ム 子ども スタッフ		子ども スタッフ 交通費	交通費	交通費の積算 
No. 1	10	2	840 円	@210×2×2人	
No. 2	10	1	420 円	@210×2×1 人	
No. 3	10	1	420 円	@210×2×1 人	
No. 4	10	2	840 円	@210×2×2人	
No. 5	10	2	840 円	@210×2×2人	
No. 6	10	2	840 円	@210×2×2人	
No. 7	10	1	420 円	@210×2×1 人	
No. 8	10	1	420 円	@210×2×1人	
No. 9	10	2	840 円	@210×2×2人	
No.10	10	2	840 円	@210×2×2人	
	100	16	6, 720 円		

- ※スタッフ (ボランティア) は、No.1~No.5 とNo.6~No.10 のそれぞれが同一活動場所であり、かつ同一メンバーであったため、表の太枠内の交通費が重複して計上されていた可能性がある。
- ※当該団体については、5月22~29日のうち5日においても同様のプログラムを実施し、同様の報告書が提出されている。

実施団体が複数のプログラムを同一の日に同 じボランティアにより実施した場合、活動報告 書はプログラムごとに提出しているが、活動報

令和3年度 財務定期監査(監査対象:企画調整局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
告書ごとに添付された経費精算書を確認したと		
ころ、ボランティアの往復の交通費が同一日に		
参加したすべてのプログラムの経費精算書に記		
載されており、交通費が重複して計上されたま		
ま当該実施団体に対する助成金額を確定してい		
た可能性がある。 (政策調査課)		
助成金額の確定にあたって経費精算書の確認		
が不十分であった可能性がある。		
助成金額の確定は、要綱等の規定に従い、かつ		
同一日に実施したプログラムに係る交通費は、		
交通機関の利用回数分(原則1日1往復)のみ		
とするなど明確な基準を設けて、適正に行うべ		
きである。また、経費精算書を精査し、過払いで		
あることが判明したものについては、実施団体		
と協議のうえ、返還を求めるべきである。		

監査結果の概要 措置内容 措置状況

# 〇指摘事項

# (3) 財産の管理に関する事務

#### ア 債権の管理を適正に行うべきもの

神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債 権の管理に関する条例(以下「条例」という。)で定 められており、債権を適正に管理するため必要な台帳 を整備すること(第5条)や、履行期限までに履行し ない場合は期限を指定して督促状を発して督促しな ければならないこと(第6条)等が定められている。

また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不 納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とさ れている。

私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とさ れるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放 棄も可能とされている。

新都市整備事業で管理している債権について、個別 システム (みなとシステム) により出力された収入未 済リストを確認したところ、下表のとおりの状況であ った。

#### (ア) 不動産貸付料

No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額
0	ΑŻŹ	土地賃貸料	平成 27~28 年度	7,296,041円
0	В社	土地賃貸料	平成 23~25 年度	49,242,312円
3	C社	土地一時使用料	平成25年度	259,000円
4	D社	土地一時使用料	平成10年度	1,900,000円

#### (イ) 遅延利息

No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額
(5)	ΑŻÍ	遅延損害金	平成 24~28 年度	15,762,998円
6	B₹±	遅延損害金	平成28年度	17,655,443円
Ø	ΕŻĹ	遅延損害金	平成26年度	5,126,801円

## (ウ) その他

No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額
(3)	ΑŻ	その他雑収益	平成29年度	53,247,286円
9	F‡±	その他雑収益及び遅延損害金	平成22年度	50,529,862円

①~④は、神戸市公有財産規則(以下「規則」とい う。) 第34条の規定による不動産貸付料である。

⑤~⑦は、規則第38条の規定による遅延利息であ | 一部時効未到達の債権があるた る。なお、⑦のE社は保証金充当により未納貸付料を

債権管理台帳については、令 和3年度内に、債権ごとに、こ れまでの督促日の情報や債務者 との交渉記録を記載する等、適 正な整備を行った。以降、債務 者との交渉記録等の追記を行 い、債権管理や業務引継ぎに活 用している。

また、一部の債権において、 不納欠損処分等の手続きが進め られていなかったが、債権管理 に関する組織的な引継ぎが十分 に行われず、債権回収の優先順 位等の進め方について十分に議 論できていなかったこと等が要 因であると考えている。

その対応策として、局内にお いて組織的に情報共有・意思決 定を行うため、「都市局債権管理 委員会」を新たに設置し、令和 4年6月1日に第1回、令和4 年 12 月 9 日に第 2 回を開催す るなど、局全体で債権管理の取 り組みを強化している。

併せて、前述の債権管理台帳 も活用しながら、市債権管理対 策推進本部とも連携を図ってい くことにより、現在は全庁的に 定められた事務処理手順に従い 適正に債権管理を進めている。

なお、令和5年3月31日時点 での債務者ごとの対応状況等は 以下のとおりである。

A社(①⑤®) については、 め、債務者(連帯保証人含む)

措置済

監査結果の概要

措置内容

措置状況

精算したため遅延利息のみとなっている。

⑧は、民事執行法第 42 条の規定による強制執行費用(建物収去土地明渡訴訟の強制執行にかかる経費16,893,705円)及び民法第 420 条の規定による損害賠償金(不法占有損害金 36,353,581円)である。

⑨は、土地譲渡契約にかかる規則第 54 条の規定による違約金及び土地譲渡代金の納付遅延により発生した規則第 51 条の規定による遅延利息である。

これらの債権は、実査日時点で、督促日等の情報や 債務者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が 適正に整備されておらず、法的措置等も含めた回収対 策が適切に実施できる状況となっていない。また、時 効成立の調査を含む債権放棄にかかる手続が進めら れていない。 (新都市管理課)

債権管理については、滞納の初期段階での対処方法 を構築するほか、見える化された台帳を作成し、督促 等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要があ る。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施す るべきである。

また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要が あるが、それでも不明なものは、条例の規定に基づく 債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることがで きる。

今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から 詰めていかなければ、また同じことが起きるおそれが ある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継 ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活 かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、そ の仕組みを組織として実践するべきである。

債権管理事務については、近年の財務定期監査において、債権管理の意識が希薄な所属が多く見受けられることから、令和2年度内部統制評価報告書審査意見書及び令和2年度一般会計決算審査意見書において、債権管理の適正化に関する意見を付したところである。

これを受けて、債権管理対策推進本部(行財政局税 務部収税課)から令和3年10月5日に通知「債権管 調査をし、居所が判明したこと から、令和4年5月及び令和5 年1月に面談のうえ債権の催告 を行った。また、債務者の資産 状況も調査を行っており、必 に応じて徴収停止を行う等、債 権管理手続きを進めていく。な 権で理手続きを進めていく。な お、すでに時効が到達した債権 については援用の申し出があっ たため、令和4年5月19日及び 令和5年1月27日に不納欠損 の処理を行った。

B社(②⑥)については、すでに時効が到達しており、連帯保証人については弁護士に調査を委託し、居所が判明したことから令和5年1月に面談のうえ債権の催告を行ったが、時効の類別の申し出があったため令和5年1月31日に不納欠損の処理を行った。法人についてはるため、令和5年3月3日に債権放棄を行ったうえで令和5年3月17日に不納欠損の処理を行った。これによりB社に対する債権は全て処理が完了した。

C社(③)については、すでに時効が到達しているが、調査の結果、債務者の死亡が判明した。さらに相続関係について弁護士に調査を委託した結果、親族は相続放棄をしており、債権が失権となっていたことから、法務支援課に相談のもと令和4年7月26日に不納欠損の処理を行った。これによりC社に対する債権は全て処理が完了し

令和3年度 財務定期監査(監査対象:都市局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
監査結果の概要 理事務の適正化について」が発出され、全庁的に171 債権を対象として、全庁的に定められた事務処理手順 が適正に行われているかを確認する調査が行われた。 また、3か月後に改善が必要な事項についての進捗状 況の再調査が行われ、適正化に向けた取組が始められ たところである。これは、神戸市の財政的損失の増大、 並びに信用失墜を回避する重要な取組であることを 改めて認識し、意識改革を行うとともに、着実に改善 されたい。	措置内容 た。 D社(④)についる解と、は、、したのいのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	措置状况
	必要に応じて徴収停止を行う	

等、債権管理手続きを進めてい

<.

監査結果の概要 措置内容

# ○指 摘 事 項

#### (4) 財産の管理に関する事務

#### ア 債権の管理を適正に行うべきもの

神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神 戸市債権の管理に関する条例で定められてお り、債権を適正に管理するため必要な台帳を整 備すること(第5条)や、履行期限までに履行 しない場合は期限を指定して督促状を発して 督促しなければならないこと(第6条)等が定 められている。

また、債権のうち時効が成立し消滅したもの は、不納欠損処分を行い決算値に反映すること が必要とされている。

私債権は民法の規定により、時効の援用が必 要とされるが、時効期間満了後は、条例の規定 により債権放棄も可能とされている。

交通局の財務会計システムから出力される入 金状況一覧には、未収金額が記載されている が、次のとおり債権が適正に管理できていない 事例や、誤って二重に調定されたにもかかわら ず削除されていない事例があった。

No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額
1	自動車		平成20年3月、 平成24年3月	5件	1, 852, 016円
2	自動車	雑入	平成20年3月、 平成24年3月、 平成29年9月	3件	53, 246円
3	高速		平成20年3月	1件	23, 374円
4	高速	雑入	平成20年11月	1件	162, 285円

(職員課)

No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額
⑤	自動車	旅客運輸 収入	平成22年5月、 平成24年3月	15件	9, 185, 007円
6	自動車	旅客運輸 収入	平成20年10月 ~令和3年1月	11件	91,040円
7	自動車	雑入	平成25年10月	1件	6,000円
8	自動車	雑入	令和3年3月	3件	161, 230円
9	高速	雑入	平成20年3月	7件	1, 321, 692円
10	高速	広告料	平成20年3月	1件	577, 500円
11)	高速	土地物件 貸付料	平成20年3月	1件	706, 860円
12)	高速	構内営業料	令和2年2月	1件	231,000円
					(営業推進課)

調定年月 No. 事業会計 節名称 件数 未収金額 平成20年11月、 自動車 雑入 2件 137.160円 平成30年5月

(市バス運輸サービス課)

④は、退職手当の金額に誤りがあり、過払い につき返還を求めているものだが、督促や催告

令和4年7月5日付、交経第522 号「債権管理事務の適正化について」 の通知文に、①経営企画課が、決算期 に財務会計システムから未収金リスト を生成、誤調定・二重調定を削除する とともに、各所属ではこれを確認す る、②各所属は、誤調定・二重調定が あれば、それを削除し、発生した未収 金を確認して、債権管理台帳に登載す る、③各所属は、未収金ごとに、督促 の時期、頻度、回数等を計画し、所属 長の決裁を得る、④各所属は、未収金 の回収に努めるとともに、交渉経緯を 詳細に記録に残す、⑤各所属は、未収 金の回収交渉が進展しない場合、経営 企画課と協議のうえ、以後の対応策を 決定するとの内容を盛り込み、未収金 一覧とともに、令和4年7月6日、局 内全体メールで送付し周知徹底した。

(経営企画課)

措置状況

措置済

過年度において生じた、未収金リス トに表示された事案(①②③⑤⑧⑨⑩ ⑪⑫) については、二重調定であること が明らかであることを再確認し、過年 度の決算における誤りとして、令和3 年度の決算においてシステムに反映さ せた。 (経営企画課)

④の退職手当の過払いに伴う返還金 については、令和4年度に債務者本人 より時効期間の満了に伴う時効援用の 申出があったことにより債権が消滅 し、システムに反映させた。

(職員課)

# 監査結果の概要

に関する資料や債務者との交渉を記録した資料は残っておらず、債権管理台帳にも記載が漏れていたため、詳しい経緯は不明となっている。

⑥は、市バスの不正乗車に係る料金で、関係の簿冊で債権を管理しているが、平成20年度調定の1件と平成22年度調定の1件については記録が残っておらず、債権管理状況は不明となっている。

⑦は、グッズの販売代金で、平成30年度に 督促を行っているが、債権管理台帳は作成され ておらず、事務引継ぎも行われていない。

③は、平成20年11月調定の1件は、そのような債権が残っていること自体所管課で把握しておらず、内容が不明となっているものである。平成30年5月調定の1件は事故によるバス停留所施設損傷の示談金で、平成31年3月と令和2年7月に電話をかけたメモが残っているが、督促状は送付しておらず、返送を依頼した示談書も返送されていない。

①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫は、調査を行った結果、 二重調定の削除漏れとのことである。

収納済みにもかかわらず調定の残っている ものについては内容を再確認するとともに、原 因を究明のうえ、同じミスを繰り返さないよう 問題を解決するべきである。

なお、過年度の未収金は、過年度の決算において決算値として確定させ公表したものである。その重要性に鑑みると、誤って登録していたことが判明したからと言って安直に削除すれば済むというものではない。誤って登録した調定については、当初の調定や月々の入金状況一覧のチェック、決算作業時において、確認・突合等を慎重に行うべきであり、年度末までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とするとともに、その仕組みづくりに取り組むべきである。

# 措置内容

措置状況

⑥の市バスの不正乗車に係る料金の うち、債権9件については、⑦を加え て、改めて債権管理台帳として整理し 直した。

引き続き文書・電話で催告し、それで も入金のないものがあれば、条例に基 づき適切に対処する。

なお、⑥のうち、平成20年度調定分(2,800円)及び平成22年度調定分(2,200円)については、債権管理台帳に記載がなかったが、未収債権として記載した。 (営業推進課)

③の事案のうち、平成20年11月調定の件については、債務者が平成21年10月23日に破産手続き開始をし、平成22年10月15日に破産決定し法人格が消滅していた。これにより、債権の消滅が判明したため、令和5年1月12日に不納欠損処理を実施した。

平成30年5月調定の件については、 改めて損害賠償金の納付と示談書の返送について催告したが、納付期限を過ぎても返納、返送あるいは何らの連絡 も得られなかったため、内容証明と配達証明により、督促状及び示談書を再度送付した。

その結果、調定金額99,360円について、令和4年4月6日に先方から納付があった。 (市バス運輸サービス課)

令和3年度 財務定期監査(監査対象:交通局)		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
債権管理については、滞納の初期段階での対		
処方法を構築するほか、見える化された台帳を		
作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記		
録をする必要がある。そのうえで法的措置等も		
含めた回収対策を実施するべきである。		
また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす		
必要があるが、それでも不明なものは、神戸市		
債権の管理に関する条例の規定に基づく債権		
放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることが		
できる。		
今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原		
因から詰めていかなければ、また同じことが起		
きるおそれがある。誰が担当し、どこに原因が		
あったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因を		
できる限り調べて今後に活かし、債権の発生か		
ら回収までの手立てを構築し、その仕組みを組		
織として実践するべきである。		
(6) 内部統制体制を再構築のうえ、事務処理の適	交通局では、安全運行の確保と経営	措置済
正化、及びチェック機能のさらなる向上に取り	改善に全力で取り組んでいるところだ	
組むこと	が、その一方で、一つひとつの実務を適	
当年度の財務定期監査において多数の指摘	正に執行できているのかという面で	
事項として挙げた事例の中には、支出負担行為	は、十分に目を配れていなかった。	
や長期継続契約についてなど、そもそもルール	このため、令和4年度当初の局内課	
が整備されていないものがあり、それらについ	長級以上の職員が出席する会議におい	
ては早急に策定するべきである。それ以外につ	て、適正な事務執行に向け、率先して取	
いても、一つひとつを見れば、単純な事務処理	り組むよう意識改善を求めた。	
ミスに起因するものや、法令や規則、マニュア	また、令和4年3月1日付で「神戸市	
ルの基礎的な不知によると思われる事項が多	交通局長期継続契約を締結することが	
٧٠°	できる契約に関する要綱」を新たに制	
今回の指摘事項を踏まえ、財務事務に関する	定するとともに、同日付交経第 1757 号	
内部統制体制を総点検のうえ再構築するとと	で経営企画課長通知「神戸市交通局長	
もに指摘事項に対する改善策を明確にし、対応	期継続契約を締結することができる契	
することを求める。その後の事務処理について	約に関する要綱の制定および長期継続	
も自主的に点検を行うなど、事務処理の再確認	契約の事務処理について」や、令和4年	
に努めるとともに、職員が必要な知識を習得す	3月11日付経営企画課長通知「適正手	
るための対策を講じ、事務処理機能の向上、底	続を行うための支出事務処理の変更に	
上げを図るべきである。	ついて」の通知を発し、支出負担行為	
「神戸市営交通事業 経営計画 2025」におい	決議を行うよう改めて周知した。ま	

令和3年度 財務定期監査(監査対象:交通局)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
て、「市民の足の確保」など公営の意義・ 役割	た、既存のルールをより簡明な表現で	
を発揮するとともに、持続可能な経営基盤の確	説明しなおす資料の作成と周知、既存	
立に向けて取り組む中で、事務処理ミスや不適	書式の簡素化など、実務担当者の負担	
正処理の積み重ねは、財政的損失や信用失墜に	軽減に努めている。	
繋がりかねない深刻な問題であるため、局をあ	実務担当者の事務処理に関する知	
げて改善に取り組むべきである。	識、スキル向上を図るため、労務職員が	
	事務職員へ転任する際の研修の中で、	
	契約事務等基礎的な研修を行ってい	
	る。その他、行財政局職員研修所が実施	
	する研修への出席勧奨を行っている。	
	市民の信頼を損ねる事態を招くこと	
	がないよう、局をあげて適正な事務執	
	行に取り組む。 (経営企画課)	

p和 2 年度包括外部監査(監査対象: 水垣局、一板 監査結果の概要	押団伝八神戸川水道リー ころ公社)	措置状況
第3 監査の結果及び意見	11日 巨 「 1 石	111111111111111111111111111111111111111
I ビジョン及び中期経営計画		
2 中期経営計画の策定及び進捗状況		
2.3 主な施策の進捗状況について		
(1) 水道システムの最適化について		
④配水管網再構築の推進 「希見57円は第の更新のよ。 スマープスのいて	1 1 子田山佐の石谷ム水外十十十二	₩ 田 >卒
[意見5]配水管の更新のペースアップについて		措置済
現状では、入札不調等により、年間40kmの更新	び工事業務の効率化の取組を進めてい	
が未達成となっている。早急に入札不調となった	くことで、令和3年度に年間43kmの配	
原因を分析し、その対策を講じていく必要があ	水管の更新が実施できた。	
3.	また、さらに長期的な視点を考慮し、	
また、現行の4,800kmの配水管を年間40kmずつ	財政状況をふまえた上で、さらなる更	
更新していくとの計画であれば、一巡に120年間	新ペースアップの検討を進めており、	
を要すことになる。費用面での優位性は認められ	令和9年までに年間50km相当の更新を	
たとしても、配水管の経年化による漏水事故等の	行えるよう段階的にペースアップを行	
リスクを勘案すれば、引き続き、更新のペースア	っていく考えである。	
ップについて検討を進めていく必要がある。	(水道局)	
Ⅲ 支出		
1 工事請負契約・委託契約		
1. 3委託契約		
(3) その他の委託契約について		
[意見26]2号随意契約の理由の妥当性等につい	水道料金等のクレジット決済に係る	措置済
て(対公社以外)	データ処理業務については、経費・労	
③C37 水道料金等のクレジットカード決済に	力・事業安定性等を総合的に考慮し最	
係るデータ処理業務	も合理的であるという判断から、随意	
2号随意契約として契約を締結する場合に	契約を継続してきたが、令和5年度公	
は同業者しか実施し得ない理由を記載する必	募において、複数年度の契約ができる	
要がある。	形で一般競争入札により業者選定を行	
また、2号随意契約ではなく、システム構築に	った。	
追加費用が発生すること及び業務の安定性や効	(水道局)	
率性等を考慮し、複数年度契約として一般競争入	V 1 - 27	
札により業者を選定することを検討するべきで		
ある。		
3 資産管理		
3. 3 固定資産管理		
(4)固定資産台帳について		
①固定資産台帳と公有財産台帳について		
[指摘事項14]固定資産台帳と公有財産台帳につ	   土地については、固定資産台帳を作	措置済
[11]   11   11   11   11   11   11   11	成した。	10 15 17
*・C	ぴした。   建物については、「神戸市水道局公有	
工地に フャ・C、云 H	財産管理規程 を令和3年3月30日付	
TFXX されたい。   また、建物について、固定資産台帳のみで管理	対産官達規程」を予和3年3月30日刊   で改正し、固定資産台帳のみで管理す	
している経緯は不明とのことであり、改めて固定	で以近し、固定資産口帳のみで管理9   ることとした。	
している経緯は不明とのことであり、以めて固定   資産台帳のみの管理で十分か検討するべきであ	ることとした。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(八旦河)	
る。		
(6) 固定資産の除却について		
①公用車の使用状況について	24.1 , 47.24.11 \H 2 Hd. 1 > 314.74 - 44.	ماد ۱۳۳۲ ملاما
[意見46] 稼働率の低い公用車について	厳しい経営状況を踏まえ、業務の集	措置済
公用車の保有台数及び運用方法等について、改	約化や委託の拡大、組織再編を行い、	

性 2 年度 2 行外 部 監 全 (監 全 対 家 :	財団伝入神戸川水道リーころ公社) 措置内容	措置状況
めて点検を行い、稼働率の低い公用車については	業務内容に応じた公用車の保有台数の	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
削減を検討するべきである。	見直しを行った結果、令和2年度時点	
日前級と1次目 チョン・こくはから。	で293 台保有していた車両を令和4年	
	度末時点で 219 台まで減車した。稼働	
	し、局所有車のうち古い車両あるいは	
	利用頻度の少ない車両はよく利用する	
	車種の車両ヘリース化している。(219	
	台のうち 93 台がリース化)	
(7) 計44人計12 011~	(水道局)	
(7) 減損会計について		
①事業用固定資産の減損	<b>ま米田添せると &gt;~料担は型似点の</b>	
[指摘事項19]事業用資産の減損の判定について	事業用資産をすべて減損処理判定の	措置済
減損処理判定手順に従い、毎年度事業用資産に	対象とするよう遊休資産との区分を整	
ついて減損処理の判定を行われたい。	理し、現状に即して適切に判定を行う	
また、決算で必要な手続きが漏れることがない	よう手順を見直し、担当ラインを明ら	
ように内部統制上の体制を構築する必要がある。	かにした。	
	(水道局)	
IV 情報システム	(水道用)	
4 情報セキュリティ対策基準等への準拠		
(16)情報セキュリティポリシーの遵守状況の確		
認		
[意見60]情報セキュリティポリシーの遵守状況	デジタル戦略部が実施する情報管理	他の方法
の確認 (共通)	者自主監査等により、従前より適宜遵	で対応
神戸市水道局における情報セキュリティポリ	守状況の確認を行っている。神戸市企	
シーの遵守状況に関するリスク評価に基づいて、	画調整局デジタル戦略部に確認した結	
特に重要な事項については、より具体的な遵守状	果、上記を実施することにより合理的	
況の確認手続を実施することを検討するべきで	かつ必要十分であるとの回答を得た。	
ある。	(水道局)	
5 情報セキュリティ上の固有の問題		
(1)情報システムに係るIT投資計画の策定に		
ついて		
[意見63]情報システムに係るIT投資計画の策	令和5年度の財務会計システムの再	他の方法
定について	構築にあたり、予算要求段階から、水道	で対応
神戸市水道局全体での情報セキュリティ水準の	局に関しては任意である情報システム	
達成やコストの最適化を効果的、かつ、効率的に	調達審査委員会への諮問を行い、専門	
図るために、システムインフラの見直し、業務処	的な知見から調達計画に関するアドバ	
理システムの更改方針、システム関連投資及び運	イスを受けて、費用比較等の検証を行	
用費用を検討したIT投資計画の策定を検討す	った結果、改修する方がかなり安価に	
るべきである。	なったため、同一システム内で改修す	
	る方針としました。	
	他のシステムについては、システム	
	ごとにそれぞれ仕様や特性、更新時期	
	も異なることから、	
	全体の投資計画を策定するのではな	
	く、導入時に同様に調達審査委員会へ	
	、 等八時に同様に嗣廷衛且安貞云・   諮問を行う。	
	部回を刊り。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(小坦川)	

令和2年度包括外部監査(監査対象:水道局、一般財団法人神戸市水道サービス公社)

監査結果の概要	措置内容	措置状況
V 神戸市水道サービス公社		
7 財政		
7. 2経営成績の推移		
[意見66]公社の経営判断と派遣職員の人件費に	水道局との協議の上、公社自立経営	措置済
ついて	の確保にあたっている、市の事業と密	
公社の経営判断に際して、例えば個別事業の採	接な関連を有するものの監理監督に直	
算性の判断や公社の自立可能性・採算性を判断す	接関係しない派遣職員人件費について	
る場合には、神戸市水道局からの派遣職員の人件	は、公社の全額負担を前提とすること	
費を加味した上でなければ誤った結論を導くお	で方針を決定した。	
それがあることから、今後経営判断を行う際には	市派遣人件費については、令和5年	
派遣職員の人件費にも留意する必要がある。	度より、上記に該当しない1名を除い	
	て公社全額負担とすることとした。	
	(神戸市水道サービス公社)	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
第3 監査の結果及び意見	11 12 1 1 1	14 E-1/100
Ⅱ 全般及び共通事項		
1 働き方改革と労務管理について		
「意見1] 教職員の心身健康の維持を積極的に図	   令和4年9月実績分より、勤務時間	措置済
こんれ   鉄紙貨 いん 男 に成 いん で 恒	外在校時間が 150 時間を超える教職	7日巨7月
医師面談を教職員に強要することはできない	員は、希望の有無に関わらず産業医面	
が、安心して面談を受けることができるよう医師	談を実施するよう運用を変更してい	
が、女心しく画談を支けることができるより医師   には守秘義務があることや長時間労働における医	る。今後も、教職員がより安心して産	
には寸極義務がめることや反時間カ側における医   師の面談は法律によって義務付けられていること	る。〜仮も、教職員がより女心して座     業医面談を受けられることができる	
等について、これまで以上に周知するなど、教職	環境づくりを進めるとともに、通知・	
員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づ	案内はもちろん、各種研修等を通じて	
くりに取り組む必要がある。	管理職が心身の健康に関する理解を	
	深め、教職員の変化にいち早く気づ	
	き、適切に対応することができるよう	
	取り組みを進める。	
	(教育委員会事務局)	P1 1 2 2
[意見2] 効率的な働き方改革の取組の推進	働き方改革推進プランに挙げた項	他の方法
効率的な事業実施の観点から、どの取組(事業)	目は多岐に渡っているが、対応可能な	で対応
がもっとも効果的であるのかについて評価し、優	ものから順次取組を進め、概ねすべて	
先順位をつけたうえで統合・廃止の検討を進めら	の項目に着手した。	
れたい。	中学校部活動ガイドラインの策定	
	や夜間における電話対応など、一度対	
	応すれば完了となる項目もあるが、多	
	くの項目において予算確保も含めて	
	継続して対応していく必要がある。	
	(教育委員会事務局)	
2 GIGAスクール構想を含むデジタル化の現		
状について		
[意見3] オンライン授業の実施に関する通知	実施校に対する聞き取り調査、取組	措置済
教育現場への混乱を避けるため、教育委員会事	事例の全校共有、オンライン対応を行	
務局は教育現場と意思疎通を密に行い、学校園と	う必要のなかった学校への対応、オン	
教育委員会事務局との連携を深め、実情に即した	ラインによる学習支援で活用できる	
通知を出すべきである。	コンテンツを集約するなどした。実情	
	に即したオンライン授業の実施通知	
	を行い、学校において必要な時に確実	
	に活用・実施できる環境整備などに取	
	り組んだ。	
	(教育委員会事務局)	
[意見4]オンラインによる学習支援にかかる支	オンラインによる学習支援の状況	措置済
援体制の強化	や課題を把握するため、実施校に対す	
GIGAスクール構想の一つであるオンライン	る聞き取り調査を行い、取組事例を全	
による学習支援を早期に実現するためには、学	校に共有している。また、学級閉鎖等	
年・学級閉鎖以外のオンライン未実施校に対して	がなかったためオンライン対応を行	
も聞き取り調査を行うなど、教育委員会事務局の	わなかった学校に対して、個別連絡	
支援体制を強化する必要がある。	し、準備状況を確認している。引き続	
	き、効果的な取り組み事例の共有や準	
	備に不安のある学校への個別訪問等	
	の支援を行い、全市的な底上げを図っ	
	ていく。	
	` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` `	

空間 1 年度 2 行外 部監査 (監査対象: 教育安貞云事 監査 結果の概要	措置内容	措置状況
	(教育委員会事務局)	77 11 11 11 11 11
[意見5] タブレットドリルの活用について	令和3年度の2学期以降、授業や家	措置済
定期的にアンケートを実施することなどによ	庭学習での活用が進められている。活	11 1101
り、学校園との連携をより一層深め、タブレット	用状況は学校や学年等により偏りが	
ドリルに関する疑問点・問題点などを早期に発見	あるため、学校現場の意見等も踏まえ	
し、解消していく必要がある。	て「タブレットドリル活用の手引き	
(2)	(基本編)」等を令和3年7月に作	
	成・配布し、活用促進を図っている。	
	また、令和4年度にも好事例を収集	
	し、学校に周知した。今後も継続的に	
	タブレットドリルの活用状況や改善	
	点を把握するとともに、各教科での効	
	果的な活用方法等について、とりまと	
	めて発信していく。また、改善事項に	
	関しては、要望事項を集約し委託事業	
	者に伝え改善を依頼するなどしてお	
	り、改善事項があれば、改善を促して	
	VI C	
	(教育委員会事務局)	
[意見6] GIGAスクール支援員の継続配置	GIGAスクール支援員の配置に	他の方法
GIGAスクール支援員については、ICT機	ついては、学校現場からの要望も強い	で対応
器の整備状況等を踏まえて、求める業務内容を検	と把握している。予算事項になるの	
討し、それに応じた配置体制及び配置時期を検討	で、学校園での1人1台の端末の活用	
するとともに、ICTの活用促進のため、年度を	に向けて、学校現場の支援体制につい	
通じて継続的に配置する必要がある。	て、引き続き財政当局と協議・調整を	
	行った。	
	また、教職員からの問い合わせに対	
	応できるようヘルプデスクを設置し	
	ている。	
	(教育委員会事務局)	
[意見8] 学校園のデジタル化対応のモニタリン	学習用パソコン等のICTを活用	措置済
グの実施	した授業に関して、教員向けのシステ	
GIGAスクール構想等の学校園のデジタル化	ム操作の研修に加えて、教育委員会事	
対応について、教育委員会事務局が今後、継続的	務局に指導主事を増員配置(2名)し、	
にモニタリングしリードしていく必要がある。	ビデオ会議システム (Teams) に	
	よる教員からの相談対応や学校への	
	訪問指導・研修等を行っている。また	
	学校現場でのICTを活用した授業	
	動画等の蓄積・共有を進めている。	
	令和3年度末にアンケートや指導	
	主事による聞き取り等で活用状況や	
	課題の把握を行った。今後も定期的な	
	アンケートを行う中で、聞き取り等で	
	のオンライン授業の実施状況の週単	
	位等の把握、タブレットドリルの使用	
	状況の毎月の把握等を行い、引き続	
	き、対応状況を把握するとともに必要	
	な支援等を行っていく。	
	(教育委員会事務局)	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況につい	71 E 1 7 E	71 11 11 11 11 11
T		
[意見9]組織風土改革の進捗状況の評価につい	組織風土を変えるには、ある程度時	他の方法
て	間をかけながら着実に取り組みを進	で対応
「神戸市教育委員会改革方針」により組織風土	めていく必要がある。そのため、「神	C \\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
改革を達成するために、最終的な目標を明確にし、	戸市教育委員会改革方針」及び「実施	
以中を達成するために、取於的な自信を明確にし、		
	プログラム」には目標を設けておら	
接しているのか明らかにする必要がある。そのた	ず、情勢の変化に応じて改定していく	
めにも実施された施策が、予定したとおりに運用	ものと考えている。	
され効果が現れているか、充分に評価し分析する	「神戸市教育委員会改革方針」の進	
ことが必要である。さらに各部署で実施された	捗状況については、令和3年4月に策	
様々な施策が、教育委員会全体として見たときに	定した「神戸市教育委員会改革方針	
重複等なく効果的に行われているか検証しておく	2021」及び「実施プログラム 2021」	
ことも必要である。	において、これまでの取組状況を記載	
	し公表した。さらに、令和4年8月に	
	は、「実施プログラム 2021」の更新を	
	行った。	
	評価については、毎年、「教育に関	
	する事務の管理及び執行の状況の点	
	検及び評価」において、外部の専門家	
	により評価・意見を頂戴するととも	
	に、議会に対しても報告を行ってい	
	る。	
	引き続き、「教育に関する事務の管	
	理及び執行の状況の点検及び評価」の	
	中で、教育委員会として適切に検証を	
	行うとともに、外部の専門家からの評	
	価・ご意見も踏まえつつ組織風土改革	
	を推進していく。	
	(教育委員会事務局)	
「意見11] いじめ防止対策の継続した取組につい	毎年、各学校に対して「いじめ問題	措置済
て で	への組織的な取組に関する調査   を行	11 [2] [7]
いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ防止	っている。その調査を行う中で、各校	
対策を行うための体制は整備されつつあるもの	がいじめ問題に対する取組の検証を	
の、令和元年度発生の重大事態の調査報告書や令	がいしめ同題に対する取組の検証を 行い、必要に応じて事務局から指導助	
の、 市和元年度発生の重人事態の調査報告書やす 和元年度実施のアンケート調査結果を見る限り、	17 い、必要に応して事務局から指導助言を行っている。	
和元年度美施のアンケート調査指来を見る限り、    未だ充分に理解され運用されているとは言えない	また、令和2年9月に策定した「神	
状況にある。いじめ防止対策については、今後も	戸市いじめ対応のための実施プログ	
継続的な取組を行い、現場の教職員一人一人の意	ラム」に基づいて、いじめ対応の研修	
識を高め、いじめ防止対策のために整備された体	を実施する等教職員一人一人が意識	
制を適切に運用し、いじめ防止・いじめ対応につ	を高めるよう取り組んでいる。	
なげられるようにしていくことが必要である。	その進捗状況については、「神戸市	
	いじめ問題審議委員会」において点	
	検・評価を行っており、今後適宜必要	
	な見直しを行っていく。	
	(教育委員会事務局)	
4 財産管理の状況について		
[指摘事項1] 預金口座の管理について	全校の実態調査を行い、その結果を	措置済
預金口座の名義人又は代表者が校園長になって	もとに、学校園に通帳の印は校長の個	

令和3年度包括外部監查(監查対象:教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会)

<b>节和 3 年度包括外部監查(監查对象:教育安良云事</b>	杨川、 双州凹伍八州广川子仪和及云/	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
いない学校園については、速やかに変更手続を実	人印とするよう令和3年12月に通知	
施するか、代表者名を登録できない金融機関につ	した。	
いては当該預金口座の登録印を校園長の個人印に	(教育委員会事務局)	
するなどして預金口座を管理するべきである。		
[意見13] 予算委員会の議事録の作成等について	令和3年12月の相互支援体制推進	措置済
執行計画及び予算内容の決定過程を説明できる	会議で、議事録を作成し保存するよう	
よう、かつ、教職員間で共有し次年度以降の検討	周知した。	
に活用できるよう予算委員会の議事録を作成、保	(教育委員会事務局)	
存を徹底されたい。	(0.110.515 (2.1.0 0.0)	
[意見14] 準公費会計システムの通知文様式につ	令和5年度の通知文より学校園が	措置済
いて	使いやすいものになるよう、令和4年	10 12 17
準公費会計システムで作成できる保護者への通	度末にシステム改修を行った。	
知文等の文書については、可能な限りシステムを	(教育委員会事務局)	
活用するよう改善されたい。	(教育安貞云事物河)	
		批學次
[指摘事項2] 現金出納簿の作成について 「独戸末立学校園準公惠会計事務の毛引」に従	手元残額確認の実施や現金出納簿	措置済
「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従	への明記について、事務職員の相互支	
い、学校園においては少なくとも月1回の手元残 類な思わまない 現る山地等に明記せていませる	接体制の取組を通じて、月1回確認するよう	
額確認を実施し、現金出納簿に明記するべきであ	るよう徹底を図った。	
<b>5</b> .	引き続き事務職員の相互支援体制	
	の取組の中で周知徹底していく。	
	(教育委員会事務局)	
[意見18] 備品管理システムについて	令和5年度から導入する新財務会	措置済
学校園が使用している備品システムの老朽化と	計システムで備品管理を行う。	
事務非効率になっている事項について、システム	(教育委員会事務局)	
改修を検討する必要がある。		
5 情報管理について		
[指摘事項4] 監査・自己点検基準及び研修・訓	令和2年度の情報セキュリティ対	措置済
練基準について	策基準の改訂の際に、「監査・自己点	
情報セキュリティ対策基準を改訂した場合に	検基準」及び「研修・訓練基準」の項	
は、それを準用している監査・自己点検基準及び	番修正ができていなかった。	
研修・訓練基準も合わせて改訂するべきである。	令和4年1月12日付で「監査・自	
	己点検基準」の改訂を行った。なお「研	
	修・訓練基準」については項番修正の	
	必要なく、改訂不要であることを確認	
	した。	
	(教育委員会事務局)	
[意見19] 情報セキュリティに対する研修の実施	情報セキュリティ水準の向上に向	措置済
について	け、引き続き、研修・訓練基準に定め	
研修については、研修・訓練基準に定められた	られた方法で研修を実施していく。な	
方法で実施する必要がある。	お、新任教頭セキュリティ研修は、付	
また、教育委員会事務局において受講履歴を管	加的に実施している研修であり、教頭	
理し、欠席者に対してフォローアップを行うこと	には、別途、情報担当者研修にて定め	
で情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める	られた方法(動画研修)で研修を行っ	
必要がある。	ている。	
	受講確認についてはシステムで行	
	っており、未受講者に対しては研修動	
	画の再送を行った。	
	画の丹送を11つた。   教育委員会事務局)	
「投協車頂5〕桂却われ、リティに対すて訓練の		<b>世墨汝</b>
[指摘事項5]情報セキュリティに対する訓練の	学校園情報セキュリティ統括責任	措置済

17年3千尺已四个印画且( <u>皿且</u> 对家,教育安良云事		T# E# (17.70
監査結果の概要	措置内容	措置状況
実施について	者が計画する訓練に関して、令和4年	
情報セキュリティ対策基準及び研修・訓練基準	度は8~9月に行った事例研修に盛	
に従い、年1回訓練を実施し、その結果を報告す	り込んで実施した。次年度以降も継続	
るべきである。	予定である。	
	(教育委員会事務局)	
[意見20] 業務端末へのデータ保存について	神戸市の学校園で使用される端末	措置済
個人情報などのデータが業務端末へ保存され、	は、個人情報を含むデータを仮想端末	
その端末の紛失などによる情報漏洩が発生しない	にて管理しており、業務端末に個人情	
ように端末ごとの保存ファイル数を確認し、デー	報を含むデータを移すためには管理	
タが保存されている場合には削除を促すなどの対	職の承認が必要で、明確な目的がなけ	
策を講じられたい。	れば端末に個人情報を含むデータを	
	保存できない運用としている。	
	加えて、端末への個人情報の保存を	
	必要最小限とし、端末内の個人情報が	
	不要となった後の削除等について、令	
	和4年4月の管理職向け情報セキュ	
	リティ研修等にて周知しており、今後	
	も各種研修を通じて周知を図ってい	
	< ∘	
	(教育委員会事務局)	
「指摘事項6]情報資産台帳について	平成31年3月より、サービスデス	措置済
各学校園に対して所定の様式での情報資産台帳	クが調達をはじめとする各種の申請	
の作成について周知・徹底することで、情報セキ	手続を教職員に代わって行うサービ	
ュリティ水準の向上に努めるべきである。	ス及び適切な管理を実現するための	
	情報資産管理システムの運用を行っ	
	ている。	
	学校園情報管理者(校園長)に対し、	
	令和4年4月実施の情報セキュリテ	
	ィ研修の中で、所定の様式による情報	
	資産台帳の作成も含む情報資産管理	
	について周知しており、また、今後も	
	継続して周知を図っていく。	
	(教育委員会事務局)	
│ │「意見22〕コロナ禍等における監査について	コロナ禍が一時的なものでない状	措置済
「息兄22」コロケ倫寺における監査について  情報セキュリティ対策上、監査の果たすべき意	コロノ僃が一時的なものとない状    況となっており、今後も継続して対策	1日巨併
「	优となつ Cねり、今後も極続して対象	
義は入さいため、コロケ倫寺により子校園が多に   の場合においても全面的に中止するべきではな	か必要であることから、例えは間多的   な方法で監査を実施できないか等、極	
の場合においても全面的に甲止するべきではな   く、監査方法を工夫することで実施されたい。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
\、 血直刀伝と工大りることで夫旭されだい。	力学校園の負担増とならない方法で	
	の実施を検討する。	
	なお令和4年度から監査を再開している	
	ている。 (粉本チ号へ事效号)	
C 数本状型について	(教育委員会事務局)	
6 教育施設について		
6.2 神出自然教育園		加力士壮
[意見23] 神戸市立校園の利用割合について	令和4年度中はまだコロナの影響	他の方法
利用校園数の目標設定をするなどして、減少傾	があり、コロナ前の平成30年度と比	で対応
向にある神戸市立校園の利用割合を改善された	較すると、学校園の来園数はやや減少	
V,°	しているが、9割程度まで回復してお	
	り、更に、コロナ禍で利用促進が困難	

コ州 3 年及己伯外部監査(監査対象:教育安良云寺		<b>計量</b> 你汇
監査結果の概要	措置内容	措置状況
	であった学校園に代わり、NPO法人	
	等その他利用団体数を伸ばすことで、	
	学校園も含めた令和4年度の全利用	
	団体数は、コロナ前を上回っている。	
	(教育委員会事務局)	
[意見24] 閑散期の利用拡大について	令和4年度、作物の実りがなく神戸	措置済
閑散期における施設の有効利用、利用者拡大の	市立学校の校外学習が減少する冬季	
施策を検討する必要がある。	には、市民向け事業として豆腐作り	
	(1月)、バードウォッチング(2月)、	
	味噌作り(2月末)を実施した。今後	
	も本園の設備や環境を活かしたイベ	
	ントを企画・実施するとともに、効果	
	的な情報発信を行い、閑散期における	
	利用者の拡大を図る。	
	(教育委員会事務局)	
「意見25〕物品管理について	冬の閑散期に備品点検期間を定め、	措置済
少なくとも年1回の実地棚卸を実施する方針を	備品管理簿との照合及び可動状況の	12
定め、備品の可動状況の確認及び備品管理簿の適	確認を行い、不用備品を廃棄した。今	
E性を確認するよう検討されたい。	後も適切な物品管理に努める。	
	(教育委員会事務局)	
Ⅲ 実施重点施策について	(秋月及泉五手切/周)	
1 監理室		
1 監理室 [意見27] 地区統括官の役割について	地区統括官の果たすべき役割など	措置済
		拍旦併
地区統括官については、主な役割として、学校現界と称るでは、	については、今後必要な取組みや改善	
場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理	点等を学校管理職へ毎年アンケート	
室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を	調査を行っている。	
図ることとし、状況の把握から指導・支援まで幅	また、定期的に教育監理役や学校現	
ない業務となっている。一方で令和2年度からは	場とも意見交換を行いながら、より効	
担当地区の学校長については地区統括官が1次評	果的に機能するように検討を行って	
<b>両者、教頭については2次評価者とするとしてお</b>		
0、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登	(教育委員会事務局)	
用した監理室とのつなぎ役としての役割と齟齬が		
<b>生じないか、地区統括官の果たすべき役割につい</b>		
て充分に検討していく必要がある。		
2 学校経営支援課		
[意見28] 不落随意契約について	ICT機器の設置工事契約につい	措置済
競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札	ては、競争入札を行ったが入札者がな	
等により業者を選定することが求められ、随意契	かったために、分割して4社と随意契	
りでの対応はあくまで例外的処理であり、極力不	約したものである。	
<b>客随意契約を行うことは避けるべきである。</b>	入札準備における分割要否の検討	
競争性等が十分に図られた方法で業者を選定する	においては、事前調査(業者ヒアリン	
とめにも入札にあたっての事前調査の充実等を検	グ)を行った上で、工事内容及び工期	
対する必要がある。	が同様である別件の入札実績(※1)	
	も踏まえて、分割することで入札参加	
	業者が増える可能性はほとんどなく、	
	逆にスケールメリットが損なわれる	
	と判断したものである。	
	また、「GIGAスクール構想の加	
	速」(※2)に対応するために当初予定	
	座」(※4/1に刈心りるために目彻了圧	

1410千尺已11/11即血且(血且/13/13/13/14日安貝云甲		
監査結果の概要	措置内容	措置状況
	より半年近く前倒することになり、工	
	期が公共工事の繁忙期である年度末	
	と重なってしまい、ヒアリングを行っ	
	た業者からも事前調査の時点と入札	
	時点では状況が変わったと聞いてい	
	る。	
	以上のことから、本件の対応につい	
	ては、当時の状況下において最善の方	
	法であったと考えている。	
	意見のとおり、極力不落随意契約を	
	行うことは避けるべきと認識してい	
	る。入札準備の段階で事前調査を入念	
	に行うべく、令和4年度からは業者ヒ	
	アリング等を2社以上に行った。	
	その結果、令和4年度の競争入札4	
	件全てで落札された。	
	※1:工事の規模が該当案件の 1/3 程度に	
	も関わらず、入札参加が1社のみであっ	
	た(令和2年12月17日入札、令和3年	
	3月31日期限)。	
	※2:国の予算措置において、端末整備時	
	期が3年前倒しされた(令和5年度まで	
	に順次配布から、令和2年度中に小中学	
	校の全学年配布に前倒し)	
	(教育委員会事務局)	
	普通教室に設置しているICT機	 措置済
調達数の見積りの妥当性について事後的に検証	器は、黒板等と同じように、年度替り	при
するとともに、台帳管理などを含めた余剰機器の	の学級の増減に備えて、ある程度の余	
9 ることもに、日帳目壁なこを含めた宗和機器の   管理方法や今後の活用方法について定め、各学校	剰が必要と考えている。	
園に対して伝えるべきである。	一方で、ICT機器は黒板等に比べ	
	て耐用年数が短くリースも約7年と	
	しており、余剰機器も数年で使用でき	
	なくなることから、令和4年度以降の	
	年度替りの際には、2、3年後の学級	
	数を見据えて、減少傾向の学校から増	
	加傾向の学校へ移設を行っている。	
	学校に対しても毎年度、年度替りの	
	学級数増減に備えて、上記の取り扱い	
	を含めて通知しているが、令和4年度	
	からは、学級数が減る場合に他校へ移	
	設することがある旨を明記している。	
	(教育委員会事務局)	
「意見34] 学生スクールサポーター制度の推進に	スクールサポーターの満足度や教	他の方法
		で対応
	職員従事者数等の実績は把握してい	CXIIII
向けた目標設定	職員従事者数等の実績は把握してい   く必要があるが、本制度については	(X) \(\bullet\)
向けた目標設定 効率的・効果的な事業実施のためには、事業目	く必要があるが、本制度については、	(X) /L
向けた目標設定 効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が	く必要があるが、本制度については、 将来の教員を育成するとともに、学校	C XJ )/L
向けた目標設定 効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が将来の教職員の育成又は確保にあるとするなら	く必要があるが、本制度については、 将来の教員を育成するとともに、学校 を支援する人材を確保するという意	C XI NI
向けた目標設定 効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が	く必要があるが、本制度については、 将来の教員を育成するとともに、学校	

P和 3 年度已拾外部監査(監査対象:教育安貞云事	1	ᄺᅲᄪᅺᄺᅜᄭᄆ
監査結果の概要	措置内容	措置状況
として従事している実績や学生スクールサポータ		
一の満足度などを目標として設定することを検討		
されたい。	まうと考えている。学生がいかに満足	
	のいく活動ができ、将来教員を目指そ	
	うという考えをもってもらうかが重	
	要かと思われる。	
	そのため、毎年、学生及び配置校に	
	アンケートを実施し、学生の活動成果	
	や配置校の対応状況等を取りまとめ	
	ている。	
	他の自治体における教員従事者数	
	についても、今後協定大学を通じて把	
	握していくとともに、神戸市で従事す	
	る教員の拡充に努めていく。	
	(教育委員会事務局)	
4 児童生徒課		
[意見36] 不登校対策の充実について	不登校児童生徒への支援の現状と	措置済
神戸市の不登校児童生徒の増加傾向は、全国の	課題を検証するとともに、今後の不登	
増加傾向を上回っている状況にあり、より充実し	校対策の総合的かつ体系的な支援の	
た対策が求められている。また不登校児童生徒へ	あり方について検討するため、令和4	
の支援の考え方が刷新されており、不登校児童生	年7月以降、今後の不登校支援のあり	
徒に対する取り組み方も変えていく必要がある。	方に関する検討委員会を5回開催し、	
さらにヤングケアラーについても、実情を把握し	令和5年1月に「意見のまとめ(報	
早急に対応を行っていくことが求められている。	告)」が提出された。	
このように不登校対策については、現在の体制で	令和5年度には「基本方針」及び「総	
充分に行っていけるのか、関係諸機関との連携も	合的な不登校支援策」の策定をし、校	
含めて、さらなる支援の体制の充実や対応の仕組	内支援センターの設置促進や相談体	
みを検討する必要がある。	制の充実等、総合的な支援策に取り組	
	む。	
	(教育委員会事務局)	
「意見39〕スクールソーシャルワーカーの配置の	令和2年度の12名の配置から、令	措置済
拡充について	和3年度に17名の配置へと拡充して	10 15 17
スクールソーシャルワーカーの配置について	いる。また、国の配置基準との比較に	
は、国は「すべての中学校区に配置できることを	おいても、国の補助事業の配置基準は	
目指すことが適切」としており、直接的な支援を	全中学校に週1回3時間としている	
求めているが、教育委員会事務局では、市内全9	のに対し、本市では、17名のスクー	
区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区は2名ず	ルソーシャルワーカーを常勤職員(週	
〇に1右9つ、公域がつ子仪数の多い〇は2右9つと、基本的には間接的な支援を行う方針として	35 時間)として配置し、十分な支援	
いる。今後ますますスクールソーシャルワーカー		
	を行えるように体制を整えている。	
の役割は重要性を増すと考えられることから、さ	学校における相談機能をさらに充	
らなる配置の拡充について、間接的な支援で充分できる。	実させるため、引き続きスクールソー	
であるかも含めて今後も検討していく必要があ	シャルワーカーの効果的な配置や支	
る。	援方法について検討していく。	
□ 茶+① +℃/黄 部	(教育委員会事務局)	
5 教科指導課	図事際曲ショニンフェンマ 処を毛	₩ <b>屈</b> 冷
[意見41] 図書管理システムの活用	図書管理システムについて、教育委員会としている。	措置済
効率的な図書館運営の観点から、学校図書館への図書館での	員会として検討し、令和5年度予算要	
図書管理システムの活用について検討する必要が	求を行った。システムの必要性は認め	
ある。	られたものの、全市の予算配分の観点	

<sup>〒和3年度己伯介・部監査(監査対象:教育安員云争</sup> 監 査 結 果 の 概 要	措置内容	措置状況
<u> </u>		拍트小仉
	から見送られた。	
	令和6年度予算要求に向けて、シス	
	テムの機能やコスト低減方法に加え、	
	学習用パソコンの活用、文部科学省等	
	の動向も踏まえながら、引き続き要求	
	を行っていく。	
	(教育委員会事務局)	
[意見42] 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置に	令和5年度より、「個別最適な学	他の方法
かかる目標設定	び」の実現に向けて、教員免許を有	で対応
効率的・効果的に事業を推進するには、事業目	すること等を踏まえ、処遇及び業務	
的に沿った目標、例えば学力調査結果の向上やい	内容を見直し、より学習支援に力点	
じめ件数の減少数等、複数の事業とともに評価で	をおく「学習指導員」とする等の見	
きる目標を設定することを検討するべきである。	直しを行う。配置による学力向上の	
	効果等の測定は難しいが、放課後学	
	習の充実等を図りながら、学力向上	
	に取り組んでいく。	
	(教育委員会事務局)	
[意見46] 外国語指導助手(ALT)の勤怠管理	学校園の庶務事務システムの活用	措置済
について	は、システム管理の対象外となってい	
今後も増加が予想されるALTの勤怠管理につ	るため、実現は難しいが、令和4年度	
いて、システムの活用等により手作業の工数を削	より、ALTの勤怠管理について、出	
減できるよう、勤怠管理の事務効率化を検討する	勤・服務管理を見直し、システム化は	
必要がある。	未定だが、データによるやり取りに変	
22.000	更している。システム導入について	
	は、会計年度任用職員全体の動向を注	
	視していく。	
	(教育委員会事務局)	
6 学校教育課	(VIIXXXIII)	
[意見47] 閑散期の業務配分について	   外国人児童生徒等が在籍する学校	措置済
学校園への派遣が少ない閑散期において、巡回日		11157/1
本語指導員やランゲージコーディネーターが実施	学校園のニーズを把握のうえ、令和3	
できる業務を学校園からのニーズにより整理のう	年度は実施時期を変更、令和4・5年	
え、翌年度の年間計画を立案することを検討する	度はそれぞれ実施回数を増加する年	
必要がある。	間計画の変更を行ったことにより、年	
2. × 10. 50	間の業務量の平準化にもつながった。	
	(教育委員会事務局)	
[意見48]子ども多文化共生サポーター及びラン	子ども多文化共生サポーター及び	措置済
ゲージ支援員の勤怠管理について	ランゲージ支援員を含む会計年度任	1月 1日(月
クーン又接負の勤忠官理について 子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支	フンケーン又接負を含む云町年度任   用職員の勤怠管理や給与支給事務に	
接員について、交通費の集計及び計算を含む勤怠	円職員の勤忌官珪や柏子又和事務に   ついては、令和4年度より報告様式や	
管理の事務効率化を検討する必要がある。	報告期限の統一化等事務の効率化を	
	行い、令和5年度からは旅費計算の事	
	務統一化が行われることにより、一定	
	の効率化が図られた。	
	今後も引き続き事務のアウトソー	
	シング等の可能性を検討していく。	
- 44 PM-44 15 MI -44****	(教育委員会事務局)	
7 特別支援教育課		I II. post s. I -
[意見49] 自校通級指導教室の整備について	通級指導担当教員を対象とする研	措置済

11年10年及已1177年11年11年11月78年次月安县云中		1
監査結果の概要	措置内容	措置状況
自校通級指導教室の整備の意義は大きく、その	修を職務研修と位置付け、経験年数に	
効果も大きなものが期待されるが、通級教室に携	応じた研修を行っている。	
わる教員の育成は大きな課題である。自校通級指	自校通級指導教室の教員について	
導教室は各校1人の配置となる学校が多くなるこ	は、経験年数に応じた研修を受講する	
とが想定され、教員の負担が大きくなるとの懸念	ほかに、専門性を有した拠点校通級指	
がある。	導教室の教員から指導助言を受ける	
自校通級指導教室の整備に際しては、その都度課	ことができるよう、月1~2回ブロッ	
題に対処し、着実に教員の育成・養成を行い、ま	クごとに集まって連絡会を開催して	
た指導・支援体制を整えながら、進めていくこと	いる。また、連絡会の場以外でも、日	
が必要である。	頃から指導法や教材などについて相	
	談できるようにしており、自校通級指	
	導教室の教員が孤立することのない	
	よう体制を整えている。	
	今後も、経験年数や役割に応じた研	
	修の充実を図り、拠点校通級指導教室	
	と自校通級指導教室の連携が図れる	
	ような体制を整えていくことで、通級	
	指導担当教員の資質の維持・向上に努	
	かていく。	
	(教育委員会事務局)	
   「意見50] 人工呼吸器を使用している児童生徒が	特別支援学校における看護師につ	他の方法
いる学校への看護師の配置について	いては、現在(令和4年度)、特別支	で対応
特別支援学校で医療的ケアを必要とする子ども	援学校4校に合計21名(指導的な立	( ) 1/10
の安全性の観点から、日本小児看護学会の政策提	場を担う「主任看護師」2名含む)の	
言にある人工呼吸器を使用している児童生徒がい	看護師を配置している。	
る学校への看護師の加配について検討していくこ	有暖師を配置している。 令和4年5月1日時点においては、	
る子似への看護師の加配について検討していくことが必要である。	医療的ケアを必要とする児童生徒	
この必要である。	, ,,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	4.3 人に1人の看護師の配置を実現	
	している。(日本小児看護学会の政策	
	提言では、児童生徒5人に対して最低	
	1人以上の看護師を配置することと	
	されている)	
	また令和5年度より主任看護師に	
	加え、学校看護師の中で統括的な役割	
	を担う、リーダー看護師を配置する。	
	主任看護師の補佐としての役割を担	
	うとともに、他の職種また看護師間の	
	連携の中心となり、円滑な学校運営を	
	推進する。	
	児童生徒の安全・安心のため、今後	
	も最適な看護師の配置を検討する。	
「辛貝51] 右側ギニンニッマし ハンカル ム・デナ	(教育委員会事務局) 際宝廷別が思わる日帝と先が左答	世里沙
[意見51] 有償ボランティアとインクルーシブ支	障害種別が異なる児童生徒が在籍 ・ 支援が必要な場合は、インクルーシン	措置済
接員の配置について 現在、有償ボランティアトインクルーシブ支援	し支援が必要な場合は、インクルーシーズ支援員と有償ボランティアの併用	
現在、有償ボランティアとインクルーシブ支援	ブ支援員と有償ボランティアの併用	
員の併用は認められていないが、児童生徒及び保護者のニーズの学校側のニーズに応えていくため	を認めている。また児童生徒や学校状	
護者のニーズや学校側のニーズに応えていくため	況により、障害種によらず併用し配置	
には、併用ができる制度も含めて、より柔軟な対	することも例外的に行っている。	
応がとれるよう検討していくことが必要である。	支援を必要とする児童生徒は年々	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	増加しており、支援へのニーズは高ま	
	っているため、より柔軟な対応ができ	
	るよう、特別支援教育支援員に関する	
	予算を増額して対応しているところ	
	である。	
	令和5年度より、職種の明確化のた	
	め、インクルーシブ支援員を「特別支	
	援教育支援員(会計年度任用職員)」	
	に、特別支援教育支援員を「特別支援	
	教育ボランティア(有償ボランティ	
	ア)」に名称を変更する。	
	特別支援教育支援員(会計年度任用	
	職員)は配置要件を定め、支援を必要	
	とする児童生徒の学習支援や、児童生	
	徒の障害理解の促進の役割を担う。	
	一方で、特別支援教育ボランティア	
	(有償ボランティア) は、教員の補助	
	として活動し、主に児童生徒の安全面	
	での見守りを行う。	
	いずれも支援が必要な児童生徒に	
	対して、効果的な支援を行えるよう配	
	置を行う。	
	(教育委員会事務局)	
[意見52] バス車両買い替えの際の運行形態の比	令和4年度時点で、特別支援学校の	措置済
較検討について	スクールバスは直営バス4台、運行管	
直営、運行管理、借り上げとの3形態で運行し	理バス 12 台、借上バス 23 台の計 39	
ているスクールバスについて、市が所有する車両	台となっている。	
の老朽化等による買い替えにあたっては、運行形	毎年、直営の自動車運転手の動向を	
態ごとのコスト面やその他の課題等について比較	注視し、運行形態ごとのコストや課題	
検討を行う必要がある。	を比較しながら、どの運行形態で運行	
	することが望ましいのか検討してい	
	るが、今後も引き続き検討を行ってい	
	< ∘	
	(教育委員会事務局)	
[意見53] 週あたり派遣時間の上限について	これまでに様々な改正を行い、令和	措置済
特別支援学校以外の学校園における看護師派遣	4年度時点で、市立学校園で医療的ケ	
の週あたり派遣時間の上限を10時間に拡大した	アが必要な幼児児童生徒に対し、週あ	
が、保護者からは派遣時間のさらなる上限拡大の	たり上限10時間で実施している。	
要望もあることから、さらなる派遣時間の延長に	令和5年度からは原則週10時間と	
ついて、看護師派遣の方法も含めて検討が必要で	し、医療的ケアの内容によっては週	
ある。	15時間まで延長を可能としている。	
	今後は、最適な看護師派遣の方法等	
	についても検討を行っていく。	
	(教育委員会事務局)	
9 学校環境整備課		
[意見58] 工事請負契約の随意契約について	これまでも発注にあたっては関連	措置済
競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札に	する調査の事前実施に努めていたが、	
		1
より業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。そのため、	令和4年度より、より一層事前に詳細 な調査が必要か判断し実施する事と	

11/11/0 千尺已11/1/11/11/11 (三旦/03/3/3/17/3/17/17/17/17/17/17/17/3/3/3/3/	初间、	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
事前調査の充実を図るとともに、予算に係る調整	した。また、工事担当局と綿密に打合	
も十分に行い、工事計画や発注方針に従って競争	せを行うことで、予算や工事計画を十	
入札が実施できるように対応する必要がある。	分に調整し、入札による業者選定に努	
	めた。	
	(教育委員会事務局)	
[意見59] 委託契約の随意契約について	地下埋設の発見などの想定外の事	措置済
競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札	態もあり、すべての状況を事前に確認	
等により業者を選定することが求められ、随意契	することには限界があるが、事前調査	
約での対応はあくまで例外的処理であることか	の充実により、対応可能である場合も	
ら、事前調査の充実等により競争性等が十分に図	あると考えられる。	
られた方法で業者を選定する必要がある。	これまでも発注にあたっては関連	
	する調査の事前実施に努めていたが、	
	令和4年度より、より一層十分な事前	
	間査を行い、適切な業者選定を行うよ	
	う努めた。	
	プラめた。   飲育委員会事務局)	
「辛目GO】禾��刧幼久妬の亦更について	(教育安貞云事務局) これまでも発注にあたっては関連	世
[意見60] 委託契約金額の変更について	,	措置済
業者選定前に事前により詳細な調査を実施する	する調査の事前実施に努めていたが、	
必要がある。	令和4年度より、より一層事前に詳細	
また、計画が大幅に変更される場合には、業者	な調査が必要か判断し、実施する事と	
の再選定も含めて検討する必要がある。	した。また、計画が大幅に変更される	
	場合には、業者の再選定も含めて検討	
	を行う方針とした。	
	(教育委員会事務局)	
[意見61]トイレ洋式化業務委託の2号随意契約	契約方法の検討を行い、今後は、地	措置済
について	元業者による見積り合わせ・競争入札	
競争性、透明性、経済性等の観点から安易に随	を行う。	
意契約を締結するのではなく、他自治体の動向等	なお、令和4年度はトイレ洋式化業	
も参考にしながら、契約の方法を検討する必要が	務はなく、令和5年度予定業務から対	
ある。	応する。	
	(教育委員会事務局)	
[意見62]神戸市立学校施設昇降機保守点検業務	保守業務を含めた昇降機設備設置	他の方法
について	工事の契約について検討したところ、	で対応
昇降機の場合、一旦設置すると短期の入れ替え	契約監理課・メーカーとも事例が無	
が難しいことが想定される一方、設置後の保守点	く、メーカーによっては契約が困難で	
検業務等に係る契約は特命随意契約として締結さ	あるとの回答であった。	
れることが多く、設置後の契約金額の妥当性の検	保守点検業務等に係る契約につい	
証が困難となることが多いため、業者選定時に設	ては、引き続き安全性や経済性等の観	
置後の保守点検業務等の契約も含めて入札する等	点も踏まえて、メーカー毎の契約とす	
の対応を検討されたい。	る。	
	(教育委員会事務局)	
IV 一般財団法人 神戸市学校給食会について		
3 設立以降の財務状況の推移		
[指摘事項14] 公益財団法人神戸市スポーツ協会	神戸市、スポーツ協会、教育委員会、	措置済
の給食物資調達運転資金について	学校給食会で協議し、令和5年度当初	— * .
学校給食会に移管されなかった公益財団法人神戸	予算において、学校給食会へ移管し	
市スポーツ協会に積み立てられた給食物資調達運	た。	
転資金について、現在の状況を確認し、引き続き	(学校給食会)	
対応の検討を進められたい。	(子及州及云)	
/17//ロマノ1大日1で XEVノ ワオレ/Cマ で		

<sup>〒和3年度己伯介・部監査(監査対象:教育安員云事</sup> 監 査 結 果 の 概 要	措置内容	措置状況
4 事務処理について		
[意見65] 事業委託審査委員会について	令和4年10月1日に「事業委託審	措置済
100万円以上の委託契約について、事業委託審査	査委員会運営要綱」を改正し、事務局	10,000
委員会の審議をもって契約の可否を決定し契約を	所管課長である健康教育課長を委員	
締結している。	に加えることで組織体制の実効性を	
しかし、学校給食会の組織体制は人員数も少なく	高めた。	
審議の実効性には疑問がある。そのため、組織体	(学校給食会)	
制の充実を図る、事務局所管課が関与する等の対	(子仪和及云)	
応を講じる必要がある。	○ 1. 4 左 左 位 分 1. 日 送 2. 1. 日 送 2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	₩ 田 ン卆
[意見66] 随意契約の結果の公表について	令和4年度締結分より、市と同様の	措置済
神戸市では、随意契約を締結した工事請負契約、	条件で、ホームページでの公表を開始	
物品等契約、及び特命随意契約を締結した委託契	した。	
約金額のうち地方自治法施行令第167条の2第1	(学校給食会)	
項第1号の規定を超える金額の契約について、件		
名、契約締結日、契約の相手方、随意契約理由等		
をHPで公表しているが、学校給食会では同様の		
規定はなく、公表もされていない。		
市の100%出資団体であることからも、契約手続		
の透明性を高めるために、市と同様の取扱いとす		
ることを検討されたい。		
5 新型コロナウイルスへの対応状況		
「意見69〕食材の転用について	休校により不用となった食材につ	措置済
給食中止により発生した廃棄食材の中には賞味	いては、後日給食への転用を含め、業	70 (20)
(消費)期限が長期のものも散見され、保管費用	者になるべく転用を促したうえで、食	
の負担を考慮しても、廃棄よりも保管して後日の	材によっては、フードバンク、こども	
給食に転用する方がコスト面で優位と思われるも	食堂、社会福祉法人等へ寄附を行って	
のもあった。	(NS。	
現行では長期休校の場合に不要となった食材につ	(学校給食会)	
いての取扱いは、調味料等容易に長期保管可能な	(子仅相及云)	
ものを除き、廃棄、業者による転売(食材補償費からの減額)やフードバンク、こども食堂、市内		
社会福祉法人等への寄附に限定されているが、後		
日の学校給食への転用も検討する必要がある。		
6 今後の在り方について		
[意見70] 3 つの方向性に対するコストの試算に	給食事業の方向性を決定する際に	措置済
ついて	はコストの試算が必要である旨を事	
「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事	務局で共有を行った。	
業のあり方に関する意見 (平成29年12月15日)」に	現在、コストの試算を行うべき給食	
おいて、事業分割を選択した場合、「学校給食事業	事業の方向性の決定事案はないが、今	
に特化した新規団体の設立によって、総務部門に	後、学校給食会での事業のあり方を検	
要する新たな管理コストや資金管理コストが発生	討する際には、コスト試算も含めて検	
し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加	討していく。	
するのは明らかである。このため、「コストを生み	(教育委員会事務局)	
出してもなお、団体を新規で設立するメリットに		
ついて」極めて慎重に検討する必要がある」との		
指摘があったが、3つの方向性に対するコストの		
試算が行われている文書が確認できなかった。		
今後、給食事業の方向性を決定する際にはコスト		
の試算を行うべきである。		

令和3年度包括外部監査(監査対象:教育委員会事		10 - 11 -
監査結果の概要	措置内容	措置状況
[指摘事項16] 組織体制の脆弱さについて	これまで会長は教育長が兼任して	措置済
学校給食会では、神戸市学校給食の副食食材の	いたが、令和4年4月より専任の会長	
調達、及び令和2年度では40億円を超える神戸市	が就任し、ガバナンス向上を図るべく	
の学校給食事業の食材購入費や食材補償費に係る	組織体制を強化した。	
支払業務を担う資金を取扱っているが、内部統制	(学校給食会)	
体制の充実が図ることができる体制とは言い難		
く、組織体制を強化するべきである。		
[意見71] 学校給食会の存在意義について	学校給食会は、現状からの改善に向	措置済
学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務で	けて、以下のような取り組みを進めて	
あり、現状の改善に向けた取組を進められたい。	いる。	
また、現状からの改善が見込めない場合には、	これまでは役員の構成をはじめ組	
学校給食会の法人としての継続の必要性の可否に	織全体として学校給食に専念する体	
ついて検討されたい。	制にはなかったが、学校給食に特化し	
	た団体を設立したことで、業務のさら	
	なる充実が図られている。具体的に	
	は、役員等に学校関係者のほか、食材	
	調達に関しても専門的な意見がもら	
	えるよう外部の有識者を迎え、理事	
	会・評議員会の開催をはじめ、組織全	
	体で学校給食に関連する事業を推進	
	する体制を整えている。	
	また、新たにホームページを立ち上	
	げ、学校給食用食材についての産地や	
	検査結果の情報をはじめ、地元農家を	
	直接取材しシリーズで紹介するなど、	
	特に食育・地産地消に関してきめ細かりはは地で行える。	
	な情報発信を行っている。	
	食育支援事業の取り組みとしては、	
	学校給食関連企業が実施する食育プログラス(工規具学等)の利用促進さ	
	ログラム (工場見学等) の利用促進を	
	図るため、学校へのバス借上料の助成制度なる和三年度に新売したほか	
	制度を令和元年度に新設したほか、	
	「神戸っ子みそづくりプログラム」な どの体験型の事業を充実させている。	
	との体験型の事業を元美させている。    地産地消推進事業としても、兵庫県	
	地産地相推進事業としても、共庫県     産トマトを加工したピューレを学校	
	佐下マ下を加工したしューレを子校   給食で提供するなど、新たな取り組み	
	お良く促供するなど、利にな取り組み   を実施している。さらに、専任の会長	
	就任により関係団体(市、市場関係者、	
	MITCより関係団体(II)、印場関係有、    JA など) との連携をこれまで以上に	
	JA など)との連携をこれまで以上に     深め、比較的需要の少ない大玉の市内	
	産キャベツを積極的に調達するなど	
	地産地消の推進により一層取り組む	
	ことができている。	
	ここがくことがる。   学校給食においては、大量の食材を	
	安定的に調達する必要があり、発注量	
	の変更や、気象警報発表時の取り扱い	
	など、弾力的な対応も必要になる。市	
	(教育委員会)で直接調達する場合は	
	(水月女只女/へ)四次明/走りる物口(よ)	

令和3年度包括外部監查(監查対象:教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会)

11110千尺已111/1印画且(画且对家、教育安良云节	场间、	
監査結果の概要	措置内容	措置状況
	入札手続き上の制約のため、同様の対	
	応は困難である。	
	また現在、給食費の公会計化に向け	
	た検討を進めており、その中で食材調	
	達業務等のあり方についても検討を	
	行っていくが、現時点で学校給食会以	
	外の民間の事業者が同等の業務を実	
	施するのは難しいと考えている。	
	このように、学校給食会は業務の充	
	実を図るとともに、市(教育委員会)	
	や民間の事業者では対応困難な事業	
	にも柔軟に対応が可能であることか	
	ら継続は必要であると考えている。	
	引き続き教育委員会と学校給食会が	
	連携し、安全で良質な給食の提供等に	
	努めるとともに、社会情勢の変化を踏	
	まえ、団体のあり方が時代に合ってい	
	るか絶えず確認しながら、必要に応じ	
	て見直しを行っていきたい。	
	(教育委員会事務局、学校給食会)	

共同事業体) 措置状況 監査結果の概要 措置内容 (2) 意 現金管理について、改めて状況を確認 ①金庫での保管現金の管理について 措置済 センター1 階事務所の金庫内の保管現 し、対応方法を検討した。 金を確認したところ、金庫内には、現金 事務所では、小口現金ほか、金融機関 で徴収した利用料金、小口現金、事業で への入金を行うまでの一時的な現金など 使用する経費といった様々な現金が保管 の保管管理を行っているということも踏 まえ、(令和4年11月から)以下のよう されているが、何の現金を、いつ、誰が 入金あるいは出金し、今の残高がいくら な運用ルールとした。 であるかといった内容をまとめた一覧表 等は作成されておらず、現在金庫内に保 ①金庫内現金の推移・現在高の明確化 管されている現金の額がいくらなのか 現金の残額が確認できるよう、金額に は、「利用料金入金チェック表」や「小口 変動があるたびに残額を更新する記録表 現金出納帳」等、現金の種別ごとに作成 を Excel データで作成し、一目で状況を されている帳簿類と保管されている現金 確認できるようにした。 を照合しなければ確認できない状態であ ②定期的な管理職チェックの実施 った。 また、小口現金の日々の入出金につい ①の資料と、実際に金庫内にある現金 て複数人でチェックをする体制になって の状況を管理職が月1回突合確認し、確 おらず、小口現金拠出伺いは日ごとの決 認の記録を残している。 裁がされていなかった。 神戸市の「現金等管理マニュアル」で ③入出金時などの複数人での金額確認 は、「3. 現金取扱時のチェック」として、 入出金時の複数職員での残額確認に加 「現金や郵便切手類を取り扱うときは、 え、原則として、毎日の始業時・終業時 事故防止はもちろんのこと、計算間違い に複数職員による確認を行っている。 などを防ぐためにも、複数の職員による 検算や管理職による現金の入出金や郵便 運用ルールについては、管理職だけで 切手類の使用の都度のチェックが重要で なく利用する可能性のあるすべての職員 す。」とし、同⑥では「つり銭資金、交際 に対して、周知を行った。 費、還付のための準備金等、常時必要と 今後、人事異動などのタイミングで適 なる事務経費として交付を受けた前渡金 宜周知を実施していく。 (常時保管現金) については、毎日、原 所管課としても、引き続き指定管理業 則として始業時・終業時に、複数の職員 務の定期的な現地確認を行い、適正な事 による残高検算を行うこと。」と記載され 務執行に努めていきたい。 ている。また、「7. 外郭団体等における チェック」として、「本市の出資団体など、 本市と深い関わりのある法人において は、本市同様、その運営には、市民の関 心も高く、説明責任が求められることも あります。そうしたことから、現金等の 管理においても市に準じた厳格な運用が 求められます。」と記載されている。

これら小口現金や現金で徴収した利用 料金等の金庫内の保管現金については、

令和 2 年度 財政援助団体等監査(監査対象: 社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体)

監査結果の概要	措置內容	措置状況
事故防止や計算間違いを防止するために も、保管現金全体の入出金及び現在高を まとめた一覧表を作成する等により保管 現金の現在高の把握に努めるとともに、 入出金の都度、複数の職員でチェックし、 毎日始業時と終業時に管理職による確認 を行われたい。		

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項		
ア 法令、定款等に基づき理事会が適正に		
決議するべきもの		
(ア) 業務の適正を確保するための体制	法に規定する項目に合わせて、令和4	措置済
一般法第 197 条により準用する同法第 90	年6月15日開催の令和4年度第4回理事	
条第5項により、大規模一般財団法人にお	会において決議した。	
いて理事会は同条第4項第5号の「理事の		
職務の執行が法令及び定款に適合すること		
を確保するための体制その他一般社団法人		
の業務の適正を確保するために必要なもの		
として法務省令で定める体制(以下「業務		
の適正を確保するための体制」という。)の		
整備」を決定しなければならないこととさ		
れている。そして、公社は令和2年度末の		
貸借対照表の負債の部に計上した額の合計		
額が 200 億円以上であることから一般法第		
2条第3項により大規模一般財団法人にあ		
たるため、公社の理事会は業務の適正を確		
保するための体制の整備を決定しなければ		
ならない。		
理事会において決定するべき業務の適正		
を確保するための体制は、一般財団法人及		
び一般財団法人に関する法律施行規則(以		
下「法務省令」という。)第62条により準		
用する法務省令第 14 条により次のとおり		
とされる。		
<法務省令>		
(理事会設置一般社団法人の業務の適正を		
確保するための体制)		
第十四条 法第九十条第四項第五号に規定		
する法務省令で定める体制は、次に掲げる		
一理事の職務の執行に係る情報の保存及		
び管理に関する体制		
二 損失の危険の管理に関する規程その他		
の体制		
三 理事の職務の執行が効率的に行われる     ことを確保するための体制		
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に		
適合することを確保するための体制		
五 監事がその職務を補助すべき使用人を		
置くことを求めた場合における当該使用		
人に関する事項   六 前号の使用人の理事からの独立性に関		
八 前号の使用人の理事がらの独立性に関     する事項		
七 監事の第五号の使用人に対する指示の		

*ソくり公社//		
監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
実効性の確保に関する事項 ハ 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 + 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用とは債務の処理に係る方針に関する事項 ー その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 法務省令第14条第7号、第9号及び第10	指	<b>指直</b> 狄 <i>亿</i>
号は平成 27 年の改正により新設されたものである。  公社では、上記4(5)のとおり業務の適正を確保するための体制の基本方針(内部統制システムに関する基本方針)を平成25年6月理事会で決定しているが、平成25年の決定以降に基本方針の見直しは行っておらず、新設された規定に基づく体制の整備について理事会で決定していない。  平成27年に新設されたものについて適正に理事会で決定し、業務の適正を確保するための体制の整備をするべきである。また、基本方針については、法令改正などの諸事情を踏まえ、理事会において十分議論のうえ、適宜見直しが行われるよう努められたい。		
(イ)事業報告 事業報告については、一般法第 199 条により準用する同法第 123 条第 2 項により作成しなければならず、同法第 124 条により理事会の承認を受けなければならないこととされている。そして、事業報告の内容については、法務省令第 64 条により準用する同令第 34 条第 2 項において、「当該一般財団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)」(第 1 号)及び「法第百九十七条において準用する法第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内	令和4年6月15日開催の令和4年度第 4回理事会において、事業報告の中に盛 り込み、承認を得た。	措置済

つくり公社//		
監査結果の概要	措置內容	措置状況
容の概要及び当該体制の運用状況の概要」		
(第2号) と定められている。		
上記(ア)のとおり、公社の理事会は業務		
の適正を確保するための体制の整備を決定		
しなければならず、その基本方針を平成25		
年6月理事会で決定して運用しているが、		
公社の理事会の議案を確認したところ、事		
業報告については法務省令第34条第2項		
第1号に関するもののみで、同項第2号に		
関するものについては作成しておらず、理		
事会の承認を受けていなかった。		
法令に基づき、適正に事業報告を作成し		
理事会の承認を得るべきである。		
コ 指定管理施設の備品の管理を適正に行		
うべきもの		
(イ) 神戸市立こうべまちづくり会館	指定管理者とともに、令和4年8月中	措置済
神戸市立こうべまちづくり会館のギャラ	に施設内の備品の確認作業を行い、備品	
リーで物品管理簿と備品の一部を照合した	の現状を正確に記録した物品管理簿の整	
ところ、次のような事例があった。	備を完了した。	
A 物品管理簿に備品の記載がなく、備品	また今後も、引き続き適正な備品管理	
には備品番号票を貼付しているが備品	を行うよう公社に指導を行った。	
番号の記載がない事例 (カウンター)		
B 物品管理簿の備品番号と備品番号票		
の備品番号との照合ができず、物品の特		
定が困難な事例(机、椅子、花台)		
神戸市立まちづくり会館の管理運営業務		
ついての協定書により、備品の管理につい		
ては「指定管理者が管理する市の所有に属		
する物品については、市物品会計規則及び		
関係例規に基づいて管理等を行うものとす		
る。」とされている。そして、神戸市物品会		
計規則第8条により「物品管理者は、物品		
の受領又は交付の都度、物品管理員をして		
物品管理簿に記載させなければならない。」		
とされ、同規則第10条により「物品管理者		
は、その使用中の備品に備品番号票を付け		
て整理しなければならない。」とされてい		
る。		
協定書に基づき、備品の管理を適正に行		
うべきである。		
また、神戸市所管局は、備品の現状を正		
確に記録した物品管理簿を整備し、神戸市		

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
物品会計規則等に基づき適正に備品を管理 するよう指定管理者である公社を指導する べきである。		